

# 平成24年度三次市行政評価

## 事務事業評価一覧(資料)

### (2次評価結果)

平成24年10月



三次市地域振興部企画調整課

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A27～30 B22～26 C17～21 D12～16 E6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析										手段の適切さ				市の役割				必要性				1次総合評価				2次評価事務事業																											
												H23年度		H22年度		H23年度		H24年度		説明		活動指標(1)		成果指標		H22年度		H23年度		H24年度		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市関与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点		H22年度		H23年度		H24年度		判断理由		内容		改善区分		判断理由		内容		改善区分	
												活動指標	単位	数値	数値	数値	数値	説明	活動指標(1)	単位	数値	数値	数値	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	総合評価	判断理由	内容	改善区分	総合評価	判断理由	内容	改善区分	総合評価	判断理由	内容	改善区分	総合評価	判断理由	内容	改善区分																	
1	第1こども	1子育て	17	健康推進課	乳幼児等予防接種費助成事業	次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、病気の発症予防や重症化を防止するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るとして任意予防接種費用を助成する。 ①「流行性耳下腺炎・水痘」(平成17年度から一部助成)【助成回数・助成額】流行性耳下腺炎 1回 6,000円以内、水痘 1回 8,000円以内 ②「ヒブワクチン・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン」(H23.1.11～H25.3.31まで、国のワクチン接種緊急促進事業として全額助成)【助成回数・助成額】:ヒブ4回以内 7,000円以内/回、小児用肺炎球菌 4回以内 10,000円以内/回、子宮頸がん3回以内 15,500円以内/回	流行性耳下腺炎・水痘については、平成17年度から実施しており、市民に定着してきている。ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんは、国の事業として実施しており24年度で終了が予定されている。ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防接種は、今後、定期予防接種化が見込まれており定期予防接種化により現行の補助金が廃止されることが考えられ、市財政負担が大きく、対象者・助成回数・助成金額等の見直しが必要とされている。被接種者の経済的理由により、接種が左右されることがないよう、何らかの措置は必要と考える。	①流行性耳下腺炎・水痘 ②ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん	保護者の申請により、予防接種券を交付し、予防接種券を利用して接種することで費用助成を行う。	任意予防接種にかかる費用を助成することにより経済的負担の軽減を図るとともに、疾病にかかるとを予防し、子どもが健やかに成長することを促す。	広報・ホームページ・健診等を利用して制度の周知を図っている。	78,235	(1) 助成券交付数(水痘等) 枚	1,302	861	860	事業開始から7年経過し標準的な接種年齢の人が申請するため交付件数が一定してきている。	22,994	(4) 接種件数(水痘等) 件	889	752	720	H17～事業開始。	4	4	4	爆発的な流行や重症化の事例がないため、費用助成を行うことでワクチン接種率が上がり、重症化防止につながっているが検証が必要。	3	3	3	集団予防目的の予防接種は、接種率を上げることで効果が上がり、重症化防止につながっているが検証が必要。	4	4	4	市の事業として実施することにより、健康被害の救済及び費用助成による接種率の向上、重症化防止につながっているが、現行では任意接種によるものであり、受益者負担と併せ検討が必要。	5	5	5	集団予防(社会防衛)と個人予防のいずれも主目的とされており、次世代を担う市民の健康確保につながる。	23	B	継続	継続	市が費用助成を任意で実施しているが、国の予防接種法に照準を置いて実施している。同時に、費用負担のあり方についても検討されている。自治体や被接種者の経済状況による差が生じないよう、公平かつ将来的に持続的に実施するよう、改善を図る必要がある。	16	受益と負担の適正化	有	有	16	受益と負担の適正化	有	有													
2	第1こども	1子育て	17	健康推進課	妊婦健診助成事業	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査補助券(母子健康手帳別冊)を交付することにより、経済的負担の軽減と母子の健康管理充実を図る。交付枚数を徐々に増やし、平成21年度から全妊婦に対し14回分(1回あたり5,300円)、子宮頸がん検診受診券1回を交付している。また、H23年度からはHTLV-1抗体検査、クラミジア検査の費用助成も実施している。妊婦一般健康診査補助券(6回～14回分)とクラミジア検査は、広島県妊婦健康診査支援事業補助金の対象となっているが平成24年度で終了予定。	妊婦健診の費用を助成することで経済的負担が軽減されるとともに、妊婦の早期届出・妊婦期の健康管理の充実につながっている。HTLV-1抗体検査、クラミジア検査を追加し、内容をさらに充実させた。今年度まで、広島県妊婦健康診査支援事業補助金が、一般財源の増大が見込まれ予算の確保と長期的な運用の検討が必要。	妊婦一般健康診査検査券1回(10,340円)、子宮頸がん検診受診券1回(3,400円)、クラミジア検査券1回(2,100円)	健診費用における負担の軽減を行うことで、母子ともに定期健診を受けやすくなる。	事業の継続		37,045	(1) 補助券交付人数 人	498	482	500	年間の母子健康手帳交付人数(受診対象者数:転入・転出等)が減少している。	81,635	(4) 助成券利用枚数(延べ) 枚	5,173	6,755	7,000	一人当たりの平均利用枚数は増加している。	5	4	5	母子健康手帳交付時に説明し、妊婦初期より補助券を利用して健診を受けることができ、経済的負担の軽減が図られる。定期健診を受けることにより、妊婦自身の健康管理に役立つことができる。	4	5	5	妊婦初期からの受診状況の把握に役立っている。また、補助券の枚数を拡大したことにより、受診しやすさが増している。	5	5	5	母子健康手帳交付時継続した母子の関わりを持つことができ、母子の健康確保の観点から、市が行うことが妥当。	5	5	5	少子化対策の一つとして妊婦期の経済的負担を軽減することは有効とされている。補助券の枚数が増えたことにより、健診に行く機会を増やすことができ、社会的ニーズは高いといえる。	29	A	継続	継続	妊婦健診にかかる費用助成により、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減し、安心安全な出産につながる。全額自己負担の健診費用を助成することで妊婦の健康管理の向上に大きく貢献していると考えられ継続実施が必要である。	10	効果の検証(行政評価)	有	有	10	効果の検証(行政評価)	有	有													
3	第1こども	1子育て	17	健康推進課	未熟児訪問事業	未熟児は、生理的に未熟であり疾患にも罹患しやすく、心身の障害を残すことも多い。保健師や助産師、看護師が訪問指導を行い、心身ともに健康な発育発達を支援する。(平成17年度から県からの事務権限移譲により三次市が実施)	未熟児養育医療申請に関する早期から家族や医療機関と連絡・調整が図れ、退院後早期に訪問ができ支障につながっている。その他のハイリスク児については、乳児家庭全戸訪問事業で連絡・訪問した際に確認し保健師により継続訪問を行っている。	市民(未熟児・低出生体重児とその家族)	訪問により養育指導や相談、子育てに関する情報提供等を行う。	未熟児・低出生体重児の健やかな発育と発達を促し、その家族の育児不安の解消を図る。	毎月、出生届に基づき出生体重を把握し、早期の訪問につながるようになっている。未熟児養育医療の対象者の場合は、入院中から家族や医療機関と連絡をとり、早期からの支援を行う。	1,447	(1) 延べ訪問件数 件	62	52	50	低出生体重児の訪問、面接件数を含めた件数	11,726	(4) 訪問達成率 %	100	100	100	全件、訪問又は面接を行っている。	5	4	5	対象者の早期把握に努め、全件訪問を行い養育支援を行っている。	4	5	4	訪問指導の内容を高いものとし、経過を踏まえた発達支援につなげていく必要がある。	5	4	4	コストは人件費のみであり、削減の余地がない。	4	5	5	早期に対象者を把握ができ、家族を含めた支援が可能で、健診や相談や子育て支援サービスに円滑につなげることができる。	4	5	5	育児に関する不安や課題は多様化しており、個々に対する具体的なケアや指導のニーズが高い。	27	A	継続	継続	育児に関する不安や課題が多様化している中、早期に家庭訪問による個別指導を行うことにより、特に低体重で産まれた場合、母子ともに身体的・精神的負担が大きい。訪問により母子の健康状態や養育環境等を把握し適切なサービス提供へつなげ、家族支援や発達支援を効果的に継続していく必要がある。	6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	有									
4	第1こども	1子育て	19	健康推進課	不妊治療費助成事業	平成19年度から、不妊症のため子どもをもつことができない夫婦が受ける不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)に要する費用を助成している。広島県不妊治療費助成事業の上乗せ事業で、平成23年度から、1回の限度額を10万円から15万円に引き上げ、初年度の助成回数を2回から3回までとし、次年度目以降は年2回を上限に、通算5年間助成(通算10回を超えない)に改正している。	広島県の助成制度申請時に三次市の制度の案内を添付し、市により事業周知を徹底し制度の活用を推進する。	広島県・市不妊治療費助成事業を併用して事業を決定された者	対象者が特定不妊治療のうち1回15万円を上限とし、初年度は年3回まで、次年度目以降は年2回を上限に、通算5年間助成(通算10回を超えない)とする。	特定不妊治療は、経済的負担が大きい治療費を助成することにより、子どもを産みやすい環境を確保し、子育て支援の充実を図る。	上限額等の要綱改正を行い、広報・ホームページ等で周知を図った。	4,232	(1) 申請件数 件	19	32	25	申請件数はばらつきがある。	133,421	(4) 助成決定件数 件	19	32	25	治療費は、助成限度額を超える場合が殆どで経済的負担の軽減につなげられている。	5	3	4	特定不妊治療費は高額であり、対象者の経済的負担の軽減につながる。	5	4	5	県の決定の日から起算して1か月以内に市への申請をする。1回15万円を上限に引上げることにより、経済的負担の軽減が図れるようになったが、さらなる自己負担額を軽減する必要がある。	5	4	5	助成事業であり、コスト削減の余地は小さい。事務手続き等は、効率化・簡素化に努めている。	4	5	5	不妊症で悩む夫婦は10組に1組といわれ、高額な治療費がかかるため、少子化対策として重要なことである。個人情報保護の観点から、市関与が必要。	27	A	継続	継続	特定不妊治療は1回につき平均50万円前後の経費がかかるため、経済的負担が大きい。制度の周知をより一層図るとともに、関係機関と連携し、子どもを産みやすい環境を整備する必要がある。	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	有	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	有	有													

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details, quantitative analysis, qualitative analysis, and evaluation results. Rows include '乳児家庭全戸訪問事業', '乳幼児等医療費助成事業', '子育てサポート事業', and '病後児保育事業'.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性			
													活動指標		成果指標		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		社会的ニーズ		市民ニーズ															
													活動指標(1)単位あたりコスト	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地												コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ
9		第1こども	1子育て	17	育児支援課	児童相談センター事業	児童虐待など、多様化する児童の諸問題の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止等の取り組みを行うため、関係機関(市・こども家庭センター・警察・学校・保育所・幼稚園・法務局・医師会・歯科医師会・民生児童委員・人権擁護委員・里親会等)がネットワークを構築し、一貫した支援を行うことを目的に、平成17年度から三次市すくすくネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し毎年実情に即した機能強化を図っているところである。 市民・関係機関からの通報・相談等の窓口を、三次市すくすくネットワークの事務局を育児支援課児童家庭相談係内に置き、調整機関の中核機関として関係機関との連携及び情報の共有化を図り、問題解決の糸口をつかみ、家庭支援を行っている。	多様化する相談情報について、業務の効率の改善や意思決定の迅速化、セキュリティの確保を図るため、「児童家庭相談システム」の導入について調査研究を行っている。	市民・関係機関からの通報等をすくすくネットワーク事務局で集約・協議し、緊急性の有無を判断すると共に当該世帯への支援方針を決定する。さらに一貫した支援ができるよう定期的なケース会議を開催する。あわせて幅広い児童家庭相談への対応や児童虐待防止の啓発活動を行う。	児童虐待から子どもを守る。また、虐待を受けている子どもや、支援を必要としている家庭を落着かせ、児童の健全育成を図る。	すくすくネットワークで構成機関からの連携をさらに強めるとともに、市民への啓発や、11月の児童虐待啓発週間に合わせ啓発チラシの配布や、ポスターの張り出しを計画している。	11,414	(1) 児童家庭相談件数 件	260	155	180	1回の相談等で終了するケースは少なく、複数回の対応を行っている。	102,173	(4) 虐待ケース立ち上げ数 件	60	74	80	増加傾向にある。	5	4	4	5	5	28	A	継続	継続	平成17年4月の児童福祉法の改正により、要保護児童のみならず、養育支援を必要とする世帯や支援を要する妊婦(特定妊婦)にまで支援対象となっていることから、今後もネットワーク構成機関の連携強化と役割分担により迅速な対応を行い、未来を担う健やかな子どもの成長を見守っていく必要があるため。							14 職員の人材活用と育成
10		第1こども	1子育て	17	育児支援課	こども発達支援センター運営事業	発達面で心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な指導・相談を受けられる支援施設として、平成17年7月から栗屋自治交流センターに開設している。専門職員による発達相談や個別別り、発達支援及び保護者に対する支援・指導を行っている。	乳幼児健診から、こども発達支援センターへつながる早期からの支援体制の流れは継続して必要である。発達に不安のある児童が増加傾向にある中、市として、こどもの発達支援を積極的に展開することのできるスタッフ体制を確立する必要がある。	発達面の心配のある乳幼児(未就学児童)	児童の心身の発達を促すとともに、保護者の子どもの育ちに対する理解を育み、子育ての不安を軽減する。	(結果)継続 民間委託等への推進(対応) 平成24年4月開設の子庭医療療育センターにおいて、発達支援事業を実施。これまで三次市こども発達支援センターに通所していた児童を受け入れ、療育を実施。	37,903	(1) 開設日数 日	238	222	200	実開設日数	117,630	(4) 延べ利用人数 人	2,079	2,263	2,100	親子教室、親子分離教室、プール教室、相談、保育所支援	4	5	4	3	4	24	B	継続	継続	平成24年度開設された「子庭医療療育センター」における発達支援事業について、就園児の療育教室の開設が必要スタッフ体制等が見込めない状況にあるため、引き続き三次市こども発達支援センターで実施する必要がある。	4	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)				
11		第1こども	1子育て	18	保育課	第3子目以降保育料無料化	子育て支援策として第3子目以降の保育料(延長保育料、一時預かり料、特定保育料を除く)を無料とする。給食費相当分として4,000円を徴収する。ただし、保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合には徴収しない。条件として①第3子目以降の子である。②地方税法上、18歳未満の子を3人以上扶養している。③三次市内にある認可保育所(公立22所、私立3所、計25所)に通所している。④市税等の滞納がない。また、平成19年度から認可外保育施設及び幼稚園に通所する第3子目以降の保育料については保育料を上限に補助を行っている。	当該事業は多子家庭の保護者の経済的負担軽減に大きく寄与しており、継続していく必要がある。	第3子目以降の児童を育てている児童の保護者	保育料(延長保育料、一時預かり料、特定保育料を除く)を無料とするが、親育ての観点から一律無料ではなく、給食費として月4,000円を徴収する。ただし、保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合には徴収しない。認可外保育施設・幼稚園の保育料については月額21,000円を上限に補助を行う。	子育て支援策として、多くの子どもを育てている保護者に対する経済的負担を軽減する。	認可保育所は引き続きいた事業実施を行い、平成19年度から認可外保育施設・幼稚園へ拡大している。市民ニーズは高く、事業を継続する。	14,028	(1) 適用児童数(認可及び幼稚園) 人	56	72	70	保育料軽減補助が適用される児童数	208,429	(4) 認可保育所減額となった1人当りの保育料 円	12,991	13,128	13,345	(認可保育所)減額となった保育料(月額)／適用児童人数	4	4	5	5	27	A	継続	継続	平成19年度から認可外保育施設、幼稚園にも保育料軽減補助という形で制度の拡大を図っており、第3子目以降の保育料を月額21,000円を上限に補助するため、経済的な子育て支援策としては効果があると考えられる。	無		6 成果の向上(行政サービスの見直し)				
12		第1こども	1子育て	63	都市整備課	みよし運動公園整備事業	県北のスポーツレクリエーション活動の拠点担う都市公園施設として位置づけ、都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでの平成6年度のアジア競技大会、平成8年度の国民体育大会でのサッカー会場として、平成16年度の全国高校総体の自転車競技会場として活用しており、スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。平成20年度は野球場施設整備工事を行うとともに、計画的に公園用地の土地開発公社からの買戻しを行った。平成23年度には、多目的広場整備工事を完成させた。平成24年度からはこの広場へ、3歳未満以下の幼児エリアと、4歳以上の児童エリアにわけて、大型遊具を整備するが、子育て世代の方が交流し合えるよう場となるよう、園路	平成24年度からは子育て支援の観点から、子どもに魅力の持てる大型遊具等の整備をする。また、子育て世代の親たちが、交流の場として活用できるように東屋を設けたり、園路、子ども用トイレも整備し、施設の魅力を図り、周辺観光施設との相乗効果も図る。	市民・広島県北部のスポーツ愛好家、ファミリー層、近隣施設利用者	①利用者の利便性の向上やシャトルホル性を持った施設整備 ②広域的な活用(定期的な各種スポーツ教室の開催、大会・プロスポーツ観戦の開催、誘致及び県内外からの合宿利用の促進など)	様々な用途に対応するべく、多目的な広場を整備。園内には、健康遊具を配置し、健康づくりの場としても活用できるものとした。	53,012	(1) 整備面積 ha	2	2	5	当該年度の整備面積	41,507,000	(4) 野球教室参加者・見学者 人	3,800	3,250	3,250	野球教室、テニス大会等参加者・見学者	5	1	4	5	5	25	B	継続	継続	いこいの広場の大型遊具を完成させることで、施設の魅力を向上する。東屋設置や、園路設置で親世代の交流の場としてさらに活用されることを期待できる。さらには、周辺の観光施設の相乗効果で魅力がアップし、市内外からの観光客の誘致を図れる。	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)					

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象 等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		1次 総合評価	2次 事務事業評価	3次 事務事業評価	4次 事務事業評価	5次 事務事業評価													
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度						説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ						
																																					総合評価	判断理由	内容	改善区分	総合評価	判断理由
13			(2)子育てと仕事ができる環境づくり	1	子育て	小規模型放課後児童クラブ補助事業	居間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、県費補助金に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する。運営団体は現在10箇所(君田、仁賀、青河、八幡、川地、灰塚、安田、田幸、川西、作木)	共働き家庭など居間保護者のいない家庭の児童を対象としている小規模型放課後児童クラブから、地域住民の参画も含めた幅広い学習や運動体験交流等を実施する放課後子ども教室へ、関係部局・学校と連携し今後順次移行する。課題としては、放課後子ども教室が制度上、安全管理員等に対する謝礼単価等が少なく設定されており、運営団体の理解が得られていない。	放課後児童クラブ事業を実施する地域の運営団体	居間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、地域が放課後児童クラブを実施する場合、補助金を交付する。	居間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成	(結果)縮小 国庫補助の対象となる他の事業への移行(対応)国庫補助対象となる放課後子ども教室へ移行するため、運営団体に対し理解を求める。	11,347	(1) 申請件数 件	12	11	10	要屋児童クラブが放課後子ども教室へ移行したことにより、平成23年度の申請件数1件減。	1,023,667	(4) 補助金交付件数 件	12	11	10	地域に補助金を交付することで、地域ぐるみの子育て支援体制が高まることに加え、市が直営として運営することも削減できる。	4	4	4	地域での子育て体制を強化して必要がある。	4	4	22	B	継続	子育て家庭のニーズも高く、また一定の成果も確認できることから継続実施と判断する。	9	事業の迅速化(行政サービスの見直し)						
14			(2)子育てと仕事ができる環境づくり	1	子育て	ひとり親家庭等医療費助成事業	三次市内に住所をおく、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者とその児童の医療費について助成する。総医療費から保険給付額、自己負担部分を引いた残額を助成する。自己負担部分は、1医療機関につき500円を限度とし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日までとする。補装具及び保険薬局(院外処方)での薬剤は自己負担なし。所得税非課税世帯が対象。児童は18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでが対象。	当該事業は、ひとり親家庭の所得税非課税世帯の医療費負担軽減に寄与している。医療費負担が軽減する頻度助成額については、総医療費から保険給付額、自己負担部分を引いた残額を助成する。自己負担部分は、1医療機関につき500円を限度とし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日までとする。補装具及び保険薬局(院外処方)での薬剤は自己負担なし。所得税非課税世帯が対象。児童は18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでが対象。	(母子)家庭の母、父子家庭の父及び養育者、その児童(18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで)	医療費自己負担の助成(入院時にかかる食費等を除く)。	子育て支援策として、ひとり親家庭の所得税非課税世帯の医療費負担を軽減する。	ひとり親家庭等医療費助成に係る更新申請の際、支給資格を厳しくチェック。	23,121	(1) 受給者数 人	945	943	950	受給者数	21,564	(4) 公費負担額 円	2,251,763	2,304,810	2,400,000	不正受給者の調査確認、適正受給による削減を図るとともに、事務の効率化に努める。	4	4	3	国の制度であり、福祉医療の向上を図るためには、市が行うべきであり、民間等への委託は難しい。	5	3	22	B	継続	不正受給の調査確認が困難であるが、公平性の確保のため不正受給者にも受給資格者の確認を行う等、今後の適正化に取り組む必要がある。	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)						
15			(2)子育てと仕事ができる環境づくり	1	子育て	放課後健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、居間保護者が家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。直営16クラブ、委託1クラブにて運営している。	核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブ利用の希望は増していると思われる。また、多様な就労形態等に配慮した運営のあり方の検証や、定員に対して受入人数が上回る児童クラブの環境改善を引き続き進めるとともに、放課後児童クラブ指導員の資質の向上に努めていく必要がある。	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。	対象となる児童の健全な育成と、保護者の就労支援をめざす。	(結果)継続 全面的な民間委託を検討し、事業を継続(対応)施設の狭小化を解消し受入枠の拡大を進めるため、必要に応じ施設の拡充を図ってきた。また、教育委員会主管の放課後子ども教室への移管を進め、放課後児童の居場所作りの充実を図る。	117,010	(1) 措置児童数 人	484	528	500	児童クラブの措置児童合計数(年平均)	226,661	(4) ニーズ達成率 %	1	1	1	年々定員枠を拡大し過密化を解消している。	5	3	4	施設整備、改修などハード面では、受入人数の増加などにより、今後も向上余地があるものと考えられる。また、児童の健全育成からの観点からソフト面の充実も、指導員の資質向上・保護者との信頼関係などから、今後も十分に向上の余地があるものと考えられる。	3	4	3	保護者の多様なニーズや地域や学校各々の実情に即応していくには、小規模型放課後児童クラブや放課後子ども教室への移行も検討する。	4	4	23	B	継続	市街地の核家族化や夫婦共働き家庭の増加、また市内の子どもの放課後の安全確保、今後も受入枠の拡大や放課後児童の事業(組織・運営主体)への移行が必要となることから、柔軟な対応が必要である。	4	内容の改善(行政サービスの見直し)			
16			(2)子育てと仕事ができる環境づくり	1	子育て	一時預かり事業	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等が必要な場合に対応する事業。具体的には保護者の帰省、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要な児童に対して保育を実施する。	社会環境、又は就労環境が大きく変化中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消その他の理由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するために事業の周知や実施保育所の拡大について検討を継続して行う。なお、年間の延べ利用児童数が1か所当たり25人を超えない補助対象にならない。	就学前児童とその保護者(三次市以外も対象)	一時的に児童の保育が必要な保護者のニーズに応えるため、保育を実施する。	就学前の児童の保護者が一時的に保育を必要とする場合、保護者の心理的・肉体的負担の軽減や就労支援等を行う。	保護者のニーズは高いと思われる。制度の周知が必要となるため、「保育所入所申請書の心理的・肉体的負担の軽減」や「三次市子育てガイドブック」へ事業内容を掲載している。平成24年度から新たに東光保育所でも開始した。	5,101	(1) 一時預かり実施保育所数(公立) 所	4	4	5	三良坂・みわ・甲奴・酒屋・東光一時預かり実施保育所数を指標とする。	1,274,250	(4) 一時預かり年間延べ利用児童数(公立) 人	881	892	1,150	利用児童数を指標とする。	4	4	4	公立保育所では平成23年度まで4所で行っていたが、平成24年度から新たに東光保育所を開始する。私立保育所では2所が実施している。核家族化による子育て世帯においては必要な制度である。	4	4	3	周辺部の保育所は利用者が少ないことから、一時預かりの保育ニーズは低いと思われる。しかし、平成22年度から酒屋保育所を開始し、年間延べ利用児童数が82人の利用児童数があり、今後も継続した利用が見込まれる。平成24年度から新たに東光保育所を開始する。	3	3	22	B	継続	コストは職員人件費が大半である。事業を担当する保育士を配置することが定められたためコスト削減は困難である。	4	4	10	効果の検証(行政評価)



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		合計点	H2年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性										
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地											市関与の妥当性	社会的ニーズ		市民ニーズ						
																																								判断理由	内容	判断理由	内容					
17	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	15	保育課	延長保育推進事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等に対応するため、11時間保育(7:30～18:30)の後1時間(18:30～19:30)の延長保育を行う。公立では愛光保育所、十日市保育所、東光保育所、布野保育所、酒屋保育所等で実施している。私立ではみゆき保育園、子供の城保育園、子供の館保育園が実施している。平成24年度からは、東光保育所で、18:30以降2時間(18:30～20:30)の延長保育を行う。平成24年度において、私立保育所の延長保育の充実及び負担軽減のため、私立保育所への補助金について引き上げを図った。  〔新しい公共(市民との協働)〕 新しい公共の支えとなる子育て世代の保育に係る負担軽減を図り、活動の場の拡大が期待できる。	今後も、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等により、延長保育のニーズが高まること予想される。また、公立のうち現在開所している5所以外の保育所についても市民ニーズを的確に把握し、費用対効果を考慮したうえで、新規実施を検討する。	保育所入所児童と保護者。	18:30までの通常保育が終了した後、18:30から19:30までの間、保育を提供する。平成24年度からは、東光保育所で、18:30以降2時間の延長保育を行う。	市民に就労の機会を提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備する。	延長保育に対する市民ニーズを把握し、事業拡大について検討する。	12,202	(1) 延長保育実施保育所数	所	8	8	8	実施している公立保育所(愛光・十日市・東光・布野、酒屋)	1,574,625	延長保育1日平均利用者数	人	9	7	7	平均利用者数を指標とする。	3	3	4	3	4	3	4	3	4	3	21	C	継続	継続	仕事と子育てを両立できる環境を整備するために必要な事業であり、単純に利用人数だけでは判断できない。現在実施している保育所において、保護者要請や必要な事業を推進する。	無	無	無	無	無	無	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)
18	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	16	保育課	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート勤務の増大等)などの事由により一定程度の理由が必要となる児童に対して保育を実施する。  〔新しい公共(市民との協働)〕 新しい公共の支えとなる子育て世代の保育に係る負担軽減を図り、活動の場の拡大が期待できる。	社会環境または、就労環境が大きく変化中、子育て中の保護者が就労、その他の理由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するために事業の周知や実施保育所の拡大についての検討を継続して行う。	就学前児童とその保護者(三次市以外も対象)	一定程度の日時において児童の保育が必要な保護者に応えるため、保育を実施する。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合に保育を提供し、保護者の利便に供する。	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者の選択肢の一つとして継続して提供すること。制度の周知が必要なため「保育所入所申込のしおり」や「三次市子育てガイドブック」へ事業内容を掲載している。平成24年度から新たに東光保育所でも開始した。	三良坂・みわ・こうめ・酒屋・東光特定保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	3,728	(1) 特定保育実施保育所数(公立)	所	4	4	5		1,165,250	特定保育年間延べ利用者数(公立)	人	181	46	300	利用児童数を指標とする。	4	4	4	4	4	4	4	4	24	B	継続	継続	短期間の就労という通常保育ではカバーできない保育サービスの提供であるので、このまま継続することで利用者の利便性も民間委託を視野に置く必要がある。	無	無	無	無	無	11 外部委託・民営化の推進		
19	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	18	保育課	3歳未満児保育	保育の必要0・1・2歳児を入所させるため、ニーズの多い保育所から保育施設の整備を行い、保育士を確保して未満児保育の実施を進める。また、旧市内の3歳未満児保育を未実施の保育所から、整備可能な保育所から、3歳未満児保育に必要な保育士の計画的な整備を図り、未満児保育の拡大を図る。整備計画 H25 川地、H26 川西、H27 河内  〔新しい公共(市民との協働)〕 新しい公共の支えとなる子育て世代の保育に係る負担軽減を図り、活動の場の拡大が期待できる。	旧三次市の公立保育所は、低年齢児の施設が充実していない。少子化の中にあっても低年齢児の保育ニーズは拡大の傾向にあり、保護者の就労を支援するためにも旧市内の保育所(特に市街地)は、低年齢児保育の拡大が必要である。あわせて、就労保障のため開所時間の見直しも行う必要がある。	就学前児童	保護者の保育ニーズ、また、入所希望者(0～2歳児)に対して、ニーズの多い保育所から順次保育施設の整備を行い、保育士を確保していく。	待機児童を増加させないこと、保護者の就労を支援すること、子育てと仕事と両立できる環境を整備する。	新酒屋保育所の開設等入所可能な保育所を充実させ、0・1・2歳児の入所児童の対応を図った。また、このことで、就労希望に応えることができた。	1・2歳児受け入れ可能保育所数	(1)	所	18	18	18	3歳未満児の入所可能保育所が増えることを指標とする。	16,497,556	0・1・2歳児入所児童数(公立計)	人	343	353	303	当該年度未入所児童数を指標とする。	4	2	3	3	5	3	3	22	B	拡大	継続	低年齢児の保育ニーズが高いため、待機児童解消のためにも事業拡大が必要である。現在の公立保育所では保育士の確保が難しく、そのため、民間委託の推進により、保育所運営のスリム化を進め、保育ニーズに応じた公立保育所の重点配置を行う必要がある。	有	有	有	有	有	13 効率的な組織体制の確立				
20	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	18	保育課	ふるさとランチ推進事業	三次産の農産物や加工品を保育所給食の食材として優先的に使用する。地元産物の活用を促進する。また、自園調理ができない保育所については、施設整備等の対応を検討する必要がある。  〔新しい公共(市民との協働)〕 「官」と「民」との役割分担による効果的な事業の推進。	食材搬入業者によっては、三次産の食材を入れてもらうことが難しい。地元農家の協力を得ることが重要になる。また、自園調理ができない保育所については、施設整備等の対応を検討する必要がある。	保育所在園児とその保護者	米は全て三次産のものとする。農産物や加工品については、地元産品を優先して使用する。「ふるさとランチの日」や地産地消について保護者へ啓発する。	保護者に安心・安全な給食を提供していることを理解していただき、家庭でも実践してもらおう。	「ふるさとランチの日」の実施など、健康推進課、農政課、学校給食との連携による全庁的な推進を図る。	3歳未満児は毎日実施。3歳以上児は、毎日実施が2保育所、週1回実施が12保育所。	1,462	(1) 米飯給食実施保育所	カ所	19	19	19		89,737	三次産の農産物や加工品を仕入れている業者数	カ所	96	81	81	各保育所への納入業者数の計	5	4	5	4	4	4	4	26	B	継続	継続	乳幼児期からの食育は、食習慣の形成に大きな影響を与える。大人の食生活に課題が多い昨今、保育所から始める食育は継続した取り組みが必要である。	無	無	無	無	無	6 成果の向上(行政サービスの見直し)			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性							
														活動指標		成果指標		説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地											市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容
														活動指標	単位	H22年度	H23年度																											
21			(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	20	保育課	障がい児保育事業	保育所では、療育手帳の交付を受けている子どもだけでなく、発達に課題のある児童を支援するため、個別の指導計画を作成して保育をする。保育士の発達支援の技術向上を図るため、育児支援講座や健康推進課と連携した研修を実施するとともに、受け入れ環境の充実のため、私立の認可保育所の加配保育士等の経費に対して補助を行う。保育所から小学校へと連続した支援となるよう保小連携事業の取り組みを進める。【障害児保育事業補助金】(児童1人につき)月額69,600円×入所月数(新しい公共(市民との協働))民間活力の導入による効果的・効率的な事業の推進と人材育成	全保育所で質の高い支援を展開できるようにするため、各保育所から研修へ参加したいが、代替職員の確保が難しく研修機会の確保が不十分である。また、障害児保育事業に係る加配保育士が不足している。	一人ひとりの発達を保障する保育士の資質向上のための研修	障がいを持つ子どもが、子どもの発達が保障されていると感じ、安心して預けることができる保育所にする。	保育士の研修内容の充実及び私立保育所での受け入れ対応の充実。発達支援センターとの連携(保小連携)		1,122	(1) 障がい児保育実施保育所数	所	23	23	23	対象児童の有難にかかわらず、全ての保育所で受け入れ可能とする。	H22年度 40,348	保育士の養成	人	8	22	10	研修参加人数を指標とする。	5	発達に課題のある子どもが増える傾向にある。保育所への入所年齢は低年齢化しており、早い時期での見極めと支援がその後の発達に及ぼす影響が大きく、保育士の資質向上のための研修は必要である。また、受け入れ体制の充実を図ることがある。	3	5	4	5	5	27	A	継続	継続	無	継続	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)			
22			(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	23	保育課	保育所耐震改修事業	安心安全の保育所として、保護者が安心して子どもを預けられるよう、施設の耐震診断を行い、耐震診断により把握した施設の状況により、耐震計画に基づき、リフレッシュ工事と併せて安全性の確保のための施設改修を進める。平成23年度 実施設計 川地保育所・東光保育所 平成24年度 実施設計 栗屋保育所 改修工事 川地保育所・東光保育所 平成25年度 改修工事 栗屋保育所(新しい公共(市民との協働))新しい公共の支えとなる子育て世代の保育に施設整備を進め、保育の負担軽減を図ることにより、活動の場の拡大が期待できる。	診断結果を判断基準として、実施設計を行う。また、改修にあつては施設の長期にわたる有効利用を図るため、リフレッシュ工事も視野に入れた対応が必要である。	保育所建物の耐震診断の結果に基づき、安全性の確保のための改修を図る。	安全な施設で安心して保育を提供することにより、保護者の子育てと仕事と両立できる環境づくりを目的とする。	耐震診断の結果を基に、事業の実施を図る。		21,543	(1) 施設数	所	2	1	1	実施施設数を指標とする。	H22年度 1,567,000	安全な施設の割合	%	17	17	19	耐震施設数	5	子育てと仕事の両立には、保育施設の充実が必要である。保護者が安心して保育所に子どもを預けるためには、耐震改修が求められており、耐震改修が求められている施設において改善の余地がある。	3	4	5	5	26	B	継続	継続	無	継続	有	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)				
23			(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	24	保育課	保育業務民間委託推進事業	三次市立公立保育所の民間委託に係る基本方針に基づいた手法により、公立保育所の民間委託を進める。H24.4月～東光保育所再委託(期間:6年間)(H20.9月開始)民間委託候補保育所として3所(愛光・十日市・酒屋)を選定し、当該保育所の保護者へ説明会を開催。移行の手順、保護者の同意、委託業者の募集・選定、引き継ぎ業務、民間委託の開始(新しい公共(市民との協働))「官」と「民」の役割分担による効果的・効率的な事業の推進	当該保育所保護者との合意について、理解を得るために一定の期間を要する。業者選定については、保護者の意向を十分に踏まえ、保育に熱心で優良な業者を選定していることが重要である。また、子どもに不安を与えないように配慮した保育の引き継ぎに心がける。	民間委託対象保育所の選定及び保護者や住民との合意形成 委託業者の募集・選定 保育業務の引き継ぎ 保育業務委託の開始	民間活力の導入による、保育サービスの更なる充実や効率的かつ安定的な保育所運営の展開	前年度なし	113,869	(1) 民間委託保育所	所	1	1	2	年度ごとの目標とする民間委託保育所数	H22年度 4	民間委託保育所	所	1	1	2	民間委託を推進する保育所数	5	公立保育所では、1所での民間委託を実施しており、民間委託は、効率的な保育所運営の展開を図るために必要な施策である。	4	保護者の理解が広まれば、民間委託の拡大を図ることができる。	4	民間委託の移行時及び移行後の保育所の不安を払拭するため、市の責務として高い評価を得ている。	4	2	24	B	継続	拡大	無	継続	有	11 外部委託・民営化の推進			
24			(2)子育てと仕事と両立できる環境づくり	24	保育課	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化、日曜日勤務や勤務時間の延長等に対応するため、休日保育を行う。保護者の意見を聞きながら、平成24年度より東光保育所から順次、民間委託を実施した保育所から進める。平成24年度 開始保育所1所 平成25年度 " 1所 平成26年度 " 1所 平成27年度 " 1所(新しい公共(市民との協働))新しい公共の支えとなる子育て世代の保育に負担軽減を図り、活動の場の拡大が期待できる。	今後も、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等により、多様な保育のニーズが高まること予想される。市民ニーズを的確に把握し、費用対効果を考慮したうえで、新規実施を検討する。	休日に保育を提供する。	市民に就労の機会を提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備する。	前年度なし		(1) 休日保育実施保育所数	所	1	1	1	実施している公立保育所	H22年度 4	休日保育	人				2	平均利用者数を指標とする。	4	必要のある方のみ利用となるため、利用日1日当たりの平均利用者数は少ないが、休日となる保護者にとっては有効な制度である。	4	休日保育の実施により、働きやすい環境づくりとなる。今後、保護者のニーズがさらに増えれば、利用者数は増加する。	3	4	4	4	23	B	継続	無	継続	有	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析										手段の適切さ				市の役割				必要性				合計点	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性						
													活動指標		成果指標		説明		説明		説明		説明		説明		説明		説明		説明		説明												説明		説明		説明	
													活動指標(1)	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	説明	説明	説明	説明											説明	説明	説明	説明	説明	説明
25	第1こども	子育て	(5)子どもを見守る地域づくり	16	地域振興課	青少年育成事業	青少年の健全育成を図るため、中学生と保護者を対象とした体験活動や講座を開催し、地域や学校で子どもたちの体験活動を推進する。青少年の健全育成に寄与する団体への補助(青少年育成三次市民会議、R54-WALK大会実行委員会)及び青少年体験活動を進めるための補助(青少年育成三次市民会議、R54-WALK大会実行委員会)及び青少年体験活動を進めるための補助(青少年育成三次市民会議、R54-WALK大会実行委員会)及び青少年体験活動を進めるための補助(青少年育成三次市民会議、R54-WALK大会実行委員会)。	補助金を交付している青少年育成団体(青少年育成三次市民会議、R-54WALK大会実行委員会)については、主体的に運営できるような支援を講じている。引き続き、青少年育成事業を進めるためには不可欠な団体でもあり、協働の視点を保ちながら育成指導を図る。	市民	青少年の健全育成のためのカウンセリング講座や体験活動の推進。青少年にとっても安心・安全なまちづくりと青少年健全育成に寄与する団体の立入調査を行う。	従前から青少年育成市民会議と連携し、青少年育成事業を取り組んでいるので今後もより連携を深め、事業を推進していく。青少年のために自然体験活動を実施している団体と協働して実施していく。	4,504	(1) 補助金交付団体の数 件 7 6 6	(2) 青少年育成市民会議団体数 件 19 19 19	(3) 青少年育成市民会議団体数 件 19 19 19	H22年度 609,714 4	H23年度 750,667 5	H24年度 734,227 6	市民・共催事業参加者	200	388	519	500	生と性講演・体験指図書講習・ルート54	3	3	4	3	4	4	4	21	C	継続	継続	継続	継続	少年高齢化社会の中で、次世代を担う青少年の健全育成の社会的ニーズは高い。今後、より一層市民団体や関係機関との連携を図りながら、青少年を育成していくことが必要である。補助金交付団体と市の在り方について、協働の視点をもちながら関係を持つことが必要である。	有	2	市民と行政の協働と連携	有	2	市民と行政の協働と連携						
26	第1こども	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	16	育児支援課	地域子育て支援センター運営事業	少子化や核家族化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育て中の保護者や子どもへの健やかな成長を支えるため、子育て親子の居場所づくり、交流の促進、また子育てに関する相談や援助を行う。また、既存のネットワークや子育て支援団体との連携の下、地域にアウトリーチ支援を展開する。	引き続き、地域にアウトリーチ支援を実施しサービスに地域差が生じることはないよう、子育てに関する相談や援助の実施、子育て情報提供・地域支援活動の実施など	未就園児とその保護者	子育て親子の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談及び援助の実施、子育て情報提供・地域支援活動の実施など	(結果)継続(対応)平成23年度実施の市南西部を対象とした三良坂地域子育て支援センターの開設に続き、平成24年度から北部地域を対象とした出張ひろばを実施。市内全域を対象とした交流の場の提供を目指す。	40,741	(1) 延べ開設日数 日 1,264 1,617 1,614	(2) 延べ開設日数 日 1,264 1,617 1,614	(3) 延べ開設日数 日 1,264 1,617 1,614	H22年度 26,428 4	H23年度 25,195 5	H24年度 25,827 6	公営利用人数	17,459	18,543	19,000	利用者は増加している。	4	3	4	3	5	23	B	継続	継続	継続	継続	地域の子育て支援充実のための継続実施。安心子育てを産み育てられる環境を整備することが必要。	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)									
27	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	18	学校教育課	地産地消(ふるとランチ・米飯給食)	三次産の新鮮で安全な食材を学校給食に使用し、食育の教材として用いることにより地域の自然、産業、文化等に理解を深める等様々な教育効果が期待される。各地域の実情に合った地産産物の活用を図る。学校給食法にも地域の産物を学校給食に活用し食育の推進を図るよう明記された。三次市教育推進計画において、地産産物の活用推進のため「ふるとランチの日」を6月、10月、1月の各19日に設置し、積極的に地産産物を活用し郷土料理を取り入れることとした。「ふるとランチの日」には、給食使用食材の統一(テーマ食材)など行い各学校、保育所での食育推進を図っている。	地産産物の活用を推進するためには、生産者と調理、学校の関係調整が必要であり、調理場、学校、家庭地域の連携協力関係が必須である。「ふるとランチの日」の実施により地産産物の活用について意識啓発を含め推進していく必要がある。各地域の実情に応じた取り組みの構築、発注、納入時の煩雑さ、品質、価格決定、生産者の高齢化等多くの課題を解決するためには、市行政関係部署、JA三次等関係団体、生産者、生産者団体との連携が必要と思われる。	児童・生徒	地産産物食材を学校給食に使用し、児童生徒、家庭に啓発する。三次産米を使用し、米飯給食を推進する。	地産産物食材を学校給食に使用し、児童生徒、家庭に啓発する。三次産米を使用し、米飯給食を推進する。	362	(1) 供給体制の組織数 10 10 10	(2) 供給体制の組織数 10 10 10	(3) 供給体制の組織数 10 10 10	H22年度 167,500 4	H23年度 36,200 5	H24年度 36,340 6	野菜、果物の使用食材割合	34	36	36	野食基本法、学校給食法に規定されていることである。食育推進に活用し教育効果を上げたい。	4	4	2	2	5	22	B	継続	拡大	継続	継続	国の第2次食育推進基本計画においても子どもたちの健全な生活の実現と豊かな人間形成を図るため学校における食育を推進している。三次市食育推進計画でも地産産物活用は重点目標としている。地産産物の活用は様々な教育効果が期待されるところに地元の農業を守ることにつながる。調理場により活用率は向上している。	有	2	市民と行政の協働と連携	有	2	市民と行政の協働と連携									
28	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	21	学校教育課	小中学校規模適正化事業	【基本的な考え方】「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化」に係る基本方針より、平成22年3月30日付で提出された「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について(答申)」を尊重する。学校における学級数や児童数といった規模要因は、学校本来の機能を発揮するために不可欠な重要な要素であり、学校が著しく小規模化した場合には、学校教育や学校運営に少なからず影響を及ぼすことは明らかであり、改善策を検討する必要がある。	・事前に十分な情報提供(共有)・説明会、検討会を開催し、地域が十分に議論を尽くし、結論を出していく。 ・結論を急がず、双方(行政、保護者、住民)が十分に意見を出し合い、共通の認識、理解を得て適正化を進める。	児童・生徒、調理員、地域住民、教職員	・事前十分な情報提供(共有)・説明会、検討会を開催し、地域が十分に議論を尽くし、結論を出していく。 ・結論を急がず、双方(行政、保護者、住民)が十分に意見を出し合い、共通の認識、理解を得て適正化を進める。	1,447	(1) 検討委員会開催 1	(2) 地元説明会 6 10 5	(3) 地元説明会 6 10 5	H22年度 #DIV/0! 4	H23年度 #DIV/0! 5	H24年度 1,453,600 6	統廃合による廃校数	2	2	2	年度末をもって統廃合をした件数	4	4	5	5	27	A	継続	継続	継続	継続	学校の規模適正化については、当該の学校・地域に対し情報提供し、議論することが求められる。保護者、地域にあっては、早い段階でもあり、結論を出す必要があるため、必要な情報提供に努める。	有	1	積極的な情報公開と市民との情報共有	有	1	積極的な情報公開と市民との情報共有											



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価…「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (H22-H24年度), qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割), and overall evaluation (総合評価, 2次評価). Rows 29-32 describe various school improvement and safety projects.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性				
													活動指標		成果指標		説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地											市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	
													活動指標	単位	H22年度	H23年度																								H24年度
33	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	24	学校教育課	学校施設防犯カメラ及び警備業務	1.経緯 防犯カメラについては、小・中学校の児童・生徒の安全対策として、外部からの来訪者の確認や見通しが悪い場所・死角の状況映像化し、不審者の侵入や犯罪を抑制することを目的とし、平成18年度から各小・中学校へ防犯カメラを設置している。 2.変更内容 平成18年度に設置した防犯カメラの老朽化による機器の更新及び維持管理のアウトソーシングを目的に、警備会社へ防犯カメラと警備業務を一体的に委託する。今年度は、4月～8月まで既存の防犯カメラと9月から警備業者への委託とする。(契約期間は、4年7ヶ月の債務負担行為)	・8月中に防犯カメラの設置工事を行い、9月からの新システム(警備業者設置)を稼働する。 ・耐震補強等工事を行っている学校については、設置時期、設置場所等の調整を行う必要がある。⇒八次小学校、十日中学校、作木中学校、三和中学校調整済み。	・警備業務と防犯カメラを一体的に業務委託する。	・児童・生徒の安全対策と教職員及び維持管理を行う職員の負担の軽減	前年度は未評価	11,842	(1) 防犯カメラ等故障件数 件	10	12	10	維持管理における対応状況(件数)	H22 2	697,300	4	トータルコスト	円	16,972,000	21,842,000	16,198,800	トータルコスト(イニシャル、ランニング)の削減を図る。	5	5	4	4	アウトソーシングを目的とし、その方向に動いている。	5	5	28	A	継続	本業務は最長、4年7ヶ月の長期契約での業務の継続となるが、年度単位での効果の検証が必要と考える。	有	10効果の検証(行政評価)	
34	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	15	学校教育課	知的体向上三次プラン(①確かな学力向上事業)	小学校においては、少人数学級または少人数指導体制とし、生活・学習集団を1学級を少人数化することにより、個に応じたきめ細やかな指導をすすめる。基本的な生活習慣と学習規律の確立、基礎基本の学力の定着を図る。また、体育の授業改善等を推進し、児童の体力の向上を図る。 中学校においては、数学・英語科において習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行うことにより、確かな基礎学力を身に付けさせ学習意欲を育てる。 平成24年度は、市費教員を小学校18名、中学校13名(内非常勤講師1名)、体育専科巡回教員1名、初任者指導講師1名の計33名を採用している。	・少人数学級編成等を効果的に活用した指導方法のさらなる工夫改善 ・体力・運動能力向上のための取組や各学校の課題に応じた指導・助言の充実 ・優秀な人材の確保 ・資質向上のための市費教員の研修内容の充実	現行制度により学級定員が40名(第1学年は35名)のところを、全小学校を30人以下の学級(25人程度学級)にする。また、全中学校の数学と英語の教科を15～20人程度での少人数指導を実施する。また、体育専科巡回教員による小学校体育の専門的指導や助言により、基礎体力向上を図る。	個に応じたきめ細やかな指導をすすめることにより、基本的な生活・学習習慣と学力・体力の定着、学習意欲の向上を図る。	優秀な人材を早めに確保するために、前年度より2週間早くから中国地方の教員養成系の全部の大学や関係団体の大学を訪問し説明を行った。また、中学校では、授業時数を鑑み、非常勤講師を2名削減し、再度常勤者2名を採用し放課後や休憩時間等も有効に活用した指導を行わせるようにした。	3,448,308	(1) 臨時的任用教員数 人	39	35	33	三次市独自の臨時的任用教員と教科指導講師の合計	H22 2	3,448,308	4	学力到達度検査結果での平均正答率	%	75	75	75	市独自で実施する学力検査の平均正答率	4	4	5	5	義務教育の内容であり、さらに三次市としての独自の自主性を発揮すべき内容である。体力づくりにては、市として、学校・家庭・地域と連携した取組を充実させる必要がある。	5	5	27	A	継続	学校教育の充実、とりわけ学力の向上(知徳体のバランスのとれた児童生徒の育成)は社会的ニーズが極めて高い。少人数学級・少人数指導を継続して展開していく中で、学力が県平均以上になってきたことにより、さらなる取組を充実させるための工夫が必要である。	有	6成果の向上(行政サービスの見直し)	
35	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	15	学校教育課	知的体向上三次プラン(③教職員資質向上事業)	教職員の教科指導力、生徒指導力をはじめ、教育に携わるものとしての資質の向上をめざし、年間を通じて計画的に研修を実施する。内容は、管理職を対象とするものから、一般教職等を対象とするもの、初任者を対象とするもの、市費教員を対象とするもの等、すべての教職員について、職務の内容や経験に応じて幅広く計画する。また、講師等についても、三次市スーパーアドバイザーをはじめとして、全国トップレベルの講師を招聘し、実践的で質の高い研修を実施する。	・中・長期的に見通しを持った研修の実施。 ・算数・数学科における教育スーパーアドバイザー1名の決定。 ・個別課題や実態に応じた研修実施のための工夫。 ・研修内容等講座の選択と集中による精選。 ・研修成果等の一元的管理体制の構築。	教職員研修を年間を通じて、市独自に実施し、教職員の教科指導力、生徒指導力の向上を図り、併せて豊かな人間性を培い、意欲と実践力のある教職員を育成する。	児童生徒の意欲、理解度、これを向上させる。	研修内容の選択と集中を図る。これまでに実施してきた研修回数(3分の2)に精選し、年間を通じて意図的・計画的に研修を実施することとした。また、前年度に引き続き、校務分掌や教育課程に対応した内容に対応させた。	43,794	(1) 研修講座の実施回数 回	34	29	20	実施延べ回数	H22 2	43,794	4	学力到達度検査結果での平均正答率	%	75	72	72	市独自で実施する学力検査の平均正答率	4	4	5	5	外部講師から、教職員の研修姿勢及び研修・協議内容もレベルアップが図られているとの評価を頂いている。また、参加教員の自己評価も概ね全員が肯定的評価をしている。	4	4	27	A	継続	計画的な教職員研修を継続してきたことにより、教職員の質の向上は、子育てに求められる。教職員の質向上に資する。市独自の研修成果は児童生徒の学力だけでなく、学校の教育活動全体の活性化に結びついている。	有	6成果の向上(行政サービスの見直し)	
36	第1こども	2教育	(1)子どもたちのための学校改革	16	学校教育課	知的体向上三次プラン(②学力到達度検査事業)	全国学力・学習状況調査を全市内小学校第6学年・中学校第3学年の児童生徒を対象に実施し、児童生徒の学力の向上について経年的に把握し、学力向上対策事業の実施及び指導方法の工夫改善を図る。 年度末に三次市学力到達度検査を全市内小中学校の児童生徒を対象に実施し、児童生徒の学力の向上について経年的に把握し、課題と改善策を明確にして学力向上対策事業の実施及び指導方法の工夫改善を図る。	・検査結果の分析で課題のある学校を絞り込み、授業改善の具体的な方法などについて指導する必要がある。 ・平成25年度の全国学力・学習状況調査は、全国悉皆調査となり文科部科学省による調査となる予定。きめ細かな調査により、指導方法の工夫改善を図るよう、改善計画を基に授業改善を行い、児童生徒の確かな学力を育成する。ただし、平成26、27年度は、国語、算数・数学の抽出調査を実施の予定。	統一問題による学力検査の実施 ・検査結果の分析及び指導改善計画の作成	児童生徒の思考力、判断力、表現力等の育成と、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得	学力検査等の結果を踏まえ、各学校の授業改善が進んでいる。平成23年度は、東日本震災の影響により、全国学力・学習状況調査は、すべて希望実施となったため、中学校3年生のみ全員に実施した。	4,976	(1) 全体正答率 %	4,064	3,859	3,898	児童生徒数、実施教科数等、年度によるばらつきがあるため、コストが増減する。	H22 2	984	4	全体正答率	%	75	72	72	1月実施	平成23年度は、中学校理科、社会を併せて実施し、平成22年度との単純比較はできない。基礎的・基本的な学力は向上している。	4	4	5	4	市内の全児童生徒を対象とする市として実施することが妥当である。	4	4	27	A	継続	学力向上の状況を測定する客観的な指標を得るために、継続実施し、検査結果の活用を図る。	有	10効果の検証(行政評価)

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A27～30 B22～26 C17～21 D12～16 E6～11

※ 総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Main table with columns for Strategy No., Division, Project, Start Year, Business Name, Summary, Objectives, Methods, Previous Year Correspondence, H23 Budget, Activity Targets, Results, Appropriateness, City Role, Necessity, Evaluation, and Improvement. Rows 37-40 are detailed.





平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (No., Category, Title, Summary, Objectives, Methods, etc.), quantitative analysis (H22-H24 metrics), qualitative analysis (Effectiveness, Cost, etc.), and overall evaluation (Ranking, Justification, etc.).



施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の对象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度事業費(千円)(職員人件費含む)							H22年度	H23年度	H24年度	定量的分析				手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H22年度評価	H23年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性
													活動指標		成果指標		説明		説明				目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ													
													活動指標(1)	単位	活動指標(2)	単位	説明	活動指標(1)	単位				説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ														
													H23年度	H22年度	H23年度	H24年度	H22年度	H23年度	H24年度				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ															
49	健康・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	総合健康診査事業	18歳以上の市民を対象に、市内各拠点(11会場)を移動し、延べ30日間、業務委託により行なう集団方式の健康診査である。健康診査内容は、根拠法令等に基づき特定健康診査、がん検診等を行なう。また、健康診査終了後には健康結果に基づき、医療への受診勧奨や予防の指導を行い、疾病予防・早期発見・早期治療を図るための事業である。 〔新しい公共(市民との協働)〕 一部の健康診査では、食生活改善推進員が「減塩味噌汁」を健康者に提供し、生活習慣病予防を呼びかけるなど地域と一緒に事業展開を行っている。	疾病予防や疾病の早期発見、治療のためには年1回健康診査の習慣化が重要である。広くあらゆる広報を実施するだけでは健康に興味のない市民には受診につながらない。H23年度は、特に女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」検診推進を目的に小中学校の保護者を対象とした啓発に力を入れた。さらに、行事などで受診出来なかった方に受診機会を提供するための試験的に2月に健康日を設定している。	市民へ広く事業を周知し、市内11会場(30日間)で集団方式による特定健康診査(基本健康診査、がん検診、歯科検診)を実施する。	がん等の生活習慣病を予防する対策として、これからの疾患の疑いのある者、危険因子を持つ者をスクリーニングするのと同時に、単に医療を要する者だけの発見でなく、栄養・運動等に関する保健指導及び健康管理に関する正しい知識の普及を行う。	広報紙やCATVでの周知、市政懇談会などの機会を捉え、参加者への受診勧奨や三次地区医師会と連携した受診率向上に取り組んだ。また、カープ戦でのピンクリボンキャンペーン、国民健康保険者へのダイレクトメール、電話での受診勧奨などに引き続き取り組んだ。	49,032	2	H22年度	29	29	30	H22年度	4	1,580,207	H23年度	4	1,690,759	H24年度	6	1,627,147	3	3	3	4	5	4	2	21	C	継続	継続	6	有	6	有	6	有
50	健康・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	介護予防普及啓発事業	いつでも住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるために、介護予防の重要性を認識してもらう機会と、日常生活の中で個人や地域ぐるみで取り組めるような普及啓発を行う。 具体的な事業としては、①介護予防啓発のための介護予防ラジオ体操・みよいっしょでも体操のCATV放映②地域づくりを含め、特に認知症予防について広く啓発を行う「認知症サポーター養成講座」③「出前講座」を中心とした介護予防と健康づくりについての実技と講義を実施する。 〔新しい公共(市民との協働)〕 認知症サポーターや食生活改善推進員、元氣アップ教室の受講者等の市民やボランティアによる介護予防の取組を推進している。	講座など集まりに参加できない人への普及啓発を進める。そのため、サロンリーダー・民生委員・各地区の自治振興連合会などとさらに協同して取り組みを推進する。	老人クラブやサロンを対象に介護予防に関する講座を開催する。 職域を対象に介護予防ラジオ体操の普及や、認知症講演会、認知症サポーター養成講座を開き、認知症について理解を深める。	介護予防の必要性を認識し、各人が介護予防(介護予防ラジオ体操)を行い、認知症予防・閉じ込め取り除くようになる。	市内の認知症キャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を実施する。	1,858	2	H22年度	248	177	200	H22年度	4	4,456	H23年度	5	10,497	H24年度	6	9,304	4	4	4	4	4	4	4	24	B	継続	継続	6	有	6	有		
51	健康・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	20	健康推進課	健康増進事業	三次市健康増進計画(平成19年度策定)の重点目標「よりよい生活習慣の確立による健康寿命の延伸」を目的とし、健康づくりの分野ごと(メタボリックシンドローム対策、タバコ対策、身体活動・運動、栄養・食生活、健康・保健指導、歯と口の健康、心の健康づくり、介護予防)に設定した数値目標の達成に向けて、計画における健康づくり施策を年次計画に沿って展開している。 平成22年5月からは、「いきいき・ともえ・プロジェクト」を発出し、市民病院や国民健康保険局との庁内連携及び住民自治組織、三次地区医師会等関係団体との連携を図り、特に生活習慣病予防事業の取組を強化している。平成23年度は市民を対象とした「健康に関するアンケート調査」を実施し健康課題を把握した。平成24年度は、更に効果のある事業展開を	①いきいき・ともえ・プロジェクトを中心とした事業推進健康づくりは地域、関連団体等が連携し、協働で推進することが効果を上げる有効な手段であり、連携の強化を図る必要がある。また、市民への健康づくり、生活習慣病予防に関する啓発を強化する。 2.健康増進計画の評価と第2次三次市健康増進計画の策定 平成24年度は、健康増進計画の最終年度を迎えることから5年間の評価をし、更に効果のある事業展開を図るため平成25年度以降の第2次計画を策定する。	①庁内連携及び市民、地域、学校、関係団体等との連携 ②市民参加型の地域健康づくり講座等の開催 ③健康診査率向上対策及び保健指導の充実	市民一人ひとりが健康づくりに関心をもち、より健康になるために健康づくりに取り組むことにより、市民の健康増進や健康寿命の延伸が期待される。	市民の利用が年々増加しているが、職員による出前講座等、人件費以外のコスト削減が課題となっている。	62,084	2	H22年度	14,146	14,831	15,100	H22年度	4	4,390	H23年度	5	4,186	H24年度	6	4,168	5	5	5	4	4	4	4	24	B	継続	拡大	6	有	6	有		
52	健康・福祉	2福祉	(1)認めあい・支えあう福祉の推進	16	社会福祉課	健康福祉まつり	毎年、行政・福祉・保健・医療・介護の関係機関、事業所、ボランティア団体等による「みよし健康福祉まつり実行委員会」を結成し、三次市福祉保健センターを会場に市民参加の健康・福祉・医療・介護をテーマとしたイベントを開催している。例年、実行委員会へ50団体以上が参加している。	毎年、恒例行事として実施しているが、幅広い年代の多くの市民に参加してもらうためには、多彩なプログラムとアピール性の高い催しが必要であるが、予算規模も少なく、参加団体への負担を求めないよう、新しい企画が盛り込まれた。今年度は、パター等の出店が多く、開催目的に沿った内容のものが増えていく。	内科・歯科医師による無料相談や健康相談、福祉用具・介護用品の展示、フリーマーケット、バザー等の実行委員会参加団体による啓発イベント	福祉、保健、医療への参加が促され、参加団体の増加が期待される。市の健康プロジェクトと連携した市民参加の取組が広がった。	444	2	H22年度	50	51	50	H22年度	4	8,900	H23年度	5	8,706	H24年度	6	8,894	3	3	3	4	5	4	2	22	B	継続	継続	4	有	4	有			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象 等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人 件費含 む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H2 23 年度 評価 結果	H2 24 年度 評価 結果	1次 総合 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果 理由	拡大・縮小	改善の 必要性					
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性										実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
53	健康・福祉	2 福祉	(1) 認めあひ、支えあふ福祉の推進	16	社会福祉課	障害児生活訓練事業	夏休み・冬休み・春休み期間中の障害児(小学生・中学生・養護学校生徒)に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、障害児の長期休暇中の生活安定を図ることを目的に、社会福祉協議会へ委託して実施している。 実施場所 三次市福祉保健センターほか ※19年度利用者負担の見直し1日1,000円を560円に軽減 20年度月額利用上限負担額導入し、夏休み中の負担金の軽減 22年度非課税世帯の利用料無料化 ※市民ボランティア、学生ボランティアの協力	自閉症等障害児にとっては、環境等の変化になじまない児童もあり、安全確保と指導員の負担を考慮し、実施会場を「福祉保健センター4階ふれあいホール」で全日を確保することとした。 ・周辺部在住の障害児の参加が少ない、送迎を実施し、地域格差のない事業とする必要がある。	市民(市内に住居登録のある障害児)	障害児に対する日常生活に必要な訓練や指導を行う。	長期休暇中の障害児の生活の安定を図るとともに、保護者の就業が継続できるような支援をする。	事業の質の向上を目指し、介助員を対象とした知的障害児・発達障害児への対応に関する研修会を実施した。 ・プールの実施にあたって、学生ボランティアの協力を得た。	3,588	(1) 利用人数 (延べ) 人	651	660	682	児童1人1日当たりの事業費	H22 2 5,559	(4) 実利用人数 人	24	30	31	長期休暇中の日中生活が安定した障害児の人数	5	5	4	4	5	5	28	A	継続	拡大	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
54	健康・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	高齢者共同生活施設支援事業	在宅生活の維持が不安な一人暮らしの高齢者を対象として、生活援助員(支援員)の協力を得て、共同生活を行い、相談や食事、レクリエーションを通して生きがいのある生活を送れるよう支援する。 施設 君田生活支援ハウス松伯園 委託先 社会福祉法人備北福祉会 〔新しい公共(市民との協働)〕 委託料減額の中、企業努力が行われている。	業務委託から法人による自主的な運営に転換するための方策を検討する必要がある。	市等に居住している一人暮らしの高齢者(60歳以上)の増加が、生活の不安定化を招いている。	住居機能と交流機能を総合的に提供する。施設内の生活援助員による利用者への日常生活の相談や、規則正しい生活への助言を行う。	独立して生活することが認められ、安心して生活を送ることができるよう施設入居により支援する。	委託料の積算方法を変更し減額を図った。	13,224	(1) 利用者数 人	11	11	10	君田生活支援ハウスで生活している人	H22 2 1,202,818	(4) 支給割合 %	100	100	100	常時待機者は4～5名いるが緊急性はない。	4	5	3	3	4	3	22	B	継続	継続	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
55	健康・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	19	環境政策課	ふれあい収集事業	家庭ごみを収集するまで持ち込むことが困難な高齢者や障害のある方を対象として、戸別収集を申請された世帯のごみを自宅又は所定の場所まで週1回直接収集に同じ見込めから収集体制の強化充実を図る必要がある。 〔新しい公共(市民との協働)〕 協働のまちづくりを進め、地域自治を推進し自治会活動の支援を行い、今後も一人暮らし世帯の増加に伴い、申請件数の増加が見込まれるため、将来的には地域による見守りを兼ねた「ふれあい収集」を実施し、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	申請には様々なケースがあり、認定に際しては公平かつ公正及び慎重な判断が必要。今後も、高齢者世帯の増加に伴い、申請件数の増加が見込まれることから収集体制の強化充実を図る必要がある。	一人暮らしの高齢者や障害のある方を対象として、戸別収集を申請された世帯のごみを自宅又は所定の場所まで週1回直接収集に同じ見込めから収集体制の強化充実を図る必要がある。	ふれあい収集認定時に予め調整した日時、対象者自宅又は所定の場所まで直接回収を行うとともに声かけなど安否確認も行う。	日常生活の中から排出されるごみを戸別訪問で収集することにより、高齢者や障害者世帯の日常生活の負担を軽減および在宅支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	前年度の評価は継続で判定理由は「高齢者や障害者世帯のニーズ把握に努め関係機関と連携しサービスの向上を目指す」であった。申請から調査・審査・認定まで迅速な対応に努める。	4,579	(1) 稼働件数	76	103	120	戸別収集することにより、高齢者や障害者の日常生活の負担を軽減および在宅支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	H22 2 53,329	(4) ふれあい収集認定件数	30	46	46	認定による改善	5	4	4	4	5	5	27	A	継続	継続	有	2 市民と行政の協働と連携	有	2 市民と行政の協働と連携			
56	健康・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	24	社会福祉課	社会福祉施設等初期開設準備経費補助	施設入所者や長期入院者の地域移行の促進と、在宅介護者の高齢化にともなう介護負担の軽減のため、障害者のグループホームまたはケアホームの新規の建設に対して、1床あたり400千円を補助する。	在宅介護者の高齢化に伴い、ニーズは増加していく予想される中、施設数が少なく介護者の将来への不安は大きい。 社会福祉法人等と連携してグループホーム、ケアホームの確保を進めて行く。	障害者のグループホームまたはケアホーム建設から備品購入にかかるとして、1床あたり400千円を補助する。	障害者の地域移行と自立及び介護者の負担軽減		2,363	(1) 申請床数 床	10	5	5	1床あたり	H22 2 436,300	(4) 入居可能床数 床	10	5	5	障害者の地域移行と自立した生活の支援および介護者の負担軽減のためには、有効な手段である。	5	3	3	3	5	5	26	B	継続	継続	無	10 効果の検証(行政評価)	有	10 効果の検証(行政評価)				

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (H22-H24年度), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows 57-60 describe various welfare programs like '園芸福祉活動推進事業' and '障害者生活支援事業'.



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				必要性		1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性										
													H23年度		H22年度		H23年度		H24年度		説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位							H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標																				
65	健康・福祉	2	2	20	高齢者福祉課	高齢者見守り隊事業	市内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、日常生活において見守りが必要な高齢者世帯を、高齢者見守り隊(民生委員・児童委員、協力員、活動員)が訪問活動を行い、安否確認や相談活動を行いながら、安心して暮らしていただけるような見守り活動を継続している。 〔新しい公共(市民との協働)〕 自主防災組織等との連携が重要となってくる。	関係課・関係団体と連携し、状況の変化や相談事に適切に対応していく。	市民(概ね65歳以上の者であって、日常生活において見守りが必要な高齢者等)	市が、民生委員・児童委員を巡回相談員として委嘱して、見守り事業を実施する。ただし、対象者の人数により、相談員の補佐として協力員・活動員を配置する。	見守りがない環境の高齢者等を巡回相談員が定期的訪問することで安否確認、相談活動を行い、安心して暮らせるようになる。	見守り情報について、各支所保健師及び地域包括支援センターで共有を図り、必要に応じて対応することとした。	H23年度 事業費(千円) (職員人件費含む)	12,962	(1)見守り対象者数 人	2,423	2,343	2,350	説明	H22年度	5,367	4	対象者数に対する巡回相談員の実施割合	%	100	100	100	説明	相談員が定期的に訪問し、報告を作成	4	3	3	5	23	B	継続	見守り活動を巡回相談員が安心して暮らすことができ、巡回相談員も対象者の状況把握することにより緊急時にも適切に対応できる。	無	2	市民と行政の協働と連携
66	健康・福祉	2	2	19	高齢者福祉課	高齢者実態調査事業	平成22年度に実施した全高齢者の居住実態調査を情報更新し、新たに65歳になった高齢者等の情報を追加し高齢者の安心・安全な生活を支援する。	高齢者の状況、状態は常に更新しているため、より最新の情報収集して更新できる体制をつくる。	市民(65歳以上の高齢者など)	要介護者を地域で支えあうネットワーク作りが必要な情報として、高齢者の生活実態を把握するため実態調査を行う。結果を管理すると共に他の高齢者についても更新していく。	高齢者の居住の実態を把握し、地域での支えあい活動や災害時に情報を生かしていく。	各支所の民生委員と連携し、各支所保健師及び地域包括支援センターで共有を図り、必要に応じて対応することとした。	3,251	(1)対象者数	674	884	1,000	説明	H22年度	5,433	4	実態調査実施割合	%	100	100	100	説明	住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域での支えあいが重要であり、高齢者の実態を把握し、要介護者の情報を管理していく。	4	4	5	4	25	B	継続	高齢化率は上昇しており、地域で支えあう仕組みをつくるためには、高齢者の実態把握は必要である。引き続き住民自治組織・自治防災組織等とのネットワークづくりが必要である。	有	2	市民と行政の協働と連携	
67	健康・福祉	2	2	17	高齢者福祉課	高齢者施設の譲渡・指定管理の推進	市が管理している老人集会所について、譲渡及び廃止の方向で地元協議を進める。老人福祉施設等については、指定管理者制度による管理運営を進め、経年劣化による修繕コストを把握し、適正な管理手続を行う必要がある。	老人集会所については、各施設の個別事情を見極め、譲渡先団体や土地所有者等と慎重に協議を進める必要がある。指定管理者制度については、経年劣化による修繕コストを把握し、適正な管理手続を行う必要がある。	自治組織などの各種団体及び法人	主に自治組織と協議を行い、老人集会所の譲渡及び廃止を図る。老人福祉施設等については、指定管理者制度を導入し、市有財産の有効活用を図る。	公共施設について、コストを把握し、指定管理者制度やアウトソーシングの実施、老人集会所の譲渡については、施設の修繕を含め、地域と十分な連携を取り慎重に進めている。また、経年劣化が進行し、維持管理にコストがかかる福祉施設については、指定管理者と協議し、施設入居の募集を制限するなど適宜処分する予定である。	60,776	(1)譲渡及び廃止件数	1	3	1	説明	H22年度	55,218,000	4	譲渡及び廃止件数	件	1	3	1	説明	公共施設についてコストを把握し、指定管理者制度やアウトソーシングを実施し、または、施設の整理・統合・廃止を目的に合致している。	4	4	5	5	25	B	継続	老人集会所の譲渡・廃止については、施設ごとに様々な課題があり、本事業の趣旨と地域に生じるメリットの理解が希薄であるため、継続的な協議・取り組みを要する。指定管理については、経年劣化による維持管理費を含めた適切な負担金の徴収及び管理料の算定が必要である。	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)		
68	健康・福祉	2	2	16	高齢者福祉課	高齢者外出支援事業	対象者が限定され効果が一部にとどまっている。平成24年度に実施する「介護予防事業参加促進モデル事業」の成果等を検証結果を含めて、抜本的な制度改善が必要。	対象者が限定され効果が一部にとどまっている。平成24年度に実施する「介護予防事業参加促進モデル事業」の成果等を検証結果を含めて、抜本的な制度改善が必要。	高齢者(1.対象に記載のとおり)	移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン等)により対象者の自宅と医療機関等との間を巡回する。	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることが可能とするため、外出についての支援を行う。	利用条件を緩和しつつ扶助額の制限を設定した。	180	(1)利用回数	件	31	31	20	説明	H22年度	5,355	4	実利用者数	人	3	2	2	説明	移送手段の難しい高齢者へサービスを提供する事により在宅生活の継続へつながっている。	4	3	4	5	25	B	継続	高齢者世帯の介護にかかる経済的負担の軽減の面で、今後も継続していく必要があるが、対象者の拡大の見直し等、より必要な高齢者へサービスが提供できるような検討が必要。	有	10	効果の検証(行政評価)



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」/「縮小」/「継続」/「終了」/「廃止」から選択

Table with columns for Strategy No., Division, Major Project, Sub-Project, Start Year, Business Name, Business Overview, Future Issues, Objectives, Methods, Previous Year Correspondence, H23 Budget, Activity Indicators, Results, Next Year Budget, H23 Budget, H24 Budget, Purpose, Suitability, Implementation, Cost Reduction, City Role, Necessity, Overall Evaluation, Expansion/Contraction, Improvement Necessity, and Improvement Area. Rows 69-72 are visible.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				必要性				1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性										
													H23年度		H22年度		H23年度		H24年度		活動指標(1)		成果指標		目的適合性								実施改善等による成果向上の余地		コスト削減の余地		市関与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ	
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H22年度	H23年度	H22年度	H23年度	説明	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明							目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減の余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H23年度評価	H24年度評価
73	第2	健康・福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	高齢者介護慰労金支給事業	要介護4・5もしくは同程度で、過去1年間介護サービスを利用していない高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の方に、精神的経済的負担の軽減を目的に10万円を支給する。	家族介護者への包括的な支援を検討する中で、廃止に向けたスケジュールを確定する。	介護者へ慰労金を支給する。	介護者の精神的及び経済的援助。	廃止に向けたスケジュールが未定。	372	(1)申請件数	件	2	3	2	2	対象者が限定されているため大きな変化はない。	H22:136,500	(4)給付件数	件	2	3	2	対象者が限定されているため大きな変化はない。	3	3	5	5	3	2	21	C	縮小	廃止	5 終期の設定(行政サービスの見直し)	5 終期の設定(行政サービスの見直し)	有	有		
74	第2	健康・福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	「食」の自立支援事業	調理や買い物に困難な高齢者に食事の配達を行う。	若年世代と同居していても日中独居者など、対象要件の緩和をし本人と家族の負担軽減が必要と思われる。食は生活の基本であり、ニーズに沿ったサービスが提供できるような制度改善を図る。	1日1食週5日を限度で委託業者が利用者宅に食事を配達。	調理等の困難な高齢者の在宅生活継続の援助と安全確認。また、介護給付費の抑制。	ニーズに沿った制度への改善を検討中。	19,986	(1)延配食数	食	35,378	36,761	38,400	配食数増加傾向。	H22:623	(4)利用実人数	人	283	310	340	4	3	4	4	5	4	24	B	継続	拡大	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	10 効果の検証(行政評価)	有	有				
75	第2	健康・福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	19	高齢者福祉課	元気ハツラツ教室事業	介護予防を目的とする事業。市内に居住する高齢者が、コミュニティセンター等の身近な拠点に集い、スタッフの指導により、運動器の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防を目的とした活動を行い、日常的な介護予防の取り組みにつなげる。各地区年間20回程度の教室開催とする。市内の法人等次行実施可能な事業所に委託して実施。実施箇所数 H22年度19箇所、H23年度20箇所、H24年度23箇所(新しい公共(市民との協働))	・予防効果を高めるための教室の内容は、スタッフ研修が、コミュニティセンター等の身近な拠点に集い、スタッフの指導により、運動器の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防を目的とした活動を行い、日常的な介護予防の取り組みにつなげる。各地区年間20回程度の教室開催とする。市内の法人等次行実施可能な事業所に委託して実施。実施箇所数 H22年度19箇所、H23年度20箇所、H24年度23箇所(新しい公共(市民との協働))	各地区(市内23地区)ごとに、地域のコミュニティセンター等を会場として、年間20回の教室を送り付けで開催。介護予防に効果的なメニューを取り入れた内容とし、個人のみならず地域の取り組みをすすめている。	・具体的な効果の検証とデータ管理については、大きく改善はできていない。県で今年度評価方法をモデル実施し県全体で共通の評価方法の提示がある予定なので、今後取り入れていく。 ・効果的運営のため、事業所の意識と技術のレベルアップを図る目的で、事業所研修会を今年度開催し、開催に向けての取り組みを行う中でレベルアップを図っている。	16,266	(1)参加人数(延べ)	人	6,180	5,660	6,900	より効果的な運営のために地域に密着した運営方法に変えたため、1地区20回を2会場に分けていたが1会場に集約した。	H22:2,560	(4)参加者のうち1年後要介護認定に移行した人の率	%	94	95	95	4	3	4	5	5	4	25	B	継続	拡大	10 効果の検証(行政評価)	10 効果の検証(行政評価)	有	有					
76	第2	健康・福祉	(3)一人ひとりの生きがいづくりの推進	16	社会福祉課	心身障害者就業促進事業	福祉的就労の場を確保するため、無認可小規模作業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」を運営する事業主に対し、運営費を助成する。 ・場所：三次町2054-1「ジョイジョイワーク第3作業所」 ・内容：リサイクル事業(空き缶、新聞紙の回収)を通して社会活動及び生活訓練を行っている。	この事業は、該当事業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」が、10月1日をもって地域活動支援センターへ移行するため、終了となる。	障害者への訓練・指導等に係る作業所運営に対し、運営補助金を交付する。	一般就労が困難な障害者に対する、日中活動や就労の場を提供することにより、生活のリズムを整え社会活動への参加を促進する。	平成24年10月1日に地域活動支援センターへ移行するため、NPOの法人登記済み(H24.5.28)	6,415	(1)		132	132	66	月5日以上利用した者の延べ人数	H22:48,599	(4)利用登録人数		11	11	11	5	3	5	5	28	A	継続	終了		平成24年10月1日に地域活動支援センターへ移行。		無	無					

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H2 23年度 評価	H2 24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案		拡大・縮小	改善の必要性												
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明							目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	その他 内容	改善 区分	判断理由	内容	その他 内容	改善 区分
77	第2	健康・福祉	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	23	市民生活課	レセプト点検事業	国民健康保険のレセプト(診療報酬請求明細書)の点検を行うことにより、医療費の適正化を図る。平成22年度より継続しサポートみよしへ委託している。点検方法は、国保連合会からの診療報酬明細書(レセプト)を全件チェックし、資格過誤や診療内容に疑義のあるものを抽出しレセプト返戻までを行っている。  〔新しい公共(市民との協働)〕	レセプト点検における市の目標管理および進行管理の徹底が必要とされる。	国民健康保険被保険者	国保連合会において審査の済んだレセプトを点検し、受診者の資格及び医療費支払額の確認をする。	医療費の適正化による国保財政の健全化	継続の評価を受けている。レセプトの電子化により、業務内容が異なったため、24年度から点検員を1名減で委託	12,938	(1) 点検枚数	212,924	213,804	213,800	レセプト枚数	H22/2	58/4	効果額	千円	41,613	38,156	40,000	給付費の1%を目安としている	5	3	3	5	3	3	22	B	継続	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)									
78	第2	健康・福祉	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	20	市民生活課	重度心身障害者医療費支給事業	対象者:身体障害者手帳1～3級所持者・療育手帳(A・B)所持者で、本人・配偶者・扶養義務者が一定以内の所得である方。 認定基準は、広島県の基準に準拠している。対象者一部負担金:外来1日200円(月4日を限度)入院1日200円(月14日を限度)で医療機関を受診。給付内容:医療にかかる自己負担金から一部負担金を除いた額を支給。県内医療機関においては、受給者証を提示することで、現物給付。県外受診・補装具については、償還払い。 事務事業:受給者証申請の受理⇒審査⇒証交付 毎年8月1日付けで証の一斉更新 現物給付は、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金の審査支払いにより、それぞれに扶助費、手数料を支給している。	全対象者が適切な医療を受けられるように、未申請者(過去に非該当になった方等)への周知について検討が必要である。	身体障害者手帳1～3級・療育手帳(A・B)所持者	対象者に受給者証を交付し、対象者一部負担金により受診できる環境整備を図る	障害者の医療の負担軽減を図り、医療を受診しやすい環境を整備し、安心・安全な地域づくりを目指す	「継続」の評価だった。広報等により住民への制度周知を行っている。	277,183	(1) 受給者数	1,824	1,868	1,880	増加傾向	H22/2	151,220/4	医療費の公費負担	252,011	269,369	281,652	重度心身障害者医療公費負担額	5	4	5	5	5	28	A	継続	継続	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)	有	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)											
79	第2	健康・福祉	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	20	市民生活課	適正受診の訪問啓発指導	啓発指導員(看護師)を雇用し、国保被保険者の内、重複・多受診者をリストアップし、医療の適正受診について訪問指導を行う。対象者のリストアップは、国保連抽出のリストとレセプト点検員からの情報提供による。	何度訪問しても意識変容できない方があり、常習的な重複受診者への対応の方法が課題である。	三次市国民健康保険被保険者のうち、適正受診の指導が必要と認められる方。	啓発指導員が対象者を個別訪問し、多受診、重複受診等への適切なアドバイス・指導を行う。	被保険者の適正受診と健康づくりを進め、医療費の適正化を図る。	継続	2,659	(1) 訪問啓発件数	86	89	90	活動指標は面接できた数で訪問数は160件	H22/2	27,628/4	改善件数	件	81	72	72	訪問回数とともに改善件数は増加しており、成果はあがっている。	5	3	4	5	4	24	B	継続	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)										
80	第2	健康・福祉	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	23	市民生活課	ジェネリック医薬品使用促進通知	厚生労働省は、医療費抑制のためジェネリック医薬品の利用を促進し、普及率30%を目標としており、医療費が増加し続けるなか、医療費抑制は大きなテーマである。本市は、全レセプトを分析し、ジェネリック医薬品に替えることで自己負担の軽減幅が大きな被保険者に対して通知をしている。このレセプト分析と通知の発送は、外部委託で行っている。	医師、薬剤師から勧められることにより利用者が多くなると思われるので、医師会や薬剤師会に対しても啓発を行う必要がある。この事業は、ある程度の普及した時点で、事業の見直しが必要。	三次市国民健康保険被保険者のうち、効果額の大きな方	代替した場合の差額を記載した通知を発送する。	医療費抑制のため、国が目標とする普及率30%が達成されるよう保険者として最大限努力することにより、医療費の適正化を図る。	継続	3,534	(1) 発送件数	件	3,048	4,000	医療費通知発送件数	H22/2	#DIV/0!	医療費削減額	円	2,655,301	7,000,000	平成23年度の効果額は9～12月に発送した1902通に対して	5	4	4	5	4	25	B	継続	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)											

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11 ※ 総合評価・・・「拡大」/「縮小」/「継続」/「終了」/「廃止」から選択

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の对象者, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費, 活動指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 目的適合性, 実施改善等による効果向上の余地, コストの削減余地, 市との関係, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, H2年度評価, H3年度評価, 1次総合評価, 拡大/縮小, 改善の必要性, 2次評価事務局案, 拡大/縮小, 改善の必要性.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27~30 B:22~26 C:17~21 D:12~16 E:6~11

※ 総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象者	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次事務 事業 実施 状況	拡大・縮小	改善の 必要性								
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地							市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ					
85	第2	健康・福祉	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定を受け、24時間365日救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し、小児救急患者に対応している。	24時間365日小児救急医療の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備を行っていく必要がある。	小児患者	救急診療を行う。	24時間365日小児救急医療の確保、充実	引き続き、医師・看護師等の確保を図った。	121,055	(1) 診療日	日	365	366	365	小児救急で診察した日数	H 2 2	301,811	(4)	救急患者数	人	6,249	6,172	6,200	小児救急で受診した患者数	5	5	3	5	3	5	5	26	B	継続	継続	小児救急医療拠点病院として、更に医療スタッフの充実を図り、医療体制を整備する必要がある。	有	1 積極的な情報公開と市民との情報共有	
86	第2	健康・福祉	(3) 市立三次中央病院の充実	17	病院企画課	認定看護師育成研修事業	認定看護師は、特定の看護分野(救急看護、乳がん看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の一段とすぐれた看護レベルの向上を図る。認定看護師の資格要件は(1)保健師、助産師又は看護師のいずれかの免許を有し、(2)認定看護師として必要な実務経験があり、(3)日本看護協会が認定した「認定看護師教育課程」を修了したものである。認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。平成23年度は1人の看護師が研修に参加し、平成24年度に認定看護師に合格した。	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病棟の支援体制の確立。看護師確保のため、有資格者の数を増やしていく。	勤務年数5年以上の看護師	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	認定看護師資格の取得により、高度医療・専門医療の提供	認定看護師の認定分野は、救急看護、乳がん看護等21分野がある。市立三次中央病院の認定看護師育成研修計画において、現在10分野を順次拡大し人数も増やしている。	2,021	(1) 受講者数	人	2	1	認定看護師教育課程の受講者数	H 2 2	1,878,000	(4)	認定看護師合格者数	人	2	1	認定看護師に合格した数	5	5	3	4	5	4	26	B	継続	継続	認定看護師は、特定の分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、看護現場において、実践・指導・相談の役割を担う。市立三次中央病院においては、実践力の向上のため、引き続き認定看護師の育成を推進する。	有	1 4 職員の人材活用と育成				
87	第2	健康・福祉	(3) 市立三次中央病院の充実	23	病院企画課	看護師確保対策	安全・安心な医療の提供のため、1人の看護師が受け持つ入院患者を10人から7人にする。よりきめ細やかな看護が提供できるよう、看護師の確保対策を行っており、7対1看護基準へ移行後もその体制の維持、強化のため引き続き看護師確保を行い、患者満足度の向上を図る。	新規卒業看護師の確保が困難である。そのため、育児休業者が早期復帰しようにも公的保育所に入れないため、病院内保育所を検討し、育児休業者の早期復帰を促進する。	患者	看護師養成施設への訪問、修学資金制度の活用、採用試験の検討	看護師配置7対11によるきめ細やかな、安全・安心な医療の提供による患者満足度の向上	看護師養成施設への訪問、修学資金制度の活用、採用試験の検討	2,654	(1) 採用看護師数	人	50	20	20	採用看護師数	H 2 2	53,080	(4)	看護師充足率	%	1	1	1	必要人員数に対する充足率	5	3	4	5	5	27	A	拡大	拡大	看護師確保は、全国的な取組を行う。また、7対1移行後も、引き続き看護師確保を行う。	無	4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
88	第2	健康・福祉	(3) 市立三次中央病院の充実	23	病院企画課	医療機器等整備事業	市立三次中央病院は高齢化、高齢化の進む広島県東部において中核をなす病院であり、地域住民の健康保持、増進に大きく貢献するとともに、地域の医療需要に応じて診療機能の充実整備に努めています。平成6年の新築移転後からは、特に広島県の備北2次保健医療圏の2次救急を担う急性期の基幹病院として「地域住民から信頼され、親しまれる病院を目指す」という基本理念の下、「地域中核病院としての医療レベルの向上」、「安全で安心な医療の提供」、「患者サービスの向上」、「経営健全化の推進」、「地域を担う医療人の育成」の6つの基本方針を掲げ、健康教育・疾病の予防からリハビリまでの総合医療センターの役割を果たしてきています。そして、近年の医療ニーズ	・医療ニーズの把握と優先順位、費用対効果の見極め・財源の確保	患者(市民)	医療機器を整備する	患者の病気の早期発見・早期治療及び的確な医療の提供が可能な(安心・安全な医療の提供、医療の質の向上)	継続事業(急性期医療・高度医療を担う基幹医療機器の整備は必要であり、引き続き、費用対効果を見極めながら優先順位を定めるなど計画的な整備を図る。)であり、指摘どおり費用対効果及び優先順位を定めて計画的な整備を図っている。	91,716	(1) 血管撮影(心臓)	件	357	423	430	年間的心臓血管造影検査人数(外来+入院)	H 2 2	702,361	(4)	外来患者延べ数	人	160,228	182,492	183,000	4	3	5	5	5	26	B	継続	継続	急性期医療・高度医療を担う基幹医療機器の整備・更新は必要であるため。	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)				
														(2) RI検査	件	566	551	560	年間のRI検査人数(外来+入院)	H 2 3	216,823	(5)	在院入院患者延べ数	人	112,891	110,625	112,000	4	3	5	5	5	26	B	継続	継続							
														(3) 白内障手術	件	317	473	500	白内障手術件数は増加している	H 2 4	121,318	(6)																					



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性																	
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地							市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ランク	H2 2年度 評価	H2 3年度 評価	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分
89	健康・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療施設整備事業	急性期病院として必要不可欠な医療設備を充実し、患者様に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。	平成22年度に業務委託により策定した「市立三次中央病院設備改修及び設備更新計画(老朽度調査及び改修計画)」に基づき、建築・電気・機械設備について計画的に施設整備を実施していく。	市民(病院を利用する全ての方)	施設整備・改修を行う。	病院の診療しやすい施設設備の充実及び、患者様を利用しやすい環境を整える。	病院の診療しやすい施設設備の充実及び、患者様を利用しやすい環境を整える。	159,363	(1) 三次市人口	人	58,226	57,719	57,078	市民一人あたりの事業費	H22 2	4,182	(4) 事業件数	件	8	5	5	事業を行った件数	4	5	4	5	4	4	4	26	B	継続	継続	備北地区の医療の質の向上及び利用者の利便性を図るため、病院施設の整備を推進する。				7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)					
90	健康・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	高度医療機器整備事業	市立三次中央病院は過疎化、高齢化の進む広島県北において中核をなす病院であり、地域住民の健康保持、増進に大きく貢献するとともに、地域の医療需用にこたえて診療機能の充実整備に努めています。平成6年の新築移転後からは、特に広島県の備北2次保健医療圏の2次救急を担う急性期の基幹病院として「地域住民から信頼され、親しまれる病院を目指す」という基本理念の下、「地域中核病院としての医療レベルの向上」、「救急医療体制の充実」、「安全で安心な医療の提供」、「患者サービスの向上」、「経営健全化の推進」、「地域を担う医療人の育成」の6つの基本方針を掲げ、健康教育・疾病の予防からリハビリまでの総合医療センターの役割を果たしてきたところで、近年の医療ニーズ	・医療ニーズの把握と優先順位、費用対効果の見極め・財源の確保	患者(市民)	高度医療機器を整備する	患者の病気の早期発見・早期治療及び的確な医療の提供ができる(安心・安全な医療の提供、医療の質の向上)	急性期医療・高度医療を担う基幹医療機関として最低限の医療機器の整備・更新は必要であるため継続事業とした。	195,919	(1) 血液検査	件	606,497	616,528	620,000	血液検査件数(外来+入院)	H22 2	44	(4) 外来患者延べ数	人	160,228	182,492	183,000	計画的に老朽化した医療機器を更新することによって、検査の精度が高まり、適切な医師の処方につながるものである。患者への安心・安全な医療の提供に貢献するものである。	4	4	3	5	5	5	26	B	継続	継続	急性期医療・高度医療を担う基幹医療機関として最低限の医療機器の整備・更新は必要であるため。				7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)						
91	文化・学習	3 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	地域集会所整備事業	地域におけるコミュニティづくりを推進するため、住民自治組織自ら行う地域集会所の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。補助対象経費は、建物の新築・買収・増改築に要する経費で、補助率は1/2以内。補助限度額は新築・買収が300万円、増改築が100万円、補助対象経費が200万円に満たない場合は補助対象としない。平成21年度から家賃補助を新設し、5万円を限度額として家賃の1/2を補助対象としている。	今後も住民からの要望は減少することなく、むしろ増加していくことが予想されるが、将来的には補助対象に限定するが、事業の経費を設定するかしないか、住民の不公平感を招く恐れがある。	住民自治組織	事前に要望調査を行い、要望を確認し担当部署で実地検査をしたうえで採択を決定する。申請・報告段階で内容のチェックと完了検査を行い、補助金の交付を行う。	住民のコミュニティづくりや活動の場となる拠点を整備することによって、コミュニティの活性化を促す。	前年度も予算を大きく上回る要望があり、1件でも多くの要望を採択するため、補助率を2/5に下げたが、住民の負担が増すため、今年度は1/2に戻した。	4,521	(1) 整備事業を行った件数	件	8	13	3	整備(補助)事業を行った件数	H22 2	351,625	(4) 対象戸数	戸	140	469	162	整備(補助)事業を行った施設の受益戸数	5	4	5	3	5	5	27	A	継続	縮小	地域集会所の活動が活発になればなるほど、その拠点となる地域集会所の整備は地域にとって重要な課題である。コミュニティの活性化を推進していく本市としても、その補助事業を継続していく必要がある。	予算額	有	5	終期の設定(行政サービスの見直し)										
92	文化・学習	3 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	23	地域振興課	活力ある地域づくり総合支援事業	地域まちづくりビジョンの達成、各地域のコミュニティ振興、生活課題の解決に柔軟かつ適宜対応する住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援する。・補助率は補助対象経費の100万円までが10/10補助、100万円を超え250万円までの部分が2/3補助、1団体あたりの補助金額上限は200万円。・イベントに係る補助対象経費については1割減の補助金とする。	市民の主体的活動により、地域の資源を活かし、特色ある地域づくりを推進するとともに、地域生活の継続が困難となっている集落の課題解決を図るため、まちづくりの核となる住民自治組織が実施する各種まちづくりの事業に対し、一定の財政的支援は必要である。「新しい公共」の担い手となるべき地域リーダーの育成、行政との役割、活動を継続するための自主財源の確保等、十分議論し、基盤の確立を図る必要がある。	住民自治組織(委員会、委員会、及び実行)	住民自治組織が地域まちづくりビジョンの達成、各地域のコミュニティ振興、生活課題の解決に柔軟かつ適宜対応する住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援するための補助	「市民一人ひとりが、まちづくりを自ら考え、行動していく住民自治」、「地域における生活課題の解決に柔軟かつ適宜対応する住民自治」を確立する。	地域まちづくりビジョンの達成に向け、各住民自治組織において特徴的な取組が企画・実施された。	37,684	(1) 補助金交付件数	件	18	18	18	住民自治組織	H22 2	4	(4) 対象支援事業数	数	18	18	支援した事業数	5	4	5	5	5	5	28	A	継続	継続	協働のパートナーとして、住民自治組織への期待は大きく、また同時に役割も増している。各地域で特徴あるまちづくりが展開されるよう、財政的・人的・物的な支援を行う必要がある。				2	市民と行政の協働と連携										

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性																
														活動指標		H22年度		H23年度		H24年度		説明		成果指標		H22年度		H23年度								H24年度		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市関与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ	
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地							市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	判断理由	内容	その他内容	改善区分	判断理由	内容	その他内容	改善区分
93	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	自治振興費補助事業	地域まちづくりビジョン等に基づく住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援。	まちづくりの拠点である各コミュニティセンターに勤務する住民自治組織事務局の職員は、組織運営に係る適切な事務処理を行うことはもとより、協働のまちづくりの牽引役としての役割が期待される。住民自治組織の実施する各種まちづくりの事業に対し、一定の財政的支援は必要であるが、引き続き地域づくりリーダーの育成、行政との役割分担、活動を継続するための自主財源の確保について十分に議論し、基盤の確立を図る必要がある。	住民自治組織	住民自治組織の運営や基礎的活動のまちづくりにつながる事業に対する補助	地域活動と学習活動の一体的な展開により、「市民一人ひとりがまちづくりを自ら考え、行動していく住民自治」の確立。	各種事業の位置づけ・目的について事業主体である住民自治組織の理解が進み、地域まちづくりビジョンに適合した特徴的な取組が企画・実施されるようになった。	180,241	1) 交付金交付件数 件	19	19	19	住民自治組織数	10,594,000	4	主要主催事業数	26	27	24	毎年ほぼ一定である	5	4	5	5	5	4	28	A	継続	継続	継続	今後協働のパートナーとして住民自治組織への期待は大きく、また同時に役割も増している。引き続き、各地域で特徴ある展開されるよう人的・財政的支援を行う必要がある。	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	有	有	2 市民と行政の協働と連携										
94	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	24	地域振興課	がんばる地域支援事業	過疎や少子高齢化などにより、地域における市民の社会生活の維持が困難になるため、地域課題を克服するため、市民が主体となる任意の団体や法人が主体となる連携や共助により行う公益的な事業への支援。補助額は上限50万円で、補助対象経費の2/3以内。地域の課題を住民が主体となって解決しようとする活動への支援であり、その環境づくりのための事業である。	地域課題の認識とその解決策の発見。	市民及び任意の団体で、規約・会計を有するもの(NPO法人)	新たに取組む事業で、地域課題の解決に向けて市民の参加と協働によって行われる公益的事業への補助	市民が地域課題を認識し、自主性・主体性を持って解決していくこととする環境をつくる。	12,180	1) 評価委員会 回	4				3,045,000	4	計画達成率	100		年度毎の事業計画達成率	5	3	4	4	4	23	B	継続	継続	3か年限定事業	1 0 効果の検証(行政評価)	有	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)														
95-1	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	三次市行政改革大綱にかかげる「新しい公共」を視野に入れ、市民と行政による協働のまちづくりを展開していくため、市民による自立したまちづくり活動を支援する5つのサポート機能を備えた「みよしまちづくりサポートセンター」を地域振興部及び支所に設置し支援を行う。「みよしまちづくりサポートセンター」は三次市地域のまちづくりサポートセンターと中央サポートセンターの役割を担う。 1 情報ステーション機能(自治活動やまちづくり情報を収集・提供・交換) 2 交流サロン機能(活動・交流等が開催できる場の提供・紹介) 3 相談研修機能(まちづくりの様々な相談や支援制度の紹介) 4 コーディネート機能(他団体との交流の調整・連携コーディネート)	住民や自治組織も「行政にやっもらう」という受身の姿勢から脱却し、「地域ごとの協働のまちづくり」を推進し、市民による自立したまちづくりを支援していくこととする。また、新しい公共を進めていくことを目指す。	住民自治組織と市民	中央サポートセンターの機能を果たすため、三次市住民自治協議会と緊密な連携を図り、役員会・定例会・市長懇談・まちづくり研修会等を定例で開催する。 ・必要な情報を三次市住民自治協議会通信・三次市HP・広報誌等を通じて市民に提供する。 ・5つのサポート機能に係る業務を随時行う。	より多くの市民が地域づくりに積極的に参画し、まちづくりの展開していくため、職員の資力が行われた。	21,979	1) 補助金交付件数	12	12	12	二次市住民自治協議会との連携(運営支援・情報提供・助言等)のため定期的な会議・研修会を開催する。	1,811,917	4	連合会会議回数	10	10	10	住民自治協議会が主体的に事業実施できるような支援として、継続している事業は「新しい公共」のため、係わり方を再検討し、より地域主導型への転換が必要である。	4	4	4	4	4	4	26	B	拡大	継続	拡大	特色あるまちづくりに向け、「新しい公共」を視野に入れ、市民と行政による協働のまちづくりを展開していくため、まちづくりサポートセンターとしての機能を、部の枠を超えて市役所全体(職員全員)で取り組む必要がある。将来的な視点として、住民自治組織の自立を目指すことも必要。	2 市民と行政の協働と連携	有	有	2 市民と行政の協働と連携											
95-2	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	24	君田支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	平成18年3月に策定された「平成24年度に改訂された「君田地域まちづくりビジョン」で示された基本施策・実施計画に基づいた次の主要な事業を進めていく。 ・安心・安全のまちづくり ・安全あふれたまちづくり ・観光と交流で輝くまちづくり ・豊かな心を育む元気なまちづくり ・農林業の再生によるまちづくり ・自治活動・地域コミュニティ活動の進化	自主防災活動等の推進による安心・安全のまちづくりの推進や産業(農林業)再生の取り組み等、自治活動を支援し地域課題の解決に取り組む必要がある。各自治区の活動差を解消するため、職員の地域担当制を導入し支援を強化する。 ・中国自動車道尾道松江線の口和(仮称)インターチェンジからの入り込み客を確保するためのハード(設備)の整備とPR活動等のソフト面の推進を行う必要がある。	自治組織・住民	・君田自治区連合会主催事業への支援 ・君田地域まちづくりビジョン及び実施計画実行の支援 ・まちづくりに関する情報の提供	自治組織を核とした住民による自治活動の活性化を図る。 君田生涯学習センターを住民自治活動の拠点として、自治組織が主体となった、まちづくりビジョン及び実施計画の実行に向けて、住民による自治活動の推進を図る。 職員による地区担当制(自治活動の支援)	9,625	1) 自治組織主催事業 回	13	11	10	主催事業開催の支援	743,539	4	自治組織主催事業参加者数	2,210	2,994	2,500	自治組織が主体となり、住民参加の事業運営が実施されているが、各自治区の活動差が見受けられるため、向上する余地が少なからずある。	4	4	4	4	4	4	5	5	27	A	継続	拡大	君田生涯学習センターを住民自治活動の拠点として、自治組織が主体となった、まちづくりビジョン及び実施計画の実行に向けて、住民による自治活動の推進を図る。市行政の前面に立った関係は権力縮小すべきと考えられるが、過疎地域の底支えを担う必要は大きく、協働の推進を図る必要がある。	2 市民と行政の協働と連携	有	有	2 市民と行政の協働と連携										

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27~30 B:22~26 C:17~21 D:12~16 E:6~11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性				合計点	H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	H25年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次評価事務局案				拡大・縮小	改善の 必要性							
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ									市民 ニーズ		判断理由	内容			有無	改善 区分	判断理由	内容	有無	改善 区分	
																															改善の 必要性									改善の 区分	改善の 必要性											改善の 区分
95-3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	布野支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	市民と行政の協働によるまちづくりを展開していくために、まちづくりサポートセンターを本庁及び各支所に設置し、市民の自治活動及び学習活動を支援する。布野支所においては、平成17年に策定した「ふのまちづくりビジョン」に基づき、布野まちづくり連合会と密接な連携のもとに情報を共有しながら活動を展開してきたところだが、平成22年に「ふのまちづくりビジョン」の見直しに着手し、現在は修正・追加の項目について検討を重ねているところである。	・今以上に地域連帯意識を強化し、次世代を担うリーダー育成を図り、布野町の特色を生かした活力あるまちづくりを目指す。	住民自治組織及び管内市民一般	・まちづくりに関する各種情報提供 ・布野町まちづくり連合会主催事業への支援及びサポート ・「ふのまちづくりビジョン」の見直し作業への支援	住民自治活動が活性化し、市民個々が自らの地域という自覚を持ち、地域に誇りが持てるような地域を構築する。	町民の意識に共助の精神が定着しつつある。	3,619	(1) まちづくりビジョン会議	単位	1	1	1	まちづくりに関する各種情報提供 まちづくり連合会主催事業に対する支援 「ふのまちづくりビジョン」の見直し作業	5,814,000	4	イベント開催	単位	3	3	3	主要イベント開催支援	4	住民自治組織が主体的に事業実施できるような支援を行っており、継続事業においては地域の実態を反映した創意も見られる。また、行政との連携のもと新たな事業展開にも積極的な姿勢がみられる。	4	まちづくり連合会として、各住民自治組織との位置関係を定着し、連携が図れるようになってきた。	5	地域イベントの支援はボランティアとして対応しているが、実支出はない。	4	自治活動が住民主体に移行する段階においては、行政の関与は必要である。住民自治組織をはしめる公共性の高い民間団体の活動が軌道に乗った段階では、行政の関与を縮小する余地があると見られる。	4	今後、住民主体の自治活動を展開していくにも、情報提供などにおいて信頼性の高い支援が期待されている。	3	住民の自治活動への参加促進、まちづくりの推進について行政の中立公正な支援が期待されている。	24	B	継続	拡大	住民が主役となり、自らの地域課題は自らの地域で取り組む地域力を回復させるとともに、住民が積極的に活動し新たな「ふのまちづくりビジョン」の実現にむけて、支所は支援する必要がある。地域リーダーの育成、地域コーディネーターの育成、組織間の協力体制の充実を促進しなければならない。	有	2	市民と行政の協働と連携					
95-4	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	18	作木支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	自立した協働のまちづくりのため、住民自治組織体制の確立、地域相互の連携を推進するとともに、観光交流事業やリサイクル事業の展開を行う。また地域の農産物の推進のため担い手の確保や、安心安全なまちづくりのため、さらに自主防災の組織づくりを展開する。	・自治連合会の支援体制(後継者の育成、課題解決のための情報提供)9・自治連合会の自主独立への意識の改革	・自治連合会の意識改革により自主運営を促進する。	・自立した協働のまちづくりを実現するため、自治連合会と定期的な協議や研修の開催により、自治連合会の意識改革を更に推進し、自分たちで守るといふ住民自治組織を作り上げる。	・自主防災組織のまちづくりを組織され、各地区ではその活動に積極的に参加している。また地域イベントや町全体の行事など自主的な活動が行われるようになってきた。		14,474	(1) 自治組織との会議	単位	40	40	40	まちづくりに関する各種情報提供、自治連合会主要事業の推進、作木町まちづくりビジョンの実行サポート、自主防災組織	454,250	4	イベント開催	回	3	2	3	開催支援	4	住民自治組織の自立のために自主組織と行政が連携し、引き続き行政がサポートすることで住民自治組織の自主的な活動が推進した。	3	行政のサポートが継続する中で、自治連合会職員の意識改革の進展により住民自治活動が推進した。	4	協働のまちづくりの原則に基づいている。	5	協働のまちづくりの原則に基づいている。	5	協働のまちづくりの原則に基づいている。	26	B	継続	拡大	自立した活動を行う自治連合会を行政の責務として支援を継続する必要がある。	有	2	市民と行政の協働と連携							
95-5	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	吉舎支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	「人々がふれあひ輝く自治のまちづくり」をめざし、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参加し、市民と行政による協働のまちづくりを展開していくため、市民によるまちづくり活動を支援するまちづくりサポートセンターを設置する。まちづくりサポートセンターに、市民の自治活動及び学習活動への支援機能として次の機能を位置付ける。(1)情報ステーション機能、(2)交流サロン機能、(3)相談研修機能、(4)コーディネート機能、(5)生涯学習振興機能	地域活性化と地域リーダーの育成のため、引き続き支援の必要がある。	住民自治組織及び支所管内市民	情報ステーション機能、交流サロン機能、相談研修機能、コーディネート機能、生涯学習振興機能を実施する。	地域の住民自治が活性化し、自らの地域は自らで創り、自らの地域に誇りを持つことができるよう支援を行う。	吉舎町まちづくりビジョンを検証する中で、新しい公共の視点による主体的な住民自治活動への支援を行う。三次市支援事業一覧等を用いて、まちづくりサポートセンターとしての機能アップを図る。		5,790	(1) まちづくりサポート回数	単位	78	68	70	住民自治組織へのサポートを行った回数	74,539	4	住民自治組織の会議	回	64	87	90	地域自らがまちづくりに関する検討するための開催回数	4	住民自治組織が主体的に事業実施できるような支援を行っており、継続して自立した取り組みが行われている。新しい取り組みについても積極的に取り組みが行われている。	4	現行どおり継続したサポートを行う。	5	現行どおり継続したサポートを行う必要がある。地域リーダーの熟練により事務等の関与は縮小可能であるが、サポートする体制は今後も必要である。	4	支所の機能として、協働のまちづくりに対する期待がある。	5	支所の機能として、協働のまちづくりに対する期待がある。	26	B	継続	拡大	自主自立の地域づくりへの積極的な取り組みが重要である。そのため地域リーダー、団体等の担い手の育成が必要であり、市の支援は引き続き必要である。	有	2	市民と行政の協働と連携						
95-6	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	三良坂支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	「市民と行政の協働」により、持続力のある地域づくりを進めていく。「新しい公共」の理解を進め、「まちづくりビジョン」に基づく特色あるまちづくりに取り組む。まちづくりに情熱をもって意欲的に取り組む組織風土づくりを進める。「まかせのまちづくり」から「まかせるまちづくり」へ職員の意識改革を図る。	住民や自治組織も行政にやっつけろという受け身から脱却し、究極には「地域のことは地域住民自身・自治組織が決定し、自ら実践していく」という協働のまちづくりを進めていくことをめざす。支所は、新しい公共の理念に基づき、住民の自治活動をサポートするため、住民自治組織と連携し、情報提供、情報交換や自治間交流を行う。また、地域活性化策として中国横断自動車道尾道松江線開通を契機とした、特に活性化インターチェンジを活用した交流人口の増大を図る戦略の具体化を行う。	住民自治組織と地域住民	三良坂町自治連協が毎月1回運営会議を開催。自治連協の専門部である総務部、教育文化部、環境福祉部、社会福祉部の3部会へ職員が構成員として加わる。各機関・団体等への参加。	少子高齢化が進む中、地域の連帯感が希薄になるなか、住民一人ひとりが安心して健康に暮らせる環境を醸成する。そのために、市民一人ひとりが主体的に行動し誇りを持ってふるさとづくりを進める中で、個人が輝くまちづくりを展開する。	「まちづくりビジョン」三良坂は策定後8年を経過しており、十分な検証ができていない。自治連協専門部会へ職員が構成員として位置づけ、事業推進のサポート役として力量を発揮する場を設定する。		7,237	(1) 組織運営支援回数	月	12	12	12	自治振興区連絡協議会の運営支援、情報提供などのサポート	605,667	4	情報提供による各種補助金申請回数	回	3	3	3	市の補助事業をはじめとする各種補助金申請回数	4	「まちづくりビジョン」三良坂により、自治振興区連絡協議会や関係団体と連携して取り組みを行っている。	3	新しい公共の理念に基づき、まちづくりを市民と協働として取り組む視点が定着してきている。また「まかせ」感覚が強い。	4	新しい公共の理念に基づき、市民との協働のまちづくりを進めるために、もっと市の積極的な関与が必要である。	3	基本は行政の公的活動をサポートする立場である。	4	地域としては地域住民・自治組織自ら決定し、実践する必要がある。行政も市民もお互いに自立が求められる。	4	行政のサポートを求めたい声は大きい。	22	B	継続	拡大	特色あるまちづくりに向けて、支所がまちづくりサポートセンターとしての機能を、係の枠を超えて支所全体で取り組む意識が必要。	有	2	市民と行政の協働と連携				

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	H2年度評価	H3年度評価	1次総合評価		2次評価事務局案		拡大・縮小	改善の必要性							
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性				実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ			市民ニーズ	判断理由	内容	改善区分	判断理由	内容	改善区分
95-7	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	三和支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	健康で安心して暮らせる町をテーマに協働のまちづくりを推進する。その際、自らの地域は自ら創るという「新しい公共」の視点を全面に打ち出す。特に今年度は住民自治組織と共同で地域懇話会を開催し、住民主体の自主防災組織の設立支援を行う。 住民の自治活動推進のためにサポートセンターとしての機能を発揮する。 ①情報収集・発信・集約等情報ステーションとしての機能 ②情報交換・人間関係の円滑化等交流サロンとしての機能 ③相談・研修機能 ④地域内や各機関との調整・コーディネート機能 ⑤生涯学習振興・支援機能	暮らしを向上させ、地域を盛り上げようという意識は向かってきている部分もあるが、より継続性を図るため「担い手の育成」や「全年度」を図る必要がある。昨年度住民自治が作成した「みわ地域まちづくりビジョン推進計画」を具現化する過程をとおし、「住民自治の盛り上がり」「担い手育成」「全体の参加」を支援する。	市民	これから取り組もうとする事業、特に今年度は自主防災組織設立について、上記5項目のまちづくりサポートセンターの機能を発揮する。	みわ地域のまちづくりについて、自らが考え行動する市民。	三和町自治連合会との連携が強化中、地域住民のみわ・ふるさと元気祭りの各行事(企画・運営)に対する積極性が向上した。	5,790	(1) 住民自治組織等との連絡調整	単位	70	70	60	概ね事務は移行した。三和町のまちづくりの方向性や情報共有などを引き続き行う。	83,057	(4) まちづくりネットワーク	組織	1	1	1	引き続き活動中	4	2	3	2	3	2	3	17	C	継続	拡大	有	2 市民と行政の協働と連携	有	2 市民と行政の協働と連携	
95-8	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	甲奴支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	より多くの市民が地域のまちづくり活動に積極的に参画し、市民と行政による協働のまちづくりを展開していった。市民によるまちづくり活動、支援する。支所では、三次まちづくりサポートセンターを連携を図り、支所単位のまちづくりを支援する。自治活動及び学習活動への支援機能として、①情報ステーション機能②交流サロン機能③コーディネート機能④生涯学習振興機能を位置づけている。 [新しい公共(市民との協働)] 市民、自治組織、NPO等の自発的、主体的な参画によって行われる自発的活動を間接的に後押しすることを基本とし、地域の諸課題に多様な担い手と連携して解決にあたる。支所では、「新しい公共」がめざす社会を実現するために、各種情報提供を行う。	・自主防災組織の構築、尾道松江線の開通に向けた「主要幹線の道路網整備・地域活性化施策」について大きな課題があるが、振興協議会連合会と協働して住民説明会や委員会等を設置し、生活優先のまちづくりを進めていく。また、将来の地域づくりの担い手である若者へのまちづくり活動への参加を促し、積極的に活動の支援を行っている。	市民・住民活動組織	まちづくりに関する情報提供・相談。振興協議会連合会主催事業への支援。振興協議会連合会の会議等に参加し、情報提供・交換。	・市民一人ひとりが地域との関わりを深めて、主体的・積極的にまちづくりに取り組む。 ・甲奴町の特色を活かしながら、安心・安全なまちづくりを進める。	自治組織連合会及び各地区の振興協議会連合会と協働して、住民意見、ニーズの把握に努めるとともに、各種情報の提供を行っている。	5,790	(1) 自治活動支援	単位	126	140	140	自治組織連合会及び各地区の振興協議会連合会と協働して、住民意見、ニーズの把握に努めるとともに、各種情報の提供を行っている。	46,143	(4) 参加者数	人	2,200	2,200	2,500	振興協議会連合会、振興協議会が主体と	4	4	5	3	5	3	5	25	B	継続	拡大	有	2 市民と行政の協働と連携	有	2 市民と行政の協働と連携	
96	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(3) 生涯学習の充実	16	社会教育課	市立図書館整備事業	図書館は、市民が生活するうえで必要な情報提供、知る機会を保障する役割が重要であると考えられる。このことから、蔵書整備を行い、新たな利用者の獲得を図る。広域(市外)貸出の検討。 三良坂図書館のリニューアルと新規登録者の開拓を図る。購入希望のクエストの受付・購入希望のクエストの受付・時代ごとの書籍の除籍。 [新しい公共(市民との協働)] 読み聞かせボランティアとの連携など、図書館をより活用してもらうよう利用促進を図っている。	三良坂図書館のリニューアルと新規登録者の開拓を図る。購入希望のクエストの受付・購入希望のクエストの受付・時代ごとの書籍の除籍。 市民が必要とする書籍を提供することによる、生涯学習の充実・市民生活や文化水準の向上を期する。	市民	図書館の購入・寄贈の受け入れ、購入希望のクエストの受付・時代ごとの書籍の除籍	市民が必要とする書籍を提供することによる、生涯学習の充実・市民生活や文化水準の向上を期する。	引き続き、事業を実施するものとする。	20,724	(1) 市民ひとりあたりの貸出冊数	冊	4	5	5	総貸出冊数を人口で割った数。コストは年々減少傾向にある。	5,018,644	(4) 貸出冊数	冊	239,505	266,515	297,650	平成24年度は6月以降貸出冊数を5冊から10冊に増冊している	5	3	3	2	5	5	23	B	継続	継続	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)		
97	文化・学習	2 芸術・文化	(3) みよし文化の発信と国際交流の推進	19	社会教育課	魅力あるみよし文化・スポーツ振興事業(基金事業)	同じような内容の事業に対して、交付決定額が異なるケースがあり、補助金交付要綱や細かい交付基準を策定しなければならない。 事業の選定については、市全域あるいは、市外からの誘客にも効果がある事業を積極的に支援することとして市民(関係団体代表及び公募委員)と行政で構成する三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会において選考する。検討委員会は候補事業の検討を行い、選考結果について市へ提言する。市はこの提言に基づき事業を決定する。 平成22年度はスポーツ5事業・文化10事業で合計16,445,690円の補助金を交付した。 平成23年度はスポーツ7事業・文化9事業で合計	この制度を有効に活用して、文化・スポーツ事業の振興につなげてほしい。	市民	検討委員会申請者から提出される事業計画書・予算書等による審査を行い、補助金の交付を決定する。	この制度を有効に活用して、文化・スポーツ事業の振興につなげてほしい。	スポーツ・文化のみよしの基金の設置目的である。スポーツ・文化の振興に係るソフト事業推進のため、本事業は今後も拡大・継続していくことが必要である。市民への周知をさらに行う必要がある。	21,142	(1) 検討委員会回数	回	4	4	2	スポーツ・文化振興事業検討委員会の開催回数	4,625,500	(4) 補助金交付事業数	件	14	15	15	市民と行政が協働して事業を創造することについては両者による検討委員会を設置して事業選考を行っている。市民が主体的に事業企画と運営ができるよう、補助金交付及び支援を行っている。	4	3	4	3	4	4	22	B	継続	縮小	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)		

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費, 活動指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, H22年度評価, H23年度評価, 1次総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次評価事務局案, 拡大・縮小, 改善の必要性. Rows include Cultural Promotion, International Exchange, Citizen Hall Construction, and Peace Promotion.



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費(千円) (職員人件費含む)						定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		総合評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ								合計点	ランク	H22年度 評価	H23年度 評価	判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
102	第3	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	地域振興課	人権啓発事業	生命の尊厳や個性の尊重といった人権一般の普遍的な視点から人権尊重の理念について訴え親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫した取り組みを進めていく。 ●ひと・かがやきフェスタ2012(各種団体からなる実行委員会が実施。) ●PTA人権教育講演会支援 ●日本語教室 ●人権の花運動 【新しい公共(市民との協働)】 「ひと・かがやきフェスタ」での実行委員会への参画する団体を増やし、より市民との協働での実施とする。	ひと・かがやき・みよしプラン(三次市人権教育・啓発推進プラン)に基づき、時代の要請にそって啓発の取組みについて広く市民に伝え理解を促している。小集団で体験型学習を取り組める指導者の養成も必要である。	市民	「ひと・かがやきフェスタ」や「PTA人権教育講演会」での市民の人権意識の高揚を図る。	市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、人権を相互に尊重し合い、互いに生きるひと・かがやきフェスタ等を目指す。	市民のより多くの参加を促すため、「実行委員会」を結成し、各機関の多様な催しを結集し、内容の改善を図る。効果的な市民が親しみをもって参加できる人権啓発事業とした。また、誰もが参加できるよう「ひと・かがやきフェスタ」を市民から募集し、全作品を小冊子にシリアル展示もする。	5,823	(1) 講演会・講座	回	1	2	1	ひと・かがやきフェスタ等	H22 2	5,585,000	(4) フェスタ参加者数	人	550	550	600	ひと・かがやきフェスタ	3	3	4	5	3	2	20	C	継続	継続	有	2	市民と行政の協働と連携	継続	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)						
103	第3	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	市民生活課	市民無料法律相談	多重債務、相続、離婚、土地境界問題等に起因し、弁護士による無料の法律相談を毎月第1・第3木曜日の13時から16時まで、1人の相談時間30分を限度として実施する。法的専門知識を要する相談事例が多く、市職員、消費生活相談員では解決が困難な問題について、弁護士に相談し、アドバイスを受けてもらう。 弁護士による無料法律相談は、行政だけでなく弁護士団体をはじめ他団体でも実施している。よって、今後、回数の減少や行政による実施を検討していく必要がある。ただし、現時点では利用者数が多いことや市役所を窓口とした法律相談が利用しやすいという実態があると思われるため、その動向を見ていく必要がある。	毎月第1・3木曜日に実施しているが、予約が定員いっぱいとなること、相談を受けられなかったり、早急に相談を受けたい時期を延ばして受けてほしいという相談が増えている。そのため、多くの市民に利用してもらうため相談者の同一相談は受けないこととしている。また、広島県三次市の市と広島弁護士会が業務委託契約締結し、広島弁護士会から派遣される弁護士が、その他の法律全般の相談に応じる。	原則として三次市民。希望者は電話で予約し、相談を受ける。	相談者が、問題解決の道筋を付けられるよう、法的助言と指導を行う。	前年度の2次総合評価は継続で、判断理由として「今後、市民ニーズ、利用状況を検証し、開催回数、受益者負担等を検討する。であったが、相談者数は多く、負担内容も見直す必要があるため、前年度と同様としている。	1,045	(1) 想定される相談回数	回	144	144	144	毎月第1と第3木曜日の6時～20時×12月＝144回	H22 2	7,271	(4) 相談件数	人	104	101	120	相談者数が法的助言を得るには、法律の専門家である弁護士による相談が必要であるため、目的に対する手段は適当である。	4	4	4	5	5	26	B	継続	継続	有	無	無	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)									
104	第3	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(3) 男女共同参画社会づくり	地域振興課	男女共同参画推進事業	男女が互いに人権・個性を尊重し、責任を分かち合える社会の実現を目指す。また、総合的かつ計画的な事業の実施が進められるよう三次市男女共同参画基本計画(第2次)の推進状況を管理する。	一般市民への啓発のみならず、事業主における性別による雇用管理とポジティブ・アクションの取り組み実行などのように、多様な機会での啓発が必要である。地域での役割に女性の登用がすすまない状況にあり、女性が地域活動に積極的に参画することで役割への登用が進むようサポートが必要である。	市民	男女共同参画に関する施策の実施状況を年次報告書として取りまとめ、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会を実現していくための理解促進。	地域の中から男女共同参画に取組んでいくよう、広報紙での啓発や住民自治組織の役員調査などを通じて啓発を進める。	6,948	(1) 開催箇所数	4	4	5	講演会、セミナーの開催数	H22 2	1,848,000	(4) 来場者数	207	260	280	講演会等への来場者数	3	3	3	5	3	22	B	継続	継続	有	2	市民と行政の協働と連携	継続	有	10	効果の検証(行政評価)										
105	第3	文化・学習	(2) 子どもがスポーツに夢をもてる環境づくり	4 スポーツ	社会教育課	スポーツのまち活動補助事業	「スポーツのまち3次」をめざし、市内の小中学生スポーツクラブ等の運営等を援助するための補助制度である。補助対象経費の2分の1を補助することを基本とする。(補助メニューにより上限や補助対象経費が異なる。)	補助対象経費、補助対象団体、補助回数等について、より効果的な運用ができるよう見直しを行う必要がある。	小中学生スポーツクラブ等(部員・保護者等)	①運営補助金: 対象経費の2分の1(上限10万円) ②指導者育成補助金: 対象経費の2分の1(上限3万円) ③大会開催補助金: 対象経費の2分の1(上限10万円) ④合宿補助金: 1人泊小中学生500円、指導者1,500円	補助金を出すことにより、スポーツクラブ等に所属する部員の体力づくり及び指導者の小中学生スポーツ振興に対するやる気を喚起する。	この補助金により、保護者の負担が軽減され、自分自身の子どものスポーツ少年団に登録・活動させやすくなる。	8,454	(1) 補助金交付決定通知件数	件	60	65	70	補助金の有効性を認識し、申請件数(交付決定件数)が増加すると考える。	H22 2	140,900	(4) スポーツ少年団登録人員	人	1,000	1,020	1,050	この補助金により、保護者の負担が軽減され、自分自身の子どものスポーツ少年団に登録・活動させやすくなる。	5	3	4	5	4	26	B	継続	継続	有	10	効果の検証(行政評価)											

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費(千円) (職員人件費含む)				定量分析				手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H2 2年度 評価	H2 3年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案		拡大・縮小	改善の必要性		
													活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性							実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地			市関与の 妥当性	社会的 ニーズ
106	文化・学習	スポーツ施設	4	23	社会教育課	社会体育施設耐震改修事業	多くの市民が利用し、災害時には避難場所として指定されている社会体育施設の耐震補強工事を行うものである。耐震性を増加させるもので、これにより利用者増につながる。災害時の避難施設として、地域の中で最も規模が大きく、災害ボランティアの活動拠点になり得るものである。	施設自体が老朽化しており、耐震性だけでなく、その他の諸設備を更新する必要がある。	市民全体	耐震数値を向上させるため、既設鉄筋コンクリート柱に炭素繊維をまいたり、柱と柱の間に筋交を設置する。	安全な社会体育施設、避難先であることを認識してもらい、日々の利用や緊急時の利用を増やしてもらう。	引き継ぎ、事業を実施するものとする。	5,110	(1) Is値の向上	件		4	施設使用申請件数	件	340	330	34	H24は工事で使用が制限されるため、数値としては現れない。H25には大幅に利用申請件数が向上する見込み。	5	5	4	4	5	5	4	27	A	継続	終了	無	無		
107	産業・経済	観光	1	23	観光交流課	観光推進事業(旧戦略的観光情報発信事業)	平成26年度に全線開通が見込まれる中国横断自動車道尾道松江線を契機とした地域の活力を増進する施策の具体的な取り組みを進める。平成24年度中には三次以北の松江自動車道が開通予定であることから、戦略的観光情報発信事業として、山陰を中心に情報発信していく。	効果が目に見えてすぐ現れないので、ターゲットをほぼ戦略的に情報発信していく必要がある。	観光客(市民も含む)	ポスターやチラシの作成、情報雑誌への掲載、CMの放映、民放テレビ番組の制作放映、観光キャンペーン事業など	交流人口の増大と観光客の増加を図り、地域の活性化につなげる。	結果：拡大中国横断自動車道尾道松江線開通に向け、定住・交流人口拡大のため、観光交流課を新設し、観光に特化した情報発信で戦略的にPRしていく。	56,288	(1) ポスター・チラシ作成	4	4	春・夏・秋・冬のポスターとチラシを作成し、広域的に三次をPRする。	4	入込観光客数	万人	169	169	169	観光客数は横ばい	3	4	5	4	4	5	4	25	B	拡大	拡大	有	有	2 市民と行政の協働と連携
108	産業・経済	観光	1	24	観光交流課	みよしの観光づくり事業(案内看板設置)	尾道松江線が全線開通すると、北部から南部への移動時間が大幅に短縮できることから、既存の主要国道等から人の移動経路及び物流経路変更が予想される。このことに伴い、三次市における観光ルートが大きく変貌する可能性があるため、インターチェンジ周辺や尾道松江線沿線地域に大型看板等を設置し、観光客を誘導する。	通過中の利用者には三次市をいかにアピールするか、戦略的な配置等が必要。対策としては、看板の調査等から人の移動経路及び物流経路変更が予想される。このことに伴い、三次市における観光ルートが大きく変貌する可能性があるため、インターチェンジ周辺や尾道松江線沿線地域に大型看板等を設置し、観光客を誘導していく。	観光客(市外の方)	インターチェンジ周辺や尾道松江線沿線地域に大型看板等を設置すること。また、国土交通省の「尾道松江線-国道54号線沿線連絡会議(仮称)」や広島県や沿線市町と連携して今後設置を決定していく。	観光客の活動を増大させることで地域の活性化を図る。	尾道松江線開通に、インターチェンジ周辺や沿線地域に大型看板を設置。	37,268	(1) 看板設置箇所	3	1	1	尾道松江線開通により、インターチェンジ周辺や沿線地域に大型看板を設置。	4	入込観光客数	万人	169	174	189	目標値は、未来創造支援事業とリンクさせている。	5	4	3	3	4	4	23	B	継続	継続	無	有	9 事業の迅速化(行政サービスの見直し)
109	産業・経済	農業	2	23	農政課	地産地消事業(元気な農業の里づくり事業)	【麦・大豆等】水田を有効活用した効率的な経営体の育成と加工品原料の安定供給を図るために、市の振興作物として生産が減少傾向にある麦・大豆・山の芋・カーナーナツツの生産を重点的に振興するための支援を行う。【地産地消の店】地産地消を推進するため、三次産農産物を食材として積極的に使用した料理を提供する飲食店を、「地産地消の店」として認定することにより、三次産農産物及び加工品の消費拡大を図る。これまでに、審査委員会により36店舗の認定が行われる。【地産地消推進】学校給食へ、三次産農産物の供給に必要な設備等の整備を支援する。H24予算内訳：地産地消の店650千円、地産地消推進400千円、麦大豆4500千円	【麦・大豆等】生産面積は、麦・大豆については下降傾向、山の芋とカーナーナツツは大幅に減少しているため、加工原材料として関係機関等と連携して生産拡大を図る。【地産地消の店】市内の認定店を増やすとともに、県内の店舗についても認定店を増やしていく。【地産地消推進】学校給食への三次産農産物供給を推進する。	地産地消の拡大を図り、アンテナショップ等の活用のため、認定店を県内の飲食店に拡大した。	5,925	(1) 生産面積	ha	68	70	75	農業者等に生産面積の拡大を図る。	4	90,412	(4) 広報回数	回	14	6	6	各種広報媒体での広報みよしなど	5	4	4	4	5	5	4	27	A	継続	継続	有	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11 ※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	定量化分析													手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	ランク	H2年度評価	H23年度評価	1次総合評価		拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案		拡大・縮小	改善の必要性																																			
													活動指標	単年度	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単年度あたりコスト	成果指標	単年度	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					判断理由	内容			有無	改善区分			判断理由	内容	有無	改善区分																															
																																																H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	改善区分	改善区分																					
110	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	22	農政課	畜産経営支援事業(和牛・酪農の里づくり事業)	【和牛の里創設事業】肉用牛繁殖農家が減少するなか、肉用の新規改良及び水田放牧による繁殖母牛頭数の確保及び畜産振興に資する。和牛経営規模拡大の牛舎の新規改良(1/3、上限500万円)、水田放牧牛導入(1/3、上限100万円)及び水田放牧の電気柵設置補助(1/3、上限50万円)。(酪農ヘルパー)肉用牛ヘルパー)市内の酪農家・畜産農家が定期的または臨時的に利用するヘルパーの利用料の一部を市が助成すること。休日の取得を促進し、安定的でゆとりある畜産経営の発展に資する。酪農家・畜産農家が定期的または臨時的に利用するヘルパーの利用料の一部を助成(利用料金の1/2)。(酪農衛生管理促進)家畜伝染病の検査料を助成することで、伝染病の発生・拡大を抑制する。	農業従事者の高齢化や後継者不足、飼料価格の高騰により繁殖農家は減少傾向にあるが、三次の肉用牛の振興を促進するためにも県やJAと連携し、農家の現状を把握し、本事業を新規就農や規模拡大の意思がある方に対して効果的に推進していく。県、市、JA等が連携して組織するプロジェクトチーム「チーム広島牛」において、水田放牧の推進、放牧技術の啓発、農家を対象とした放牧研修会等を行っており、今後も継続的に水田放牧を推進していく。また、広報誌等を活用することにより、本事業の周知を幅広く行っていく。	市内居住者の当事業を実施しようとする者。			・牛舎新規改良の経費助成により、新規飼育農家の確保、中核経営農家の経営規模拡大を目指す。・電気柵等の購入助成により、和牛飼育管理の省力化及び衛生管理の促進。家畜伝染病検査料の一部助成。	関係機関が連携して各種事業情報を共有した。	1) 和牛の里創設事業 件	2	3	9	平成22年度は、口蹄疫の影響により施設整備や増頭に踏み切る農家が少なかった。	H22 2,149,500	4) 和牛繁殖母牛頭数	頭	730	738	740	増頭傾向にある。	4			4	4	4	4	4	4	25	B	継続	継続	継続	肉用牛繁殖農家が減少する中、繁殖母牛頭数の確保を、酪農・肉用牛ヘルパーを利用し、休日の取得促進し安定的でゆとりある畜産経営の確立に必要。				10効果の検証(行政評価)																																		
																																														2) 酪農ヘルパー利用助成 件	20	20	21	継続的にヘルパー利用が行われている。	H23 1,560,667	5) 伝染病検査頭数	頭	957	570	1,100	適正に検査が実施されている。	4																				
																																														3) 肉用牛ヘルパー利用助成 件	17	29	28	継続的にヘルパー利用が行われている。	H24 625,956	6) 伝染病検査頭数	頭																									
111	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	22	農政課	和牛改良推進事業(和牛・酪農の里づくり事業)	肉用牛の改良増産を推進し、肉質・増産等の産肉能力の向上を図り、優秀な三次の和牛のブランド化を構築し、収益性の高い畜産経営の確立に資する。経費の3分の1(上限20万円)を、肉用牛ヘルパー(新しい公共(市民との協働))に交付する。一回2万円(一回2頭まで)	三次市内の畜産農家・酪農家においては、小規模の飼養農家は高齢化が進み、体力的にも一般管理作業が困難になり廃業する農家が増加している。また、経営的に飼料価格や原油価格の高騰、子牛価格の下落などにより大変厳しい状況である。一方、三次市内の繁殖牛レベルは一定以上に達しており、当事業が効果的に機能しているといえる。今後は、関係機関との協議を進めながら、産子の保育や繁殖農家の確保に重点を置くことで、市内に安定して優良種を維持できるように、農家へ促していく。また、広島県・三次市・JA等が参加するプロジェクトチームでは、集落法人等を畜産の担い手として位置づけるとともに、肥育農家と連携した地域内一貫体制を構築するなど、和牛の産地三次の確立を目指す。	市内で肉用牛を飼育している者			肉用牛の改良増産を推進し、肉質・増産にかかる費用の一部助成。	収益性の高い牛を飼育することで、農家の所得を向上する。	事務事業の効率化:ブランド化への積極的助言・支援集落法人等での啓発により、広島牛導入が7法人となった。	1) 導入 件	3	9	12	平成22年度の影響から、脱却傾向にある。	H22 1,458,000	4) ブランド化助成頭数	頭	103	87	106	増加傾向にある。	4			4	4	4	4	24	B	継続	継続	肉用牛の改良増産を推進し、肉質・増産の向上を図る。優良種を維持できるように、農家へ促していく。また、広島県・三次市・JA等が参加するプロジェクトチームでは、集落法人等を畜産の担い手として位置づけるとともに、肥育農家と連携した地域内一貫体制を構築するなど、和牛の産地三次の確立を目指す。				8事務事業の効率化(行政サービスの見直し)																																				
																																												2) 保留 件	28	36	45	管内の保留が進んでいる。	H23 745,889	5) 保留頭数	頭																											
																																												3) 受精卵移植 件	8	7	21	低い件数にとどまっている。	H24 543,633	6) 受精卵移植頭数	頭																											
112	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	20	農政課	活力ある担い手支援事業(元気の農家の里づくり事業)	【認定農業者育成事業】農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定(営農類型、経営改善、規模拡大、生産方式の合理化等)を受けている認定農業者の育成と農地の有効利用を図るため、農業経営規模拡大のための農地の利用権設定による農地集積を支援し、農業経営の安定や地域農業の活性化を図る。(新規就農者受入拡大事業)	(認定農業者育成事業)農業従事者の高齢化や後継者不足が進行しており、農地保全の観点から、認定農業者等の担い手の育成が必要となっている。(新規就農者受入拡大事業)農業者大学、指導農業主、JA等との連携が必要となる。	3年以上の賃借権の認定を受けた認定農業者			(認定農業者育成事業)賃借権の設定による集積農地に対し、賃借期間に応じた補助。(新規就農者受入拡大事業)新規就農者への生活支援、機械導入・機械借上げ支援、営業指導助成等	安易な農業参入ではなく、営業計画など明確にして就農することとした。	1) 認定農業者数 人	21	27	20	賃借権の設定による認定農業者数	H22 549,667	4) 賃借権設定面積	ha	50	89	100	認定農業者の集積の拡大	4			4	4	4	25	B	継続	継続	認定農業者の経営安定を目的としたこの制度は、地域農業の担い手としての認定農業者の増加に繋がっている。新規就農者の収入の安定には期間が必要となるため、生活・設備・営業等への支援は必要と考えられる。				6成果の向上(行政サービスの見直し)																																						
																																										2) 新規就農者数 人	2		2	新規就農者数	H23 662,111	5) 新規就農者数	人																													
																																										3) 認定農業者数 人					H24 1,054,510	6) 認定農業者数	人																													
113	産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたい農業の支援	23	農政課	振興作物支援事業(元気の農家の里づくり事業)	【振興作物新規補栽支援事業】市の振興作物であるアスパラガスを新規に補栽する農業者に対し、ほ場の整備・かん水施設整備・機械導入に係る経費の2分の1以内の補助を行なう。また、集落法人には、単農事業を活用し、経費の2分の1以内の補助を行う。【出荷野菜推進事業】出荷野菜用のビニールハウス及びハウス内のかん水施設整備を行う経費の2分の1以内の補助(ハウス上限35万円・かん水上限15万円)を行なう。H24予算措置アスパラ11,000千円(県費4,000千円)・ハウス8,000千円・こだわり米300千円H24年度からは6次産業化支援は商工振興課へ所管替え	制度を周知するため、広報やホームページの活用や関係団体との連携を図る。初期投資の負担軽減により、栽培意欲の向上に繋がっているが、長期的、安定的生産に向けての計画等についても、制度利用時に確認して必要がある。	農業を営む個人・法人等			【振興作物】アスパラの新規補栽に對しての補助【出荷野菜】出荷野菜のビニールハウス建設に對しての補助	初期設備投資を軽減することで野菜の生産拡大を推進する。アスパラガスは、個人補栽の拡充を行なった。出荷野菜ハウスは、補助金額の上限を設定した。	1) アスパラ補栽面積 m <sup>2</sup>	5,000	5,000	10,000	生産面積の拡大	H22 3,850	4) アスパラ導入法人	件	1	1	1	増加した法人数	4			4	4	5	27	A	継続	継続	市の振興作物であるアスパラガスの補栽拡大をはじめ、出荷野菜、農産物加工品の生産拡大は農業振興に不可欠となっている。				4内容の改善(行政サービスの見直し)																																						
																																										2) ハウス導入件数 件	28	32	20	生産促進を図る。	H23 5,112	5) ハウス導入件数	件																													
																																										3) ハウス導入件数 件					H24 2,039	6) ハウス導入件数	件																													

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H2 23年度 評価	H2 24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小		改善の必要性		2次評価事務局案	拡大・縮小		改善の必要性								
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度					説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地		市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
114	産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたて農業の支援	23	農政課	農地利用集積実践事業	三次市の基本構想に定めた内容について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業を効果的に実施することを目的とする。 【農地利用集積円滑化事業】 ・農地所有者から農地の利用権設定等に係る事務の委任を受け、農業者に対して面的に集積できるような調整し、利用権等の設定を行う。また、平成24年度から国による人・農地プランに係る農地集積協力金(農地の出し手への協力金)交付要件となっており、本事業の需要は拡大し、重要性も高まっている。 【新しい公共(市民との協働)】 白紙委任契約を行った農業者と新たな出し手の調整時に、集落代表や集落法人代表者等と連携し事業を進める。	農地利用集積円滑化事業は新設された事業であり、これまでの処理案件も少ないことから、関係機関が連携し、情報共有や支援体制を整える必要がある。また、事業実施の要望や相談がある時期が明確でなく、事業計画を立てることが困難であり、補助金の設定方法を検討する必要がある。	農地利用集積円滑化団体(三次市土地改良区)	農地利用集積円滑化団体が実施する農地利用集積円滑化事業に要する経費の助成	農業者の出し手に対する、農地の面的集積を促す。出し手の調整により、耕作放棄地の解消を目指す。	本事業は、今後、出し手の急激な高齢化に伴い、益々農業者からの需要が高まることから、事業の縮小は厳しい。	1,562	(1) 白紙委任契約数 件	158	22	69	利用権設定等委託契約書の契約件数	H22 2 6,899	(4) 出し手への集積面積 ha	82	16	29	事業により出し手へ集積された農地面積	5	3	4	4	4	5	25	B	継続	拡大	有	有	1 2 事務事業の統合(投資的経費の重点化)								
115	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	22	農政課	中山間地域等直接支払事業	農業生産条件の不利益を補正するための交付金を交付することで、集落における適正な農業生産活動を推進し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保に資する。 平成23年度においては、274協定 3,523haの農地について交付金を交付した。平成22年度～平成26年度第3期対策 【新しい公共(市民との協働)】	本事業により耕作放棄地の発生防止や集落での共同活動の維持・活性化について一定の成果があるもの。中山間地域の出し手不足や高齢化が進行するなかで、継続的な農業生産活動を維持することが困難になってきている。 今後は、未実施の集落においても本事業に取り組む機運が生じるよう、行政としてサポート体制を充実させる必要がある。	協定集落及び個別協定集落の出し手	集落協定を締結した集落及び個別協定を締結した集落に、協定面積等に応じて交付金を交付する。集落及び出し手農家は協定に基づき農業生産活動等に関する取組を行う。	農業生産条件の不利益を補正することで適正な農業生産活動を推進し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図る。	事務事業の効率化: 集落の活動支援や助言を行う必要がある。現地調査時に、活動内容及び交付金の使用方法等を確認した。	486,259	(1) 協定締結数 件	265	274	275	集落協定を締結した集落及び個別協定を締結した集落の農家の数	H22 2 1,786,611	(4) 安全された農地 ha	3,448	3,539	3,554	協定に基づき安全された農地面積	4	3	5	5	4	25	B	継続	継続	無	有	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)									
116	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備を行うため、施策区域の明確化、作業計画との整合性、進捗状況における活動の確保を図る。 【新しい公共(市民との協働)】	本来の目的である森林計画を遂行するための森林環境整備事業という観点から、毎年森林整備の実施状況と作業計画との整合性、進捗状況を確認する必要がある。	地と協定を地所に結んだ者。ただし、広島県では低コストを定	森林所有者による計画的な森林整備の実施に不可欠な森林の作業実施区域の明確化作業、作業等の整備等。	森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域による取り組みを推進する。	本来の目的である森林計画を遂行するための森林環境整備の観点から、毎年森林整備の実施状況と作業計画との整合性、進捗状況を確認する必要がある。	22,352	(1) 対象森林面積 ha	7,000	3,983	4,000	積算基準面積	H22 2 5,156	(4) 作業実施件数 件	90		41	作業実施件数	4	3	4	4	22	B	継続	継続	有	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)										
117	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	24	農政課	里山再生プロジェクト事業(里山林整備事業)	荒廃しつつある里山を豊かな自然資源として再び活用できるように、次世代への森林への関心を深めるため、平成19年度から県の森林整備事業として「ひろしまの森づくり事業」を活用して里山林整備、森林体験教室、間伐材活用など、ハード・ソフト両面において市民提案事業等への助成を実施している。2期:H19-H23 3期:H24-H28 【事業実績(件数・金額)】 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 ①里山林整備 3 6 7 6 ②里山保全活用支援 4 5 ③森林・林業体験活動支援 3 4 3	効果的な森林整備等を実施するため、ひろしまの森づくり事業の認知度を高めるための普及啓発活動を実施している。また、平成24年度、ひろしまの森づくり事業の見直しが行われており、県からの支援は不透明。	市民	里山林整備や森林体験教室など森づくりに係る事業経費の助成	荒廃する里山の整備を実施し、森林の多面的機能の維持・増進を図るとともに、森林整備の重要性や環境保全への市民理解を深める。	効果の検証: 森林税を使用した事業のPRの立て看板設置	30,440	(1) 事業実施件数 件	15	12	15	横ばい傾向	H22 2 2,252,600	(4) 里山林整備面積 ha	16	22	20	整備面積	4	3	4	4	4	23	B	継続	継続	有	有	2 市民と行政の協働と連携									

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (定量分析), and evaluation (評価). Rows 118-121 describe projects like 'Forest Boundary Confirmation Support' and 'Wild Bird Damage Prevention'.



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H2 23年度 評価	H2 24年度 評価	1次 総合評価		2次 事務事業評価		拡大・縮小	改善の必要性					
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性				実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ			市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容
122	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	農産林間伐事業	森林のもつ公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な保育(下刈、除伐、間伐)のうち、全体的に遅れている間伐の推進を目的として、森林所有者負担の2分の1を補助する。	間伐を更に推進するためには、間伐材の利用促進及び団地化による効率的な間伐の実施に取り組む必要がある。	事業費は、流域循環資源林整備事業(流域公益林整備)と、流域循環資源林整備事業(流域公益林整備)とを併せて実施する。流域循環資源林整備事業(流域公益林整備)は、流域循環資源林整備事業(流域公益林整備)とを併せて実施する。	流域公益保全林整備事業または流域循環資源林整備事業により実施した事業費から国県補助金を控除した金額の2分の1以内を補助する(森林所有者負担は4分の1)	間伐の推進を図り、森林の公益的機能の持続的な発揮を図る。	事務事業の効率化: 間伐材の利用促進の検討、事業実施のPRをした。	4,086	(1) 間伐実施面積 ha 216 242 250 間伐実施面積	H22 18,935	(4) 間伐実施面積 ha 216 242 250 間伐面積	H23 16,884	(5) 間伐実施面積 ha 216 242 250 間伐面積	H24 16,361	(6) 間伐実施面積 ha 216 242 250 間伐面積	4	自己負担が軽減されることにより、間伐実施の意欲誘導が図られる。	人工林面積の約6割の9,931haが間伐等が必要とする35年生以下の林分であり、大規模化等により一定の効率化が図れる。	間伐材の利用促進によるコスト削減を図る余地はある。	森林の公益的機能の発揮や森林保全からも間伐の実施は重要であり、推進には市関与が必要である。	間伐を適期に実施することによって、森林保全が図られることから、社会的ニーズは高い。	森林の多面的機能の発揮・地球温暖化防止機能の確保・推進への住民ニーズは高く、土砂流出防止などの公益的機能の発揮・推進につながる間伐の推進を図る施策は重要である。	21	C	継続	継続	適切な森林管理が行われ、人工林が増え、森林の持つ公益的機能が発揮されず、土砂流出等につながる危険性がある。	2 市民と行政の協働と連携	廃止	森林管理による森林の公益的機能の発揮は重要であるため、補助率軽減の必要などがあるが、事業効果の検証を行い、他事業の活用による取組とする。	無	改善区分				
							(1) 県の補助内示面積 ha 39 22 48 保育事業は、県の補助内示面積	H22 371,410	(4) 木材販売収入 2,000 6,075 10,842 間伐材売払い収入	H23 918,500	(5) 間伐材売払い収入 917,593	H24 917,593	(6) 間伐材売払い収入	4	搬出間伐に努め、分収契約者と収益を分収することにより、山林への関心を高めるとともに、森林の持つ多面的機能の発揮につなげる。	近隣の人工林と一体的に実施することにより、コストの削減が図られる。	計画的に実施している。	大雨による森林災害が懸念されている中、適切な実施は、森林の持つ多面的機能の確保、きれいな水の供給など多様であるが、これらに将来にわたって対応するためには、適切な森林管理に努めていく。	森林に対する市民ニーズは、地球温暖化防止への貢献、災害に対する安産性の確保、きれいな水の供給など多様であるが、これらに将来にわたって対応するためには、適切な森林管理に努めていく。	23	B	継続	継続	適切な間伐実施を引き続き保育事業を実施することによって、当初の目的である有材材の生産を達成するだけでなく、森林の持つ多面的機能の維持・増進につながる。	無	継続	計画に基づき、着実に間伐などの森林整備事業を進める必要がある。	有	改善区分												
							(1) 土地購入等 回 1 土地購入及び遊歩道、間伐等の整備	H22 739,442	(2) 整備工事等 1 遊歩道整備、間伐等	H23 739,442,000	(5) 地域住民やボランティアによる森の手入れ	H24 739,442,000	(6) 地域住民やボランティアによる森の手入れ	4	憩いの森を身近に利用できる里山にするための施設整備は、事業目的に合致している。	継続した森の手入れを地域住民やボランティアと協働して実施することでコスト削減が見込まれる。	補栽や森林作業体験などは住民が主体となる里山への社会ニーズは高い。	住民が身近に触れ合い、散策することできる里山への社会ニーズは高い。	里山整備のモデル事業として、十分に広報啓発を行うことで、里山整備に対する市民ニーズは高まる。	22	B	継続	継続	平成23年度は遊歩道等の主要施設の整備を行ったが、本年度以降は、補足的な整備とボランティア等による森林整備など、継続的に行う必要がある。	無	継続	地域のボランティア団体と連携しながら、継続して整備を進める。	有	改善区分												
124	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	23	農政課	酒屋地区の森整備事業	奥田元宗・小由女美術館及び酒屋保育所に隣接する里山について、子どもから高齢者まで幅広い世代が森とふれあい、心と体を豊かにする里山整備を行う。整備にあたっては、地元住民自治組織が進めている「エコパークの森づくり」と連携、協働して実施する。	事業地に近接する保育所、美術館、運動公園、ワイナリーなど市内外の方が利用される施設との機能連携をとり、日常的に憩いの森が利用できるような広報や機能充実が求められる。	里山整備を行い、健康・スポーツ・レクリエーションの場として幅広い市民等が利用できる憩いの森を創造する。	里山整備への市民の関心を高めるため、森の手入れ体験の場として(下草刈り、間伐等)を活用していく。	平成23新規	(1) 土地購入等 回 1 土地購入及び遊歩道、間伐等の整備	H22 739,442,000	(4) 森の手入れ回数 回 2 1 地域住民やボランティアによる森の手入れ	H23 739,442,000	(5) 遊歩道整備、間伐等	H24 739,442,000	(6) 遊歩道整備、間伐等	4	憩いの森を身近に利用できる里山にするための施設整備は、事業目的に合致している。	継続した森の手入れを地域住民やボランティアと協働して実施することでコスト削減が見込まれる。	補栽や森林作業体験などは住民が主体となる里山への社会ニーズは高い。	住民が身近に触れ合い、散策することできる里山への社会ニーズは高い。	里山整備のモデル事業として、十分に広報啓発を行うことで、里山整備に対する市民ニーズは高まる。	22	B	継続	継続	平成23年度は遊歩道等の主要施設の整備を行ったが、本年度以降は、補足的な整備とボランティア等による森林整備など、継続的に行う必要がある。	無	継続	地域のボランティア団体と連携しながら、継続して整備を進める。	有	改善区分							
							(1) 工事件数 件 8 13 9 地区毎の契約件数	H22 6,232,625	(4) かんがい排水 件 2 5 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H23 5,690,923	(5) 農道整備 件 3 3 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H24 5,484,533	(6) 老朽ため池緊急 件 3 5 2 維持管理が容易となり、用水の安定化が図られる	5	維持管理費の軽減とともに、農業の近代化を図ることができた。	地元要望に対して事業を実施しているため、成果が得られている。	地元負担を伴うことからコスト削減をより意識した工事を実施した。	事業要望の取りまとめは土地改良区が行っているが、品質の高い施設構築から市関与が必要である。	農業関係者が受益主体となる事業であるが、国土保全にも関係するため、社会ニーズはある。	本市における農業は、格別な基幹産業であり、農業者のニーズは市民ニーズと考える。	25	B	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	無	継続	農支出金の減額見込みに伴い、受益負担の見直しと事業終了の明確化を図るため、事業に係る人件費が多いため、事務事業の効率化を図る必要がある。	有	改善区分											
							(1) 工事件数 件 8 13 9 地区毎の契約件数	H22 6,232,625	(4) かんがい排水 件 2 5 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H23 5,690,923	(5) 農道整備 件 3 3 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H24 5,484,533	(6) 老朽ため池緊急 件 3 5 2 維持管理が容易となり、用水の安定化が図られる	5	維持管理費の軽減とともに、農業の近代化を図ることができた。	地元要望に対して事業を実施しているため、成果が得られている。	地元負担を伴うことからコスト削減をより意識した工事を実施した。	事業要望の取りまとめは土地改良区が行っているが、品質の高い施設構築から市関与が必要である。	農業関係者が受益主体となる事業であるが、国土保全にも関係するため、社会ニーズはある。	本市における農業は、格別な基幹産業であり、農業者のニーズは市民ニーズと考える。	25	B	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	無	継続	農支出金の減額見込みに伴い、受益負担の見直しと事業終了の明確化を図るため、事業に係る人件費が多いため、事務事業の効率化を図る必要がある。	有	改善区分											
125	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	小規模農業基盤整備事業	施設老朽化・未改良のため、用水安定確保が困難な地域の水路改良・道幅員狭小による大型農業機械搬出入の不便・砂利道維持管理労力の軽減及び農作物荷傷み防止のための農道改良・舗装・老朽化のため用水確保が困難であり、地域防災上危険なため池の補強工事等	本事業は、生産から販売までのシステム構築を図るうえで欠かせない農業基盤整備事業であり、事業要望は多い。しかし、県補助事業であるため、広島県の予算縮小に伴い事業実施箇所が縮小することから、地域への対応が必要となる。今後事業要望箇所の増加が予想されるが、老朽化が早く、事業効果が早期に発揮できる地域を優先的に事業実施していくことが求められる。	農業生産に必要な施設(水路・農道・ため池)の受益者	農業施設を使用する受益者の事業要望に基づき、努力軽減、地域防災効果が発揮できる農業用施設改良工事の実施。	農業生産基盤を整備することにより、農業経営の近代化を図る。また、農業生産物の品質向上を農業収益の増加を実現する。	緊急度の高いものから順次事業実施している。	(1) 工事件数 件 8 13 9 地区毎の契約件数	H22 6,232,625	(4) かんがい排水 件 2 5 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H23 5,690,923	(5) 農道整備 件 3 3 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H24 5,484,533	(6) 老朽ため池緊急 件 3 5 2 維持管理が容易となり、用水の安定化が図られる	5	維持管理費の軽減とともに、農業の近代化を図ることができた。	地元要望に対して事業を実施しているため、成果が得られている。	地元負担を伴うことからコスト削減をより意識した工事を実施した。	事業要望の取りまとめは土地改良区が行っているが、品質の高い施設構築から市関与が必要である。	農業関係者が受益主体となる事業であるが、国土保全にも関係するため、社会ニーズはある。	本市における農業は、格別な基幹産業であり、農業者のニーズは市民ニーズと考える。	25	B	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	無	継続	農支出金の減額見込みに伴い、受益負担の見直しと事業終了の明確化を図るため、事業に係る人件費が多いため、事務事業の効率化を図る必要がある。	有	改善区分					
							(1) 工事件数 件 8 13 9 地区毎の契約件数	H22 6,232,625	(4) かんがい排水 件 2 5 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H23 5,690,923	(5) 農道整備 件 3 3 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H24 5,484,533	(6) 老朽ため池緊急 件 3 5 2 維持管理が容易となり、用水の安定化が図られる	5	維持管理費の軽減とともに、農業の近代化を図ることができた。	地元要望に対して事業を実施しているため、成果が得られている。	地元負担を伴うことからコスト削減をより意識した工事を実施した。	事業要望の取りまとめは土地改良区が行っているが、品質の高い施設構築から市関与が必要である。	農業関係者が受益主体となる事業であるが、国土保全にも関係するため、社会ニーズはある。	本市における農業は、格別な基幹産業であり、農業者のニーズは市民ニーズと考える。	25	B	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	無	継続	農支出金の減額見込みに伴い、受益負担の見直しと事業終了の明確化を図るため、事業に係る人件費が多いため、事務事業の効率化を図る必要がある。	有	改善区分											
							(1) 工事件数 件 8 13 9 地区毎の契約件数	H22 6,232,625	(4) かんがい排水 件 2 5 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H23 5,690,923	(5) 農道整備 件 3 3 3 農業機械の搬出等が容易となり、作業の省力化が図れる	H24 5,484,533	(6) 老朽ため池緊急 件 3 5 2 維持管理が容易となり、用水の安定化が図られる	5	維持管理費の軽減とともに、農業の近代化を図ることができた。	地元要望に対して事業を実施しているため、成果が得られている。	地元負担を伴うことからコスト削減をより意識した工事を実施した。	事業要望の取りまとめは土地改良区が行っているが、品質の高い施設構築から市関与が必要である。	農業関係者が受益主体となる事業であるが、国土保全にも関係するため、社会ニーズはある。	本市における農業は、格別な基幹産業であり、農業者のニーズは市民ニーズと考える。	25	B	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	無	継続	農支出金の減額見込みに伴い、受益負担の見直しと事業終了の明確化を図るため、事業に係る人件費が多いため、事務事業の効率化を図る必要がある。	有	改善区分											

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業 対象 等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人 件費含 む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H2 3年 度 評 価	H2 3年 度 評 価	1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 事務 事業 局長 案	拡大・縮小	改善の 必要性						
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
126	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	農地・水・環境保全向上対策事業	農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る目的で、将来にわたって農業・農村の基盤を支え環境の向上を図る活動に対して交付金が支給される。これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせながらきめ細かな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の実施。 第1期:H19-H23,第2期:H24-H28 向上:国1/2→直接地元、県1/4・市1/4 共同:国1/2・県1/4・市1/4(土連を通じて交付)	地域ぐるみの共同活動を継続するためには、集落営農の実現や担い手の育成など課題は多い。	農業者だけでなく、地域住民、自治会等関係団体など幅広く参加する活動組織	農地や農業施設を保全する活動組織と市とで協定を締結し、地域に対して草刈りや農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対し支援する。	農地や農業施設を保全する活動組織と市とで協定を締結し、地域に対して草刈りや農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対し支援する。	効果の検証・検証したうえで、昨年度には事業周知を行い、協定締結する組織を拡大させた。	12,024	(1)組織数	地区	17	17	71	協定締結活動組織	713,706	4	ha	665	665	1,934	協定対象農用地面積	4	3	5	5	5	4	26	B	継続	継続	継続	継続	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)		
127	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	農村環境保全事業	農地・水路・農道・ため池などの農施設や農村部の住環境を守る地域づくりの規模農家を直接支援することにより、農村地域の「農地・水・環境」の良好な保全と質的向上並びに地域間格差の是正を図ることを目的としている。 第1期:H19-H23,第2期:H24-H28 〔新しい公共(市民との協働)〕	高齢化、非農家混住化の進捗の中で、農地・農業施設を守る取組みは地域コミュニティの向上と地域環境並びに国土保全を図る上で重要な役割を担っている。	中山間地域等において、農地・水・環境保全向上対策事業に等しい支援を受け、農地・水・環境保全向上対策事業の対象とする。	①水路・農道・ため池の維持管理 ②花木植栽等の景観向上 ③畦畔管理の省力化 ④荒廃農地の復元	農村環境をみんなど支えていくことを目的としている。	成果の向上:落水管理の補助金額を見直した。	19,466	(1)支援面積	ha	495	524	550	支援面積	33,529	4	ha	495	524	550	支援面積	4	3	4	3	5	4	23	B	継続	継続	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)			
128	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	6	農政課	林道整備事業	林道開設及び橋梁拡幅により各種森林作業の軽減を図り、所得の向上を図る。集落と集落を結ぶ連絡道であり、生活道・防災道としての機能充実を図る。 〔新しい公共(市民との協働)〕	国県補助金が削減されている中で、事業開始年度から19年を経過し、20年目となるH25年度末には事業完了を求められており、集中的な財政確保が必要である。	山林所有者・林業者・林道周辺住民	林道整備(開設・橋梁拡幅)	林道開設及び橋梁拡幅により各種森林作業の軽減を図り、所得の向上を図る。 〔新しい公共(市民との協働)〕	受益の負担と適正化	49,221	(1)延長	m	218	240	295	必要経費を施工延長で除す	188,211	4	m	218	240	295	施工延長	4	4	3	2	4	3	20	C	継続	継続	継続	1 6 受益と負担の適正化			
129	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	24	農政課	水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型)(酒屋地区)	酒屋農地開発団地は70haの農地を造成し、(ブドウ・ユズ)を中心に作物導入し、農事組合法人三次ヒートン生産組合を始め4団体が営農を行っている。三次ヒートン生産組合は35.9haヒートンを作付けし三次ヒートン一本を「黒い真珠」として商品登録を取得し、「老舗」のブランドを築いてきたが、他産地との競争が始まっている現在、それに勝ち残り産地を維持し、そして生産・販売の拡大をおこない所得を挙げたいためには、品質の維持と新品種の導入が必要である。県営農地開発完了後34年が経過し、老朽化が進行しておりポンプ故障・漏水等により維持管理に多大な経費を費やすようになり、経営・営農面に支障をきたしている。老朽化した揚水施設・送配水管を更新修繕することにより、農業用水の安定確保および維持管理の軽減により、安	生産者組合(丸合果樹生産組合)・三組合員(3名)・酒屋員(1名)	揚水施設3箇所・送水管L=2.4km・配水管L=1.1kmの修繕及び更新	老朽化した揚水施設・送配水管を更新修繕することにより、農業用水の安定確保および維持管理の軽減により、安定した農業経営を確保する。			38,907	(1)地区数	件	1	1	1	地区数	17,907,000	4						4	4	4	5	3	5	25	B	継続	継続	継続	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A27~30 B:22~26 C:17~21 D:12~16 E:6~11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H2 23年度 評価	H2 24年度 評価	1次 総合評価		2次評価事務事業		拡大・縮小		改善の必要性										
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度				説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分
130	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	24	農政課	農業体質強化基盤整備事業	きめ細かな基盤整備による農業の体質強化。すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進する。 ①畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備 ②老朽施設の更新、排水機機の増設等の農業水利施設の整備 〔新しい公共(市民との協働)〕		戦略作物又は地域振興作物を生産している地域	農業用排水施設の施設改良暗渠排水の区画形質の変更 密土等の土層改良等	農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農業用水の確保等課題において、きめ細かな基盤整備による農業体質の強化をめざす。		171,607	(1) 工区数 工区 6 9 工区数 H 2 2 4,034,500	(4) 工区数 工区 6 9 工区数 H 2 2 19,067,444	(5) 工区数 工区 6 9 工区数 H 2 3 19,067,444	(6) 工区数 工区 6 9 工区数 H 2 4 19,067,444	4	5	3	4	3	4	23	B	継続	継続	農業者の事業に対する要望も多くあり、国及び県補助金により、受益者負担も軽減できる事業のため継続が必要である。							5 終期の設定(行政サービスの見直し)										
131	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	15	農政課	県営広域農道整備事業(備北南部地区)	小規模な営農団地を連結させ、広域営農団地を形成し、生産から集出荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の有効利用による農産物の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図り、また地域の道路整備を目的とし、備北南部地区の起点の東酒屋町から下志和地町春木までの総延長6,646mの農道整備及び2期地区の春木から終点の三和町下板木までの総延長5,500mを県が事業主体となり事業実施するため、事業に対する市の負担割合により負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを先行し、平成24年度の1期採択区間供用に向け活用方法を再検討する必要がある。	広域営農団地整備を目的とした道路網整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。		45,447	(1) 負担金 千円 38,000 44,000 40,000 負担金10% H 2 2 1,038	(4) 事業費 千円 380,000 440,000 400,000 事業費 H 2 2 1,038	(5) 事業費 千円 380,000 440,000 400,000 事業費 H 2 3 1,033	(6) 事業費 千円 380,000 440,000 400,000 事業費 H 2 4 1,036	5	4	3	4	5	26	B	継続	継続	生産から集出荷に至る流通条件の整備により、本市の農産物の生産性向上につながる。						4 内容の改善(行政サービスの見直し)													
132	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	22	農政課	県営幹線林道整備事業(比和新庄線)	林産物の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立を図ることを目的として、緑資源機構から引き継いだ線が事業主体となって道路整備を行うことに対し負担金の支出を行う。	効率的な地元産材生産体制の確立、消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築、利用拡大に対する取組、森林資源の循環利用による持続的な林業の確立。	林産物の管理及び流通を目的とした道路網整備	流通条件の整備により、林産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。	県営事業に係る負担金負担金5.0%	28,737	(1) 負担金 千円 13,250 27,283 20,000 負担金5.0% H 2 2 1,106	(4) 事業費 千円 265,000 545,655 400,000 事業費 H 2 2 1,106	(5) 事業費 千円 265,000 545,655 400,000 事業費 H 2 3 91	(6) 事業費 千円 265,000 545,655 400,000 事業費 H 2 4 1,727	5	4	3	4	5	26	B	継続	継続	林産物の生産性の向上、販路拡大と併せて地域の道路網整備であり生活道路の性格も有し市民ニーズは高い。	予算額					4 内容の改善(行政サービスの見直し)													
133	第4 産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	18	商工振興課	産業活性化推進事業	IT産業を中心とする産業活性化に向けた調査及び事業の推進。 また、友好都市であるインド・ハイデラバード市との連携を軸に民間交流による人材の育成やIT関連企業等の誘致を推進していく。 H24より名称変更 〔新しい公共(市民との協働)〕 事業推進にあたっては、三次広域商工会や、三次商工会議所などと連携し、役割分担を行っていく。	東南アジア圏域での産業経済のボリュームゾーンとなり得るインドとの交流を促進するため、ハイデラバード市との交流を継続していく。なお、この交流が、三次市の産業経済活性化の糸口となるよう、既に設立されている日印合併企業をはじめ、民間レベルでのインド企業との事業提携などの調査研究を行い、その可能性を探っていく。また、その育成と三次市のIT産業への関与については、10年単位の幅で検討していく。	企業動向調査・IT分野動向調査・外他産業分野におけるビジネスチャンスの可能性調査、人材育成等総合的な三次市における産業活性化に向けた取組み	三次市内へのIT産業を基軸とした成長可能な企業の誘致又は事業推進と活性化 インドハイデラバード市との友好交流から、産業活性化への取り組みに発展させるため、農業分野への交流の可能性を探っている。具体的には、観光農業及び花弁栽培技術などを研究している。		4,809	(1) 情報収集 活動・協議 10 10 10 H 2 2 465,400	(4) 情報収集 活動・協議 10 10 10 H 2 2 465,400	(5) 情報収集 活動・協議 10 10 10 H 2 3 480,900	(6) 情報収集 活動・協議 10 10 10 H 2 4 381,700	4	3	4	4	4	23	B	継続	継続	友好・交流を継続しつつ、この域を超えた経済的な交流が求められる。6次産業化を踏まえ、農商工連携での取り組みも必要である。						1 3 効率的な組織体制の確立													

※ 各評価項目は、1~5の5段階で評価 ※ ランク:A.27~30 B.22~26 C.17~21 D.12~16 E.6~11 ※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務の対象等, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H22年度, H23年度, H24年度, 説明), 手段の適切さ, 市の役割, 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, H22年度評価, H23年度評価, 1次総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次事務事業結果, 拡大・縮小, 改善の必要性.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A27~30 B22~26 C17~21 D12~16 E:6~11 ※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		合計 点	H22 年度 評価 ランク	H23 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次評価 事務局 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	10 効果 の検証 (行政 評価)													
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地											市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	改善 区分	改善 区分	判断理由	内容	その他の 内容	改善 区分
138	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	商工振興課	産学官 連携事業	大学の有する研究成果、機能を活用し地域の産業振興、活性化に資する。三次工、県立広島大学、三次商工会議所、三次広域商工会の連携による「三次イノベーション」を中心とした事業実施。企業の事業ニーズと大学の技術シーズのマッチングで、新技術、新商品の開発・実証を行っている。年間を通じて、数回の「何でもサロン」を実施し、地元の研究機関である県立広島大学と、三次商工会議所、三次広域商工会の会員・企業間の垣根を外し連携強化を行っている。 [新しい公共(市民との協働)] 民間企業などが自主的にアイデアを提供し、それを公開	サロンのやセミナーをでは、業種を問わず多様な参加があり、年々充実している。こうした機会をとらえた、農業界を含め、産業界の潜在的なニーズの掘り起こしや、広島・三原キャンパスとの連携拡大も期待され、三次商工会議所・三次広域商工会と連携し、提案企業等からの相談や問い合わせに迅速な対応が必要である。	三次イノベーション会議で行う各種支援事業 何でもサロン・連携支援事業・セミナー・成果発表会・会報の発行等	企業・大学・市民	産業界・県立広島大学・行政の連携により、商工業を中心とした産業振興と地域活性化を促進する。	平成23年度 支援事業3件 予算配分枠を拡大するとともに、関係機関と連携し、提案募集に努めていく。	2,409	1 会議等開催回数 回 15 15 15	2 活動指標(1)単位あたりコスト H22年度 161,133 H23年度 160,600 H24年度 161,133	4 連携による新商品開発実績 件 3 3 4	4 新商品開発数 4	4	3	3	4	4	4	4	3	22	B	継続	継続	継続	年々定着している事業。何でもサロンや、支援事業を通じて、大学レベルの研究成果を利用してきている。改良や、開発へ向けた積極的な方向性を示すなど、研究者の視点からのアドバイスは貴重である。								10 効果 の検証 (行政 評価)													
139	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	24	商工振興課	住宅・店舗リ フォーム資金 補助事業	個人・法人が、住宅・店舗をリフォームする場合に工事費の一部を助成する。補助上限額 店舗:30万円 住宅:20万円 補助率:工事費の10% 補助対象経費:増設費等、リフォーム工事に係る経費 O23年度実績:149件 2,937千円 [新しい公共(市民との協働)]	景気対策としてスタートした事業であり、市内建築業者の受注機会の拡大につながる。市民の住環境の改善に資している。建築業者からは継続の要望が強いが、今後の実施については景気の動向等を注視しながら判断する必要がある。また、24年度から受付・補助金交付事務を市の直営としたが、事務量が大幅に増えることが予想されるため、業務委託との経費等の比較が必要である。	市内に居住し住民基本台帳に記載されている者、又は市内に登記された法人	住宅・店舗のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成する。	建築関連工事の促進による地域経済の活性化及び市民の住環境の向上を図る。	継続、事業の内容及び手法を一部変更して実施した。	25,444	1 広報活動 件 4 5 5	2 制度の周知、広報活動 H22年度 4,546,000 H23年度 5,088,800 H24年度 5,381,440	4 交付決定件数 件 112 149 176	補助件数 件 112 149 176	3	3	3	3	3	4	4	21	C	継続	継続	継続	景気対策として開始した事業であり、一般財源により恒常的に実施しているため、費用対効果の検証も難しい。財源を福祉部門の類似事業の拡充に充てる等も検討する余地がある。しかしながら、消費税の増税に伴い工事発注の落ち込みが懸念されるため、当面、景気対策として継続する必要がある。	1 2 事務事業の統合(投資的経費の重点化)							7 コスト の削減 (行政サ ービスの 見直し)														
140	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	商工振興課	中小企業 融資支援制 度設置事業	市内の小規模事業者又は中小企業者に対して、運転及び設備資金を融資することにより、小口事業資金融資の円滑化を図り事業の維持発展を図るとともに、企業経営の安定及び向上を図る。市内の5金融機関で取り扱う。 融資限度額 500万円(小規模事業者資金) 1,000万円(中小企業経営安定資金) 平成23年度実績 新規9件 融資金額25,900千円 継続52件 融資残額103,364千円 ・中小企業経営安定資金融資 新規17件 融資金額104,000千円 継続64件 融資残額246,076千円 [新しい公共(市民との協働)] ニーズの把握	安定した利用件数はある。取扱金融機関と連携して周知の徹底を図り、利用促進につなげる。	市内の小規模事業者又は中小企業者	市が金融機関に対し預託金を拠出し、金融機関は預託金の3倍以上の額を資金として融資を実施する。	運転及び設備資金を融資することにより、小規模事業者の小口事業資金融資の円滑化と事業の維持発展を図るとともに、中小企業者の企業経営の安定及び向上を図る。	前年度評価は継続。制度の周知が必要であるため、市広報紙及び広島県中小企業団体中央会などの関係機関情報誌への掲載、チラシの配布を行った。	180,579	1 PR活動(チラシ配布) 枚 100 100 100	2 制度の啓発及び周知 H22年度 1,505,814 H23年度 1,805,790 H24年度 1,805,814	4 新規融資件数 件 48 26 30	5 融資金額 千円 215,570 129,900 150,000	5	3	3	3	3	4	4	4	25	B	継続	継続	継続	経済状況が厳しい中、企業経営の安定及び向上が図られる。	4 内容の改善(行政サービスの見直し)							7 コスト の削減 (行政サ ービスの 見直し)													
141	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	21	商工振興課	小企業 等経営改 善資金利子 補助事業	日本政策金融公庫の小企業等経営改善資金を利用した者に対し、融資実行後12箇月・24箇月後に支払利息の1パーセント相当額を補助する。(平成24年4月1日から制度改正 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに融資の実行を受けた者に対しては、融資実行後12箇月後に支払利息の全額(上限20万円)を補助する。)平成23年度実績 86件 3,608,942円	三次商工会議所及び三次広域商工会と連携して、更なる制度の周知を図る。	市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、日本政策金融公庫の小企業等経営改善資金に係る支払利息の一部を補助する。	金利負担を軽減し、小企業の経営の安定及び発展を図る。	一定の利用があり、事業者のニーズも高い。三次商工会議所及び三次広域商工会と連携して、制度の周知を図った。また、対象者の把握が煩雑なため、制度の見直しを行った。	4,333	1 広報活動 件 2 2 2	2 制度の周知、広報活動 H22年度 2,801,500 H23年度 2,166,500 H24年度 2,363,400	4 交付決定件数 件 67 86 90	5 交付金額 円 4,875,867 3,608,942 4,000,000	5	4	4	4	2	4	4	23	B	継続	継続	継続	一定の利用があり、事業者のニーズも高い。	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)							8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)															



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)					定量分析					手段の適切さ					必要性					1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性													
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点							H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	判断理由	内容	その他 内容	有無	改善区分	判断理由	内容	その他 内容	有無	改善区分
142	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	20	観光交流課	帰三促進事業	三次市出身の学生で希望者に対し、三次市内企業の情報を提供している。卒業後に三次市の企業に就職することで若者の定住を促進する。 [新しい公共(市民との協働)]なし	市内には優良な企業があり優秀な人材を求めているが、ところが学生は市外の大手企業に目を向けている傾向がある。市内企業への就職を促すことと若者の定住を促進する。 [新しい公共(市民との協働)]なし	三次市出身の学生	就職予定者に三次市内の優良な企業を知ってもらおう。	都会で就学する学生を卒業後に三次市内の企業に就職してもらうことで人口増を図る。	地元企業への就職を希望する人材への呼びかけ時期と企業の人材確保のタイミングなどの検証が必要である。事務内容が商工部局と重複することから商工部局にシフトしている。	651	(1) 広報活動	回	3	1	1	登録者への企業情報送付	H22 2	334,333	4	送付先	人	30	14	14	企業情報送付先	4	4	4	4	企業の求める人材の確保と就職を希望する学生とのマッチングにより、定住人口の増加につながる事業である。	資金力の乏しい中小企業にとって、合同で企業ガイドを開設し、人材確保を行うことは有効な雇用労働政策である。	商工部局と事務を統合することでコストが削減される。	企業が人材確保を行政として支援することは、商工業の振興と雇用の拡大にとって重要である。企業団体や商工業団体が行うことも検討する余地はある。	製造業においては、技術職の人材確保が難しい状況にあり、市内中小企業からの要望は強い。	若者を三次へ呼び戻す事業である。市民の関心は強いと思われる。	19	C	継続	継続	商工部局と事務を統合することも検討がある。若者が生まれ育った地域に愛着を持って、将来(学校卒業後)また帰りたいと思える取り組みが求められてきている。行政だけでなく、地域や家族、小中学校の協力が不可欠だと思ふ。	3	市民と行政の役割分担の見直し	有	3	市民と行政の役割分担の見直し	有	1	積極的な情報公開と市民との情報共有
143	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	17	商工振興課	生活応援・提携融資事業	市内に勤務又は居住している勤労者に対して、生活支援資金等を融資し、生活の安定を資金面から支援する。中国労働金庫三次支店で取り扱う。融資限度額 生活応援融資1人につき50万円 提携融資 1世帯につき500万円(住宅建設関連、教育資金)	取扱金融機関と連携して周知の徹底を図る。	市内に勤務又は居住している勤労者	生活の安定を資金面から支援するため、低利で利用しやすい融資制度	市内勤労者の生活の安定を図る。前年度評価は継続。市広報紙への掲載及びチラシの配布を行った。	170,289	(1) PR活動	枚	200	200	200	制度の啓発及び周知	H22 2	851,455	4	新規件数	件	16	16	16	市内勤労者の生活の安定につながる。	制度の周知により、利用件数は増加すると考えられる。	預託金のため、来年度に同額が返還されるため、コストは殆どかかっていない。	市が関与することで低利率が実現できる。	一定の利用があり、ニーズは大きい。	一定の利用があり、ニーズは大きい。	26	B	縮小	継続	一定の利用があり、ニーズは大きい。	市民生活の安定を資金面から支援するこの事業は、回復しない経済状況下において、景気対策の面も、金融機関との連携を図りながら継続するものとする。	無	1	外部委託・民営化の推進										
144	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	20	商工振興課	職業訓練委託事業	市内中小事業者の人材育成及び就職希望者の就労支援のため、就職活動中の市民及び市内事業所の勤労者を対象として、スキルアップや資格取得のための幅広い分野の職業訓練を行う。広島北部地域職業能力開発協会へ訓練講座を委託し、三次市職業訓練センターにて実施している。	依然として雇用情勢が不安定なため、就職希望者の就業機会の確保と企業の人材の確保を継続する必要がある。引き続きニーズの高い講座の設定に努め、受講率の向上を図る。	就職活動中の市民及び市内事業所の勤労者	広島北部地域職業能力開発協会へ、三次市職業訓練センターで実施する職業訓練を委託し、受講料は無料とする。	市内中小事業者の人材育成及び就職希望者の就労支援	継続	10,355	(1) PR活動	件	300	300	40,000	24年度:印刷、配布(新聞折込ほか) 23年度配布	H22 2	34,393	4	受講者数	人	229	305	520	受講料が無料であるため、受講者が増加している。	ニーズのある講座の強化により、受講率の向上が図れる。	雇用情勢にもよるが、実施講座を絞ることにより、予算規模の縮小は可能。	職業訓練法人広島北部地域職業能力開発協会(指定管理者)へ委託している。就労支援や職業能力開発などの雇用政策であり、市の関与が必要である。	雇用情勢が厳しい中では、「人づくり」が重要であり、ニーズがある。また、人材の育成により企業誘致を推し進め、雇用の拡大を図る。	募集定員を超える講座もあり、一定のニーズはある。	22	B	継続	拡大	将来的には、雇用情勢の改善を前提として受業者負担を減らすことが課題である。ただし、雇用情勢が厳しい現状では、企業が求める人材を育成して企業への誘致を進める必要がある。当面集中的な投資を行う必要がある。	有	1	6 受益と負担の適正化	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)							
145	環境	1 環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	環境クリーンフェスタ	市民をはじめ、事業所、学校などで取組まれている環境活動を紹介します。一人ひとりが環境について考える機会を提供する。平成23年度はeco実験パフォーマーの第一人者、「らんま先生」を迎えて、身近な道具を使った実験パフォーマーを開催しました。親子や家族で楽しみながら環境問題を学ぶことができました。参加者から好評を得ました。	三次市かいてき環境保全条例では「かいてき環境の日」を市民参加の環境活動を実施する日と定め、市民、地域、行政が連携し具体的な取り組みを行うことを求めている。地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するため、一人ひとりの環境保全意識が地域に広がるよう、さらなる取り組みを進める。	市民	環境講演会をはじめ、「みよし環境大賞」、ポスター、マイバックの表彰を通して、環境意識の向上を図る。	環境意識の向上により、市民一人ひとりが日常生活で環境負荷低減に取り組むこと。	前年度の評価は「継続」であり、市民の環境保全意識のさらなる高揚に向けた取組みを実施した。身近な道具を使った科学実験を通して、親子で環境問題を考えることのできる講演会を開催した。	4,316	(1) 啓発		45,000	40,000	40,000	環境フェスタ周知チラシ配布	H22 2	92	4	来場者	320	360	360	環境フェスタ来場者数	4	3	3	3	環境問題は継続的課題であり、市民の環境意識の向上を促す本事業は目的に合致している。	環境問題の解決には、一人ひとりに負荷をかけない取組みが必要である。本事業を通して、効果的な環境対策を紹介するとともに、市民の取組みが促進されるよう努める必要がある。	市主催事業を見直し、整理することと、合同開催等でコスト削減の余地がある。	三次市かいてき環境保全条例では、「市民参加の環境活動を実施する」と規定している。本事業は、これに基づき実施している事業であり、市の関与が妥当である。	地球温暖化対策など、環境問題解決のためには、一人ひとりが日常生活の中で環境保全について取り組み、これに関する内容を示し、環境意識の向上を図る本事業の必要性は高いと考える。	東日本大震災後、環境問題への関心が高まる中、市民ニーズは高い。	22	B	継続	継続	地球温暖化対策など、環境問題解決のためには、一人ひとりが日常生活の中で環境保全について取り組み、これに関する内容を示し、環境意識の向上を図る本事業の必要性は高いと考える。	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有	2	市民と行政の協働と連携			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		1次総合評価		2次評価事務事業		拡大・縮小		改善の必要性																							
														活動指標		H22年度		H23年度		H24年度		説明		成果指標		H22年度		H23年度		H24年度		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市関与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点		H22年度評価		H23年度評価		H24年度評価		判断理由		内容		改善区分	
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	判断理由	内容	改善区分	判断理由	内容	改善区分											
146	環境	1 環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	23	環境政策課	三次市家庭系一般廃棄物集積所整備事業	市民生活の環境整備を図るため、三次市家庭系一般廃棄物集積所整備に要する費用の2分の1の補助金を交付する。(限度額10万円)条件:市内のおおむね10戸以上が共同で利用すること。設置する土地所有者の承諾が必要。 〔新しい公共(市民との協働)〕	今後ごみ集積所の老朽化及び山間部の高齢化が進み、集積所の移転・分散化・修理等のため補助金申請の増加が予想される。	市内のおおむね10戸以上が共同で利用する環境衛生施設の利用者。	一集積所あたりの補助金 施設設置費用額の二分の一(限度額10万円)の補助金を交付し市民生活環境整備を図る。街の美観を損なわないようごみ集積所の設置。	集積所を設置することで廃棄物の飛散防止・周辺地域の環境美化を促進。また、収集業務の安全迅速化にも繋がる。	前年度の評価は「継続」改善のため集積所の調査を行い利用者数及び代表者等の把握に努めている。	4,239	(1) 補助金交付件数 件 20 18 20	H 2 2	218,050	(4)	補助金交付による集積所の利用世帯	275 243 300	集積所整備による市民のごみ集積所の改善	5	4	4	4	5	5	27	A	継続	継続	近年の有害鳥獣増加に伴い、ごみ散乱防止のための集積所の整備を申請する団体も多く、市民ニーズが極めて高いことから継続とする。		有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	継続	経済効果と環境貢献効果の両面から効果が出るよう調査研究を引き続き進めたい必要がある。		有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)																				
147	環境	1 環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	23	農政課	環境と産業創造プロジェクト	環境と産業創造については、手入のされていない森林に手を入れ、その資源を活用していくことで、経済効果及び環境貢献効果の両面を求めていることとするもの。そのための具体的手法などの調査・研究を行う。先進地である岡山県真庭市の取組を参考にし、山林資源の活用を検討する。 〔新しい公共(市民との協働)〕	森林資源を活用していくことは意義があるが、産業につながるか検討する必要がある。	市民	経済効果と観光貢献効果の両面を求めて、調査・研究を行う。	森林資源の価値を改めて定義し、市民と共有する。	継続:成果を上げるために、関係機関や市民などプロジェクトの構成メンバーを検討し進める必要がある。プロジェクト構成メンバーの前段とした調査研究を進めている。		(1) 視察 回 1	H 2 2		(4) 報告書 冊	1	中間研究活動成果報告書	5	4	4	5	4	4	26	B	継続	継続	環境政策を通じた産業の活性化策であり、社会情勢を考慮すれば、市の組織内での提案活動は必要である。		有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)		有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)																							
148	環境	1 環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	土木課	アダプト制度	広島県が管理する道路・河川を対象に、市民が主体となり公共空間を清掃・除草等の活動を実施する。これらを実施する団体をアダプト制度認定団体とし、活動経費の一部を奨励金として交付する。 道路・河川への愛着心等の醸成を図ることを目的としている。 平成22年度 認定団体数49団体 平成23年度 認定団体数57団体 平成24年度 認定団体数61団体(平成24年8月末日)	・市道維持管理業務(草刈り報償)との整合性について ・認定団体が行う活動に伴い発生したゴミ処理について (市が対応している事例がある。)	市民	アダプト認定団体が、県管理の道路・河川において清掃・緑化等の活動を行う。市はアダプト認定に係る申請受付、県への進達、契約書の送付、活動実施報告書の進達やごみの受け入れについて、調整等を行う。	県が管理する道路及び河川を対象に、環境保全や機能の維持向上を図ることを目的に、市民によるアダプト制度の創設(適用)について、検討中である。市道は広範囲にわたることもあり、個別の問題として対応すべきではないだろう。	アダプト制度の啓発と周知に努めている。市道や市管理河川に係る三次市独自のアダプト制度の創設(適用)について、検討中である。市道は広範囲にわたることもあり、個別の問題として対応すべきではないだろう。	362	(1) アダプト 箇所 46 57 61	H 2 2	7,891	(4) 認定団体 団体	44 57 61	広島県として自治連等へ登録の働きかけを行っている	5	3	4	2	3	20	C	継続	継続	市の費用負担は事務に係る人件費のみである。		有	2 市民と行政の協働と連携	拡大	制度の周知を図り、道路・河川の環境整備が図られる。		有	3 市民と行政の役割分担の見直し																						
149	環境	1 環境保全・資源循環	(3)資源を大切にすまちづくり	18	環境政策課	三次市学校版ISO事業	児童・生徒の環境意識向上を目指して、市において独自に取り組んでいる小・中学校を認定する。 〔新しい公共(市民との協働)〕	小・中学校38校(平成24年4月現在)のうち、14校が認定校となっている。今後全小・中学校で三次市学校版環境ISOが実施されるよう継続して取り組む必要がある。	市内小・中学校の児童・生徒及び教職員	小・中学校から提出された計画について、各年度の活動内容を満たした小・中学校を「三次市学校版環境ISO認定校」として認定する。	学校の環境活動を促進し児童・生徒の環境意識の醸成を図るとともに、家庭・地域における環境意識の向上を図る。	前年度の評価は「継続」であり、判定理由は「認定校の環境活動に対する経済的支援の拡充」であった。教育委員会と連携し、認定校の増加を図った。	859	(1) 学校版環境ISO実践校数 14 14 16	H 2 2	61,714	(4)	学校版環境ISOを児童・生徒	884 884 1,000	実践校の増加に伴い、児童・生徒数も増加している。	5	3	4	4	4	24	B	継続	継続	環境問題は継続的課題であり、未来を担う児童・生徒の環境意識を高めることは、環境保全に取り組みやすい効果が高い。		有	1 積極的な情報公開と市民との情報共有		有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)																							

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象者 等	手段	目的	前年度の対応	定量分析				手段の適切さ				市の役割				必要性				合計点	H2 3年度 評価	H2 2年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性							
													活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果上 の余地	コストの 削減余地										市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容
150	第5 環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	16	環境政策課	ISO14001推進事業	三次市環境基本計画に基づき、市の事務事業において生じる環境負荷を低減し、環境保全を継続的に進めるため、平成18年度から、市民病院部及び学校・保育所を除く全部署を登録範囲とし、環境マネジメントを運用している。 〔新しい公共(市民との協働)〕	地球温暖化防止をめざす京都議定書による国際的な約束期間となり、地方自治体においても率先的な対策の実行が求められている。環境マネジメントシステムの運用により、組織的に温室効果ガスの排出削減など環境負荷低減の取組を進めることは、地球温暖化防止対策として効果が大きい。	市職員等(登録範囲の施設で事務・事業に従事する者)	環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を運用し、市の事務・事業から生じる環境負荷を低減する。	環境目的・目標の設定について具体的な成果が表れるよう、具体的な内容を示し取り組んだ。	1,899	(1) 登録範囲の職員数	人	553	564	535	環境マネジメントシステムの運用により、事務事業から生じる環境負荷を低減するとともに、職員等による意識改革も進んでいる。	3,447	(4) 市役所の事務事業に伴う温室効果ガス発生量	t	21,941	19,816	19,790	H23年度数値、集計につき概算値入力	4	4	3	4	5	4	3	23	B	継続	継続	事務事業から生じる環境負荷の軽減や市民の環境意識の向上のための啓発効果を継続して望ましい。外部審査に多くのコストがかかるため、それを減らすべく改善の必要性がある。	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有			
151	第5 環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	21	環境政策課	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、その必要経費の一部を補助する。 【補助の内容】 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり35,000円(上限4kW 140,000円) (例) 3kWの太陽光発電システムを設置した場合の交付額 3kW×35,000円=105,000円 太陽光発電システムを設置した住民に対し補助を行うものであり新しい公共(市民との協働)には該当しない	住宅用太陽光発電システムは、需要の増加に伴い価格低下が進みつつあるが、依然として高価であるため市民の努力のみでは普及が進みにくい現状にある。	住宅用太陽光発電システムを設置する市民に費用の一部を補助する	環境にやさしい自然エネルギーの積極的な利用に環境保全に対しても環境意識の高揚を図るため	前年度評価は「継続」であった	44,699	(1) 補助金交付件数		227	219	160	補助金を交付した件数	187,414	(4) 発電量	Kw	946	958	723	発電量の合計	5	4	3	5	5	4	26	B	継続	継続	グリーンエネルギーの利用については、社会的に導入意識が高まっており、導入を後押しする一役を担っている。二次的効果として、補助要件の一つに、世帯員全員の市税等の未納がないことが必要となるため、納付の促進につなげている。また、平成24年度から既築の場合、市内業者と契約することが要件の一つとなり、市内業者の受注機会の増加に	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	有	10 効果の検証(行政評価)	有				
152	第5 環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	21	環境政策課	ベレットストーブ等購入補助金	ベレットストーブ等を購入・設置する市民に対し、その必要経費の一部を補助するもの。 【補助の内容】 購入・設置費用の1/3(上限10万円) ベレットストーブ等を購入した市民に対し補助金を交付するものであり新しい公共(市民との協働)には該当しない	温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーの活用は地球温暖化防止に大きな効果があるとされているが、同エネルギーを利用するベレットストーブ等は灯油等を利用する装置に比べ高価であり、設置者のみの負担では普及が進みにくい状況にある。このため、本補助金事業を継続し、ベレットストーブ等の普及を促進する必要がある。	ベレットストーブ等を購入・設置する市民に対し費用の一部を補助する	設置経費の一部補助することにより、温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーを活用したベレットストーブ等の普及を促進する。	前年度の評価は「継続」であった	3,184	(1) 補助交付件数		27	21	15	補助金を交付した件数	129,000	(4) 本補助金を活用したベレットストーブ等	t	11	8	6	二酸化炭素削減量	4	3	4	5	5	4	25	B	継続	継続	グリーンエネルギーの利用については、社会的に導入意識が高まっており、導入を後押しする一役を担っている。二次的効果として、補助要件の一つに、世帯員全員の市税等の未納がないことが必要となるため、納付促進につなげている。また、平成24年度より市内の事業者から購入すること(新築は除く)が要件の一つとなっているため市内業者の受注機会の増加に	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	有				
153	第5 環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	16	環境政策課	生ごみ処理機器購入補助事業	家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、三次環境クリーンセンターに搬入される燃やせるごみ量を軽減及び生ごみの資源化意識の高揚を図ることを目的とし、生ごみ処理機器を設置した者に対し、購入費の半額相当(上限2万円)の補助を行う。 〔新しい公共(市民との協働)〕	生ごみ処理機器を購入し、少しでも生ごみを減量しようとする意識付けをどう行うかが課題。 購入後の堆肥化等の再利用についての調査ができていない。	生ごみ処理機器購入者の申請により購入価格の1/2相当額を助成する。その額が2万円を超えれば、2万円を上限とする。	家庭の生ごみを自家処理することによって、高価な電気等の資源化等の意識の高揚を図り、生ごみの減量化により、ごみ焼却処理施設・設備等の延命に繋げていく。	継続だが、経済の動向が左右され、高価な電気等の意識の高揚を図るため、安価で自家処理が容易なコンポスト等の推進。	1,872	(1) 申請数		68	56	100	減少傾向	31,927	(4) 生ごみ削減量	t	17	14	26	1台あたり1日の平均処理量(0.6978kg)	5	4	5	4	4	4	26	B	継続	縮小	廃棄物の減量化及び資源の有効活用は、社会的にも重要な課題となっており、本事業は継続していく必要がある。要綱の見直し(補助金の上限額の変更、ごみの発生抑制を合わせて取り組むことにより一層の成果が期待できる。	無	10 効果の検証(行政評価)	有					

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費, 定量分析 (活動指標, 成果指標), 手段の適切さ, 市の役割, 必要性, 総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次評価事務局案, 拡大・縮小, 改善の必要性. Rows include projects like '街角E-COステーション事業', '廃棄物処理施設整備事業', '下流湖最終処分場整備事業', and '消防ポンプ積載車更新'.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性		1次 総合評価		2次評価事務事業		拡大・縮小		改善の必要性										
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H2 2年度 評価	H2 3年度 評価	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分	総合 評価	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分
158	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	排水機場整備業務	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。 さらに、市管理の各排水機場が老朽化や十分な整備ができていないことから、計画的な改修及び整備を行う。	老朽化した施設の改修を計画的に行うとともに、地域と一体となって排水機場の稼働ができるよう体制の整備を行っていく必要がある。	市民	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう市職員による稼働点検を行うとともに、修繕等の維持管理及び改修・整備を行う。	災害時に稼働できるよう維持管理及び改修を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	継続実施	15,359	(1) 操作員の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数 継続のため、回数に変更なし	895,000	(4) 操作員の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数 継続のため、回数に変更なし	5	5	4	3	3	4	5	24	B	継続	継続	市民の関心度は極めて高いものの、点検や稼働に専門性を必要とすること、市職員に苦慮していることから民間委託や住民との協働での事業推進を図りたい。	1-1 外部委託・民営化の推進	有	継続	予測可能な集中豪雨が頻発している現状において、水害対策は継続して実施しなければならない。	有	4 内容の改善（行政サービスの見直し）		
159	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	防火水槽整備事業	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。	防火水利と適正な防火水槽の設置に努め、防火水槽の現存数と基準による充足率の向上を図る。	市民	水利の確保が困難な地域において、防火水槽は非常に重要な消防施設であり、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。	計画的に整備を推進し、防災のまちづくりを実現する。	事業の継続	15,091	(1) 設置数	基	7	5	5	設置数	3,316,429	(4) 充足率	%	61	61	62	ほかに整備の方法がない。	ほかに整備の方法がない。	ほかに整備の方法がない。	市でなければならない。	消防施設への関心度が高い。	防火水利がない地域では必要性が高い。	5	5	5	29	A	継続	継続	防火水利と適正な設置に努め、効果的な整備を継続して行う。	無	継続	年間計画的かつ効率的に設置しているため、継続とする。	有	6 成果の向上（行政サービスの見直し）		
160	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消防格納庫整備事業	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。	ファミリーマネジメントを助成した整備が必要である。	市民	消防格納庫の新築	消防積載車の格納庫を新設することにより、地域防災活動の拠点施設の充実を図り、地域住民に安心感をもたらす。	必要最低限の整備を行う。	7,710	(1) 格納庫新築件数	件	1	1	1	老朽化による建替え	6,778,000	(4) 格納庫数	件	84	84	84	地域防災活動の拠点施設の充実が図られている。	十分に成果がある。	ファミリーマネジメントによりコスト削減余地がある。	市でなければならない。	地域防災活動の拠点施設の充実については関心が高い。	地域防災活動の拠点施設の充実には関心がない。	3	3	3	25	B	継続	継続	老朽度等、設備内容を調査し、格納庫の統廃合を検討しながら、計画的な整備を行う。	有	継続	利用状況等を掌握し、コスト削減を前提に事業を継続する。	有	7 コストの削減（行政サービスの見直し）		
161	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	23	危機管理課	LED防犯灯整備事業	LED防犯灯設置補助金・LED防犯灯設置の補助金・事業費の3分の2補助(限度額あり) 平成23年度から実施 3年間で全ての防犯灯を更新予定 LED防犯灯整備事業:市管理の防犯灯をLED化する。(防犯灯数:630灯) 平成23年度から実施 市民との協働により安心安全なまちを実現していく。	市管理の防犯灯について、住民管理へ移行する。補助金の性格上、事務に経費(手数)がかかりすぎる。	市民	市内の防犯灯をLED化することで省電力化と二酸化炭素の削減を行う。	期間を限定して実施することで事業の有効性をあげる。	市民ニーズは依然として高く早期の完了をめざす。	43,468	(1) 補助金申請件数	件	1,050	800	地域経済効果も考慮し、早期事業完了をめざす。	41,398	(4) 整備灯数	灯	1,501	1,100	ニーズは高い。	LED化することで防災のまちづくりが推進できる。	定額補助金などの方法が考えられる。	人件費部分が削減可能 定額補助金などの方法が考えられる。	市でなければならない。	省電力への社会的ニーズが高い環境や防犯への関心度も高い	8月末で当初予算を執行した。	4	4	4	24	B	継続	継続	省電力への社会的ニーズや市民の関心が高いこと。	有	継続	安心・安全及び環境的側面から継続が適当でも、適正な補助となるように留意する必要がある。	有	4 内容の改善（行政サービスの見直し）			



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11 ※ 総合評価・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度事業費(千円)(職員人件費含む)													1次総合評価		2次評価事務事業案		拡大・縮小	
													定量分析				手段の適切さ			必要性			総合評価			判断理由		判断理由		改善区分	
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ
162	環境	第5	2 防災・安全	24	危機管理課	防災情報伝達システム整備事業	合併前の市町村それぞれの伝達システムを利用しているが、26年度末にはオフネットワーク通信は終了する予定でもあり、危機管理体制を強化し防災力を高め、地域の安全・安心に関わる情報の伝達体制を確立する。	住民理解を得るための説明会等の開催 停電時等の対策	市民	ケーブルテレビ網の有効活用を図るため、三次ケーブルビジョンと事業調整のうえ整備する。	計画的に整備を推進し、正確で迅速な情報伝達を行い、防災のまちづくりを実現する。	前年度評価なし	H23年度 13,180,400	4	5	6	5	5	4	5	5	5	5	29	A	継続	継続	拡大	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	
163	環境	第5	2 防災・安全	16	農政課	小規模崩壊地復旧事業	荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれがある林地の予防工事、又は松くい虫被害を助長するおそれのある箇所での伐倒処理を含む工事で、主要公共施設や人家等に直接被害を与え、又は被害を与えおそれがあると認められ、一定条件を満たすものについて実施する。	県及び市の財政難から、住民要望に応えられる予算確保が困難になってきている。(県における採択基準が、予防治山から復旧治山にシフトしている傾向にあり、住民要望に応えにくい状況にある。)	設計者(含む)を含むが、直接被害を路を受け、又は被覆地を主要な産物おそれ、崩壊のおそれがある、又は崩壊した急傾斜地(林地)について、地元住民の要望に基づき、崩壊防止、又は崩壊復旧工事を施工する。	崩壊防止、又は崩壊復旧することにより、住民の生命財産を守ることに、安心安全な生活を確保する。	継続:事業の効率化	15,619	4	5	6	4	5	5	4	4	4	27	A	継続	継続	継続	有	8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)			
164	環境	第5	2 防災・安全	19	建築住宅課	耐震改修助成事業	昭和56年以前に建築された民間の木造住宅(一戸建て、長屋、併用住宅)について、耐震改修事業(耐震診断、耐震改修工事)を実施する者に対し、事業費の一部を補助することにより、地震に強いまちづくりを進める。 ○補助率 ・耐震診断 診断費用の2/3(上限6万円(市、国各3万円)) ・耐震改修工事 工事費の1/3(上限40万円)	問い合わせがあったものの、申請に至らないケースがある。申請や中間検査等の手続きの負担が大きいとの意見もあり、事務処理要領の見直しの余地がある。	補助対象住宅の所有者又は居住者	耐震診断及び耐震改修に係る費用の補助(補助率等は上記のとおり)、及び広報等による耐震化の啓発と当事業のPR	地震による市民の被害を半減させる。そのため、平成27年度末の住宅の耐震化率を80%に高める(平成18年度末50%)。	継続(内容改善)補助要件の緩和(入居前の空室を対象とした)、診断費補助率の拡充(国費上限との整合、限度額の増額)、提出書類の簡素化	1,125	4	5	6	4	3	5	3	5	5	25	B	継続	継続	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
165	環境	第5	2 防災・安全	16	危機管理課	交通安全の推進	交通安全協会や広島県が推進する各々の交通安全運動にあわせ、各関係機関と連携を図りながら、街頭キャンペーンやテント村を設置し、交通安全の啓発を行う。また、オフネットワークや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。	交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。真に効果のある啓発活動を推進するため、活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく、市民(住民自治組織等)を中心とした取組へ転換していく必要がある。	市民	警察・交通安全協会と連携し、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて、市民の交通安全意識向上を図り、交通事故防止に取り組む。	安全な道路交通を確保するため、交通事故撲滅を目的とする。	事業の推進方法について、行政や警察が主として推進する従来の方法では、マナー化された啓発活動となり効果が期待できないため、交通安全協会や住民自治組織が中心となって取り組む必要がある。	7,402	4	5	6	4	3	3	3	5	5	22	B	継続	継続	継続	有	2 市民と行政の協働と連携		

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ				市の役割				必要性				総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性														
													H23年度		H22年度		H21年度		H20年度		活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性							社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H23年度評価	H22年度評価	1次総合評価	判断理由	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価	判断理由	拡大・縮小	改善の必要性
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位																														
166	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	16	危機管理課	防犯事業	平成24年度は、市内の各防犯団体を支援しながら事業を推進した。本年度も同様「減らそう犯罪」のみよし安全なまちづくり推進連絡協議会の開催。また、市が設置した防犯灯の維持管理を行う。	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを目指して推進体制を確立する	市民が安心して暮らせる。犯罪の起こりにくいまちづくりを進める	引き続き推進した。	(1) 防犯灯設置補助金交付 件 39 37 20	防犯灯設置補助金交付申請件数	H22年度 242,539	4	市内刑法犯認知件数	件 360 383 300	市内の刑法犯認知件数が増加傾向にあることから、一定の成果がみられる。	4	3	4	3	5	24	B	継続	継続	継続	防犯事業費としては、防犯組合連合会、暴力監視追放費用、防犯灯の設置費、防犯灯の維持費など、防犯活動に必要となる費用は増加傾向にある。安全なまちづくりは市民の願いであり、防犯活動に対する社会的ニーズは極めて高い。	2	市民と行政の協働と連携	2	市民と行政の協働と連携																
167	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	13	市民生活課	消費生活情報整備事業・消費生活相談事業	非常勤特別職である消費生活相談員により消費生活に関する相談の対応やあっせん処理を行う。独立行政法人国民生活センターのシステムであるPIO-NET(パイオネット、消費生活情報整備体制事業)を平成13年に導入したことにより、全国の相談内容を的確に入手し、相談対応や啓発活動に活用することができている。また、消費者庁の設立により国として消費生活相談事業の強化が図られている中で、本市においても、平成21年度からは総合窓口センターに消費生活センターを設置し、相談室も新たに設置して相談者の利便性を図っている。消費生活に関する相談は、行政が実施しなくてはならないため、引き続き、市が専門的知識を有する消費生活相談員を中心に実施していく必要がある。	市として相談体制の更なる充実を図るため、相談員研修等によるスキルアップや相談員の処遇改善が必要である。将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、児童相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	消費者(市民)	面談や電話により消費生活に関する相談を受け、アドバイスやあっせん処理を行う。	アドバイスやあっせん処理等を行うことにより消費者(市民)の相談を解決する。合わせて、消費者が自分で解決できるように消費生活に関する知識の向上を図る。	前年度の2次総合評価は継続で、判定理由は「相談内容が複雑多岐になっているため、相談員、職員等の研修等の継続が必要である。」であった。今年度も昨年度と同様、広島県主催の研修会や国民生活センター主催の研修会へ参加していく。	(1) 消費生活相談PR件数 回 50 33 40	消費生活相談PR件数	H22年度 197,200	4	相談者数	人 343 273 300	相談者総数	5	3	4	5	4	25	B	継続	継続	継続	社会的ニーズや市民ニーズが高まっていることから、より一層の充実強化を図る必要がある。また21年度から設置された地方消費者庁も設置された地方消費者庁活性化基金により消費者行政の機能強化が図られている。今後は、市民への啓発、相談員の研修等によりスキルアップをしていくことで、市民の消費生活の安全性を向上させていく。	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	4	内容の改善(行政サービスの見直し)																
168	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	13	市民生活課	総合相談業務	市民からの人権、生活、教育、労働、行政苦情等総合的な相談を来所面談、電話で受け、各部署や他機関と連携して相談の解決を図っていく。また法的な解決が必要な相談については、弁護士等に相談を委ねていく。他団体で生活相談を実施しているところがあるが、市が実施する生活相談では行政全般を含めた相談を実施しているため、そういう視点も含めると今後も市としての相談窓口は必要であると考えられる。	将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、児童相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	市民	相談者から面談・電話により相談を受け、アドバイス、担当部署への引き継ぎ、適切な相談機関へのあっせんを行う。	相談内容の解決を図る。	前年度の2次総合評価は継続で、判定理由は「市民の安心感や満足度を高めるべく、引き続き、相談体制の充実、機能向上を図る必要がある。」であった。引き続き、各部署との連携体制、効果について検証していく。	(1) 相談業務月数 月 12 12 12	相談窓口設置月数	H22年度 732,833	4	相談者数	人 165 282 150	相談者総数	4	2	4	5	4	23	B	継続	継続	継続	社会的ニーズや市民ニーズが高まっていることから、より一層の充実強化を図る必要がある。婦人相談員や児童相談員等が合同での総合相談体制をとることにより、よりきめ細かい相談体制が図られる。	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	4	内容の改善(行政サービスの見直し)																
169	第5 環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	17	地域振興課	三次市民バス・デマンド型バス事業	【三次市民バス:みなし4路線】 君田町、布野町、作木町、吉倉町、三和町及び甲奴町において地域内での日常生活の係る交通手段(定時定路線)として、一般旅客自動車運送事業者へ運行委託している。なお、甲奴町については平成23年12月からデマンド方式に移行した。	平成22年3月に策定した「三次市公共交通総合連携計画」や平成22年度に三次市民バス等の地域内交通の運行基準をまとめた「生活交通アセスメント」に基づき、三次市民バスについては利用の少ない地域でのデマンド化への変更など、効率性を重視した取り組みを進める。また平成24年度に実施する地域公共交通再編計画に基づき再編をめざす。	市民	公共交通機関の確保のため、三次市民バス(スクール、通所運行やデマンド型バス運行(ジャンボ車庫)の運営支援を行っている。	市民の実情や需要に応じた地域内の移動手段の確保・維持	利用状況が極端に少ない地域については、路線を休止するなど実施を実施。さらに再編方針として「生活交通アセスメント」を作成、この指針に基づき一部見直しを実施予定	(1) 交通会議開催 回 4 4 3	交通会議開催回数	H22年度 15,812,500	4	路線廃止	本 2	廃止路線本数	3	3	4	3	21	C	継続	継続	継続	高齢者を中心とした自ら移動手段を持たない方の健康で文化的な生活を送るために必要な移動手段の確保が重要である。高齢者の交通手段の確保は、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。高齢者の交通手段の確保は、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。高齢者の交通手段の確保は、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)																	

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性						
														活動指標		成果指標		説明		活動指標(1) 単位あたり コスト		成果指標		説明		目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性							社会的 ニーズ	市民 ニーズ				
														H22年度	H23年度	H24年度	説明	H22年度	H23年度	H24年度	説明	H22年度	H23年度	H24年度	説明	4	5	4	5							4	5				
170	第5 環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	16	地域振興課	三次市市民タクシー運行事業	公共交通機関がなく、医療機関、福祉施設等から4km以上離れている一団の地域において、自ら交通手段を持たない住民が利用組合を設立し、2人以上で週2回を限度にタクシーを利用した場合、運行事業者が支払った運賃の1/2を補助するもの。(その利用組合の運営支援として、一月1,000円の事務経費に対する補助を行っている。)また、単独運営が困難な地域では、住民自治組織が予約の集約や補助金申請手続き等の支援体制を構築した。	導入が比較的やすく、支援経費も最小限で抑えられるなど効果的な事業であることから、「三次市公共交通総合連携計画」においても、交通空白域の解消手段として掲げている。引き続き、住民自治組織との協働により、導入地域の拡大を図っていく。(現在導入を具体的に検討されている地域あり)	市民	交通空白域で利用組合が設立されている地域において、住民が共同(2人以上)でタクシーを利用した場合、週2回を限度とし、運賃の1/2を補助している。	路線バス等が運行していない交通空白域における自ら移動手段を持たない市民の日常生活に支障をきたさない移動手段の確保	昨年度、粟屋町づくり連合会及び川地連合自治会と連携し、役員説明や地域懇話会等の取組を行い、新たに川地春木地区で組織化され、平成23年4月から活用されている。	1,478	(1) 交通会議開催 回	4	4	3	生活交通再編に係る協議・検討を行うため、利用者、事業者、行政等で組織している。	390,750	(4) 利用地域	地区	4	5	平成23年4月から川地春木地区で活用	交通空白域に暮らす自ら移動手段を持たない市民に対し、日常生活の移動(交通)手段の確保と同時に利用者の負担を軽減することができる。	まちづくりの一環と捉え、住民自治組織との協働で既存の利用組合の事務負担等を軽減させ、利便性の向上を図れる。	現状は、導入経費や運賃の半額を利用者が負担する等、考えられる必要最小限な支援策であることから、採算性及び効率性の面でも有効な支援策である。	利用運賃への支援であり、市以外の支援は考えられない。	公共交通を補完する制度として、容易で有効な施策であることから社会的ニーズは高いものと考えられる。	利用者が特定され、個別・私的に利用できるシステムであり、問い合わせも、他の地域での潜在的なニーズは高いと考えられる。	25	B	拡大	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	有	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
171	第5 環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	24	地域振興課	三次市地域公共交通再編計画策定業務	・少子高齢化やモータリゼーションの進展により、三次市においても地域公共交通の利用者が減少している。しかし、高齢者等の交通弱者や公共交通の空白地域における交通対策は急務となっており、こうした現状のなか、三次市の地域公共交通の現状調査と今後の再編計画について策定するもの。	三次市地域公共交通会議と連携しながら、作成する計画案の実行に向けた取組を行う。	市民	業務委託による計画策定	現在の公共交通の利用実態等を調査し、より効率的で利便性の高い公共交通システムの新計画案を作成する。	現在の公共交通の利用実態等を調査し、より効率的で利便性の高い公共交通システムの新計画案を作成する。		(1) 計画策定 式			1 策定作業の状況	4	計画策定進捗状況	%		1 計画策定の進捗	4	再編計画案を基に、より効率的な交通体系をめぐらす。	6社の指名競争入札とした。	市民バスの委託運行や路線バスの補助金など、市で行う公共交通の見直しについては市が行う。	路線バスの補助金が年々増加し、財政負担も増大しており、より効率的な交通体系に向けた調査が必要と思われる。	年々増加する公共交通への財政負担削減や、交通空白地域への取組などについては、市民の関心が高いと思われる。	25	B	終了	終了	計画策定により終了	無	無	無					
172	第5 環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	土木課	小規模市道整備事業(道路補修業務謝礼)	市道除草業務委託路線以外の除草作業を地域の団体等が行い、報償費として、除草面積1㎡当り20円を支払う。ただし、除草面積は除草延長に作業幅1m(両側作業2m)を乗じたものとする。作業中の事故補償は、市が傷害保険に加入し対応する。平成22年度 件数627件 除草面積 252km <sup>2</sup> 報償額 51,162千円 平成23年度 件数636件 除草面積 264km <sup>2</sup> 報償額 52,657千円 平成24年度 当初予算計上額 50,000千円	・支払件数・除草実績が増加傾向にあるが、財政健全化に向けて検討する必要がある。 ・高齢化等による地域力低下に伴い、除草要望が増加傾向にある。 ・広島県アダプト制度を参考に三次市独自の制度創設について検討する必要がある。(財政的な観点から)	市民及び市道近隣の地域団体・市道利用者	市道整備(除草等)作業を地域団体に行ってもらい、それに対し報償費を支払う。(年2回を限度)	安全で良好な道路環境づくりと道路安全・美化の向上をめざし、地域の市道は地域で管理できるようにする。	事業継続を図る。広島県アダプト制度の整合性について引き続き検討する。	53,204	(1) 路面補修 件数	627	636	636	実施件数	87,675	(4) 除草面積	㎡	2,518,907	2,635,141	2,635,141	除草総面積	市民参加による道路整備の推進がなされている。	自治連合会等の窓口で受け付けを実施すれば、地域により密着した制度として定着するのではないか。ただし、財政改革との整合を図る必要がある。また、事務のスリム化を図ることが可能。	県アダプト制度をベースに有償ボランティア活動へ移動できれば、大幅なコスト削減が見込まれるが、道路管理者としての責任が問われない。	市道の管理者は市であるため。	地域や各団体の活動の推進に、一定の費用負担を市に求められている。	積極的に地域で道路管理を行うものとする意向があり、市が行うべき意向がある。	20	C	継続	継続	主に地域住民が利用する道路については、除草を含めた維持管理業務を地域で対応する。	3 市民と行政の役割分担の見直し	有	有	2 市民と行政の協働と連携	
173	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通盤ぎづくり	20	土木課	橋梁調査業務	橋梁の寿命は標準で50年とされているが、本市の橋は高度経済成長期後半(1971年～1975年)に建設された橋が多く、これらの橋が更新期を迎え大きな財政負担となることが予想されます。そのような状況の中、「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」に基づき、長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架け替えに係る費用の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性と信頼性を確保することを目的とする。ついでに、本市が管理する市道橋1,210橋及び権限移譲一般県道路線66橋について、平成20年3月に作成された「広島県橋梁定期点検要綱」に基づき、すべての橋梁点検を行う。平成23年度に長寿命化修繕計画(橋長15m以上)を策定した。平成22年度 調査件数 56	橋梁長寿命化計画により、今後60年間で最も経済的に補修した場合でも119億円の費用が必要となる。橋梁点検の結果を市民に公表し、現状を把握してもらい、また市民のサポートも得られる方法を考えていくことが必要である。	市民(橋梁利用者)	橋梁点検の実施	橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る経費の削減と地域道路網の安全性と信頼性の確保を図る。	橋梁点検調査は継続して実施している。平成23年度に橋梁長寿命化計画(橋長15m以上)は策定済み。	12,617	(1) 調査実施 橋梁数	橋	56	110	180	橋梁点検数を指標とする	81,554	(4) 調査対象 橋梁数	橋	1,276	1,276	1,276	調査実施率	橋梁点検を 実施することにより、橋梁の長寿命化と橋梁の修繕及び架け替えに係る費用を削減する。	計画策定により、従来の事後的な修繕や架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えにより、費用の削減を図る。	全ての橋梁1,282橋の点検を職員で実施することに係る職員増や専門研修の実施よりも、専門業者による委託によりコストを削減できる。	道路法に定める道路管理業務である。	地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	老朽化する橋梁の点検及び修繕計画の作成により、地域の道路網の安全性を確保する。	26	B	継続	継続	橋梁調査は、橋梁の維持や安全性・信頼性の確保の観点からも必要な業務であり、行政責任である。	1 積極的な情報公開と市民との情報共有	有	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ				必要性				合計点	H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性							
														活動指標		成果指標		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		社会的ニーズ		市民ニーズ		判断理由											内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
														活動指標(1) 単位あたり コスト	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明																		
174	環境	3 地域交通	3 (交通基盤づくり)	16	土木課	生活道路整備事業	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改良を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。  対象事業は延長20m以上で、舗装新設の幅員0.9m以上、改良の場合は幅員3.0m以上、アスファルト舗装は厚さ4cm以上、コンクリート舗装は8cm以上とし、補助金は原則事業費の5/10とし、上限は50万円。 (ただし、住民税非課税世帯は7.5/10補助 生活保護世帯10/10補助) 平成22年度 10件 4,153千円 平成23年度 13件 5,222千円 平成24年度 25件 10,000千円	生活道路整備補助金の対象となる件数がどれぐらい有るのかを把握することが出来ていない。	市民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改良を行ったものに対して補助金を交付する。	住居への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増	平成21年度に比べ、平成22年度では、申請件数が半減したが、平成23年度も件数の減少が続いたため、事業内容の見直しを検討したい。	5,584	(1) 交付決定件数 箇所 10 13 25	(2) 生活道路整備事業箇所数 451,600	(4) 採択率 % 100 100 100	(5) 補助金交付件数/申請件数	4	4	4	3	3	4	4	22	B	継続	継続	かなりの整備が進んでいると思うが、独居老人や高齢者世帯への介護タクシーや緊急車両の導入などの必要性は高い。	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	継続	補助件数の減少傾向からも、ニーズの把握に努めるとともに、補助の必要性について再検討が必要である。	有	16 受益と負担の適正化									
175	環境	3 地域交通	3 (交通基盤づくり)	16	土木課	交通安全施設整備事業	道路反射鏡、道路防護柵などの交通安全施設整備のため、国から交付される交通安全対策特別交付金を財源として、市内各所に整備を行う。  平成22年度 設置路線数 62路線 平成23年度 設置路線数 66路線 平成24年度 設置路線数 60路線	交通安全対策特別交付金の対象が、新規に設置する箇所であるため、古くなった交通安全施設の整備に利用できない。 また、近年の交通事故、特に通学路における事故が多発しているため、通学路の整備を関係機関と調整し積極的に実施していく。	市民・道路利用者	道路反射鏡、道路防護柵、転落防止柵、視線誘導標、警戒・注意標識、区画線などの交通安全施設整備	交通事故等から未然防止と注意喚起により、安全な交通環境を確保する。	優先順位を定め、計画的に整備実施する。	16,714	(1) 設置路線数 橋 62 66 60	(4) 道路反射鏡、道路防護柵、転落防止柵、視線誘導標等の交通安全施設設置路線数 285,919	(5) 実施延長 m 11,272 11,816 11,000	4	4	4	5	5	5	27	A	継続	継続	交通安全施設整備事業は、安全な交通確保という全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。市民要望も極めて高く、事故防止、安全確保は行政責務である。また、学校、教育委員会、道路管理者、警察が通学路の合同点検を今年度実施し、対応していく。	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	継続	通学路の合同点検の結果を考慮した整備箇所を決定し、より必要度の高い箇所、施設の整備を行う。	有	6 成果の向上(行政サービスの見直し)											
176	環境	3 地域交通	3 (交通基盤づくり)	16	土木課	小規模市道整備事業(維持管理修繕等)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。  路面の穴ぼこ、路肩及び法面崩壊、倒木、積雪などより通行に支障や危険性がある場合、また、通行が困難となった場合には市民生活に支障が出るため、早急に対応する必要がある。建設機械や材料手配、工事の施工などを担当する業者を予め選定しておく、その業者に指示することで、より速やかにかつ的確に対応することができる。  平成22年度 路面保全業務委託指示件数 876件 平成23年度 路面保全業務委託指示件数 734件 平成24年度 路面保全業務委託指示件数 700件	交通量の増大や大型車両の増加により、路面の痛みが激しく維持修繕の迅速性及び確実性が求められるため、職員のさらなる資質向上と自治連合会等との連携による維持管理をしていく検討が必要である。 パトロール等計画的な巡回や効率的な業者委託など方法検討を行う必要がある。	市民・道路利用者	ポットホール(穴ぼこ)補修、崩落土砂除去、倒木処理、動物の死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ	事業は継続して実施する。	336,310	(1) 委託地区数 地区 12 12 12	(4) 旧三次市内5地区各支所7地区 27,915,583	(5) 実施件数 件数 876 734 700	4	3	4	5	5	5	26	B	継続	継続	道路環境の保全と、より安全な道路状態を確保することは、市民生活に直結する事業であり、行政責務である。また、市民ニーズは極めて高い。	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	継続	道路環境の保全と、より安全な道路状態を確保することは、市民生活に直結する事業であり、行政責務である。	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)											
177	環境	3 地域交通	3 (交通基盤づくり)	16	土木課	小規模市道整備事業(道路・橋梁修繕)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。  路面の破損、路肩及び法面崩壊、水路修繕などで、比較的規模が大きく、緊急性も比較的低い箇所、あるいは広範囲で施工することがより有効と判断される箇所については、設計・入札を行い適正価格で高品質の修繕工事を行う。	膨大な修繕要望に当たっては、昨今の工法複雑化への対応及び緊急順位判断の的確・公平性が求められるため、担当職員の更なる資質向上を図るとともに、判定基準となる指標などの作成を実施する必要がある。 コスト重視、容易工法等、従来の手法にとらわれず交通弱者や環境には配慮するなどの時代に即した工事執行を進める必要がある。	市民・道路利用者	市道(橋梁)の維持修繕工事	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ	優先順位を定め、計画的に事業実施に努める。	213,214	(1) 工事箇所数 箇所 92 94 90	(4) 道路橋梁維持修繕工事箇所数 2,706,957	(5) 事業執行 % 100 100 100	4	4	5	5	5	28	A	継続	継続	市道・橋梁等維持修繕事業は、安心・安全な通行確保という、全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。住民要望も極めて高く、事故未然防止等の住民安全確保は行政責務である。	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	継続	市道・橋梁等の維持修繕は、事故の未然防止等の観点から欠くことのできない事業であるが、計画的な事業執行とコスト削減が求められる。	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)												

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H23年度 評価	H24年度 評価	1次 総合評価		2次 事務事業評価		拡大・縮小	改善の必要性								
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度				H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容
178	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	17	土木課	県道改良事業(補償移譲分)	県道35路線の維持修繕を事務処理特例条項の手法で平成17年度～19年10月25日実施。平成19年10月26日からは道路法第17条第2項により県道20路線の管理を開始。(改良事業)平成18年度 5路線6箇所の事業実施 平成19年度 4路線5箇所の事業実施 平成20年度 9路線10箇所の事業実施 平成21年度 8路線9箇所の事業実施 平成22年度 8路線10箇所の事業実施 平成23年度 9路線11箇所の事業実施 平成24年度 9路線11箇所の事業実施予定	社会資本整備交付金が減額される中、また厳しい財政運営の中、優先する路線整備箇所を選定し、住民の理解を得ながら進める。	市民・道路利用者	県道拡幅等による整備	安全、快適、利便性の確保	予算配分の選択と集中	521,282	(1) 道路改良延長 m 1,065 1,486 1,650 県道改良延長	H22 2 842,120	(4) 改良率 % 36 72 74 改良済延長÷総延長	5	5	3	4	5	5	27	A	継続	継続	継続	6 成果の向上(行政サービスの見直し)	6 成果の向上(行政サービスの見直し)												
179	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	市道整備事業	道路新設改良事業については、新市まちづくり計画(H15年度作成)及び新市まちづくり計画事業(H16年度作成)並びに三次市実施計画(H18年度作成)に基づき事業展開を行ってきた。H19年度は、46路線46箇所について事業実施。H20年度は、50路線50箇所について事業実施。H21年度は、43路線43箇所について事業実施。H22年度は、37路線37箇所について事業実施。H23年度は、40路線40箇所について事業実施。H24年度は、36路線37箇所について事業実施予定。	現在、道路改良計画は新市まちづくり計画に基づき平成26年度までの計画を持っていくが、厳しい財政運営の中、より経済的な工法の採用や、生活密着型道路については土地及び立木補償などについては無償提供を原則とした整備手法に協力いただきながら進める必要がある。	市民・道路利用者	市道を拡幅等により整備する。	安全、快適、利便性の確保	予算配分の選択と集中	819,709	(1) 道路改良延長 m 5,629 5,129 3,270 市道改良延長	H22 2 177,494	(4) 改良率 % 31 59 59 改良済延長÷総延長	4	4	4	5	4	4	25	B	継続	継続	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	7 コストの削減(行政サービスの見直し)													
180	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	9	都市整備課	都市計画道路上原万地線整備工事	三次市中心市街地である十日市地区と住居地区である皇敷地区が馬洗川で分断され、皇敷地区から十日市地区へ行く国道183号の鳥居橋・巴橋付近が交通混雑しており、併せて尾道松江線が供用開始になると更なる渋滞が予測される。この為、三次町願万地から十日市上原地区を結ぶ道路・橋を整備することにより、交通量の円滑化を図る。	平成24年度の橋梁橋面工(上部工、橋面工(舗装、照明、防護柵等)が完成し、8月11日全線供用開始により事業終了。	道路利用者	道路・橋梁建設	交通渋滞解消及び安全な通行	なし	919,187	(1) 工事費(橋梁工事負担金含む) 千円 440,494 913,407 567,429 工事費・橋梁工事負担金	H22 2 1,034	(4) 事業進捗率 % 35 81 100 8月11日全線供用開始	5	4	3	5	5	27	A	継続	終了	無	終了	無													
181	第6 都市	3 都市の魅力づくり	(1) 都市のにぎわい・魅力づくり	15	都市整備課	三次駅周辺整備事業	・JR三次駅から市道中原下本谷線までの鉄道と一般国道183号に囲まれた区域と駅南側の一部の区域を含めた約14haを事業区域とし、都市のエントランスとしての交通拠点機能の充実・強化や「ひともの・情報」の交流と賑わいの創出を図るため駅前広場の再整備、交通センターの整備、観光情報施設等を整備する。 平成23年7月に交流と賑わい創出の一環事業として位置づけられていた十日市コミュニティセンターが完成し、地域のみならず様々な団体等が活用されている。 ・鉄道で分断された南北の歩行者動線の安全と利便性を図るため、駅南北を結ぶ自由通路の設置及び駅前広場の整備を平成23年10月から事業着手し平成25年3月末完成予定で事業を進めている。中原踏切内の歩道	・本事業は第1期(平成22年度末)と第2期(平成23年度末)に区分し事業を進めているため、行政と市民との情報共有の推進が必要である。 ・都市のエントランスの役割を踏まえた事業推進が必要である。 ・今後の事業期間内にJRと事業実施に伴う協定締結が必要な事業(駅舎改良、駅前広場再整備、中原踏切歩道拡幅等)を計画しており、早期協定締結に向けた調整と事業(工事)執行が必要となる。	市民・公共交通機関利用者(入込客)	駅前広場再整備、交通センター、観光情報施設、十日市コミュニティセンター(平成23年7月完成)、駐車場、駅南自由通路、駅南広場、駅南道路(自歩道)整備、中原踏切歩道拡幅など関連事業、一般国道183号道路改良事業(広島県)	事業計画の情報発信をHP等を通じて定期的に行い、市民の理解・関心の向上を図り、都市のエントランスとしての利便性向上と賑わい創出に繋げる。	用地買取については、平成23年度に県との事業連携により用地買取に進捗が見られた。平成24年度以降も残案件に対し継続して実施する必要がある。	370,460	(1) 用地取得面積 m <sup>2</sup> 1,559 1,043 173 三次駅周辺整備事業用地(I、II期計)7410.9m <sup>2</sup> (JR用地除く)平成23年度7198.7m <sup>2</sup> 取得	H22 2 151,734	(4) 用地取得率 % 83 97 99	4	4	5	5	5	4	27	A	継続	継続	9 事業の迅速化(行政サービスの見直し)	9 事業の迅速化(行政サービスの見直し)													



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性									
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度								説明	目的適合性			実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市民との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容
182	第6都市	2 高度情報化	(1) 情報発信都市	16	秘書広報課	ホームページ運営	ホームページを通じて、市民はもろろのこと、日本中に向けて(広義には世界中に向けて)、三次市の各種行政情報、観光情報などを、広くタイムリーに情報発信をすることを目的とする。 〔新しい公共(市民との協働)〕 ホームページ運営事業は、様々な行政情報を広く、タイムリーにホームページで情報提供することで、市民などが市政へ理解を深め、「公共」への意識を高め、自ら率先して「公共」を担っていく社会実現に寄与するものである。	ホームページのトップページの見易さ、トップページから各ページへの展開の仕方などについて、少しでも利用者を使いやすいものとするため、研究し改善を加える必要がある。各職員のシステム操作スキルにばらつきがあるため、管理部署である秘書広報課に修正等の負担が大きい。職員研修や日頃の声掛けを視覚よく行うことが必要である。	市民・事業所・市の事業に関連する者・三次市に中心	・正確かつ迅速に情報提供を行う。 ・利用者の立場に立ち、利用しやすいページを作成する。 ・各部署と連携し、適時に情報提供を体制を整える。	市民を含め、当該事業の対象者に必要な情報入手できること。	「ホームページは情報発信・共有の重要なツールで、観光・産業に限らず市の施策・財政状況の市民への提供は重要度を増す」との評価があったが、報道発表をホームページに掲載開始するなど、各種業務の積極的な情報発信に努めた。	7,291	(1) コンテンツ更新回数 回	400	486	612	経費訂正以外のコンテンツ追加及び更新回数(システム上の集計は困難であるため、概算を計上)	22,530	ホームページ閲覧件数	件	2,862,367	2,790,864	2,800,000	市ホームページの全ての階層の閲覧延べ件数	5	情報処理機器によるインターネット環境整備がなされていることが前提ではあるが、ホームページにより発信した情報は、いつでも誰に必要となく、必要となく発信していただくことができる。	4	ホームページの見易さ、トップページから各ページへの展開の仕方などについて、改善の余地がある。	4	システム保守業務委託料とシステムリース料などは、現在のホームページ運営・サービス維持において必要とされているが、その見直し等により、多少のコスト削減ができる可能性がある。	5	市の概要や市の情報等を不特定多数に広く開示することは行政の責務であり、情報を常にタイムリーに開示していただくためには、本業務は本来的に行うべきである。	5	ホームページによる積極的な情報開示と適時・適切な情報伝達は、IT社会の現代において、十分なニーズがあると考えている。	5	積極的な情報開示と適時・適切な情報伝達は、市民も求めている。	28A	継続	拡大	1 積極的な情報公開と市民との情報共有	継続	市民からの意見も参考に、わかりやすく、見たくなるHPとなるよう改善を続けていく必要がある。	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)
183	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	企画調整課	地域インターネット活用	平成16年4月1日の市町村合併により、行政サービスの範囲が広域化した。住民サービスの低下や世帯数減少による集落機能の低下が懸念されるため、速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保するため、補助事業により整備した。現在は本庁・支所・小中学校・情報センターを結び、行政情報LANや基幹業務システム及び教職員LANの重要な通信も担っている。これらの活用、安定稼働のため通信機器等の更新を行う。 また「みよし百年物語(三次市総合計画)」においても、「情報ネットワークによる生活情報の提供」を掲げており、超高速通信ネットワークを活用し、情報提供に取り組むこととしている。 〔新しい公共(市民との協働)〕 整備後、全地域にケーブルテレビの導入が完了した。	導入後8年が経過し、機器の老朽化が進み、各種サーバ、端末、ネットワーク機器等の更新時期となっている。今年度本庁舎から情報センターにサーバを移設するに合わせ、一部のサーバ機器が可能な手段を確保するため、補助事業を行う必要がある。構築時から状況が変わった施設もあり、当時の整備状況の見直しも必要である。新たな高度情報化推進計画に沿って、推進していく。	市民・三次市に中心のある方及び教育・行政	インターネットを通じて行政情報の収集をより身近にできるとともに、TV会議システムにより議会中継を実施する。 ①ウェブページによる、行政情報・子育てに関する情報を収集できる。②TV会議システムにより、議会中継を実施する。③キオスク端末により、観光・イベント情報を発信する。④小中学校のパソコン教室等により、学校内のICT活用を促進する。	各種サーバのOSバージョンアップを行い、セキュリティ強化を実施。第2次情報化推進計画に沿って、公衆無線LAN環境の構築を行っている。	35,357	(1) 光伝送路による接続施設数 回	159	154	153	光伝送路による接続施設数	236,484	(2) イベント中継の実施回数 回	26	29	25	イベント中継(三次市議会等)の実施回数	229,591	(3) 生活情報提供回数 回	335,495	当初の目的どおり、ネットワーク構築を行った。 この事業により、ネットワーク基盤の整備は一定水準に達しているが、住民サービスに必要なソフトウェアの見直しが必要である。 見直しは必要であるが、避難施設等はネットワーク機能を持続させる必要があり、再設備にはさらなるコストが必要となるため、十分精査する必要がある。 コミュニケーションセンターの中に、独自のネットワークを構築しているところもあり、再設備にはさらなるコストが必要となるため、十分精査する必要がある。 市民と行政の情報共有の基礎インフラとして、必要性が高いため、市が提供する必要がある。	4	この事業により、ネットワーク基盤の整備は一定水準に達しているが、住民サービスに必要なソフトウェアの見直しが必要である。 見直しは必要であるが、避難施設等はネットワーク機能を持続させる必要があり、再設備にはさらなるコストが必要となるため、十分精査する必要がある。	3	コミュニケーションセンターの中に、独自のネットワークを構築しているところもあり、再設備にはさらなるコストが必要となるため、十分精査する必要がある。 市民と行政の情報共有の基礎インフラとして、必要性が高いため、市が提供する必要がある。	5	中山間地域や過疎地を抱える三次市においては、高速通信回線に対するニーズが高く、各種事業において有用な期待がある。	4	中山間地域や過疎地を抱える三次市においては、高速通信回線に対するニーズが高く、各種事業において有用な期待がある。	23B	継続	継続	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	継続	地域への行政情報提供などで利用が少なく、行政内部での利用が多い現状を踏まえた上で、本来の目的に即し、電子システムへの抵抗感がある市民に対し電子による情報伝達の利用を促進する施策を展開する必要がある。	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)		
184	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	企画調整課	電子自治体推進事業	行政手続の電子化により、インターネットを利用した手続方法の拡大による利用者の利便性の向上と、事務の効率化を図るものである。また、2006年1月19日政府のIT戦略会議にて決定された。国・地方の申請・手続等のオンライン利用率を2010年度までに50%以上にするという目標(IT新改革戦略)から伺えるように、地方自治体の強制力があるわけではないが、国家的な意味合いも強い。 〔新しい公共(市民との協働)〕 行政側の申請・手続の利用チャンネルの拡大であるため、行政側のサービスの拡充となり市民との協働できる面はない。	工事については、ほぼ全てを電子入札で行っており、バックオフィスシステムについては、最も利用数が見込める採用試験の導入が課題である。また、電子メールで受付を行って手続との差別化が明確でない場合が多く、利用者側メリットが感じられないこともある。施設予約システムについては、システムの利用にある程度パソコン操作が要求されるため、利用状況が指定管理者によるところもある。導入時は、全庁的な意味合いを含め、旧三次の施設に偏らないよう導入を行なったが、利用が見込める施設へ集約する必要がある(施設予約システムは利用施設数で使用金額が決定されるため)。	三次市民等	IT技術を活用し、電子申請・電子入札・公共施設予約システムの利用件数を増加させる。 住民等の利便性の拡大を目的とする。 広島県の決定した玉事業(電子申請利用促進)の追加手続選定)や、他市で追加実績のある手続について導入検討をおこなった。平成23年度は、イベントの告知関係(期間限定)の公開を行なった。	H23～H24について人員費の減が影響している。	5,175	(1) オンライン受付件数 件	1,704	1,526	1,545	H23～H24について人員費の減が影響している。	3,255	(2) 電子申請受付件数 件	23	50	55	水道の手続数が増加している	4	施設予約システムでは、オンライン予約に加え、空き状況の確認が行なえるため、予約申込み、予約管理が効率的に行なえ、施設管理者・利用者ともに利便性が向上している。電子入札システムの利用により開札時に庁舎に出向く必要がなくなった。	2	電子申請の利用件数が増加している。ただし、利用者ニーズにマッチしており、他の自治体でも実績のある採用試験申込みを電子申請システムで公開すれば、利用件数の増加が期待できる。採用試験の協力が必要である。	3	各システムとも、広島県・市町で共同運用システムであり、各システムの利用は明確に定められている。負担の少ないが、コスト削減の余地は少ないが、来年度以降、広島県でシステム更新を予定している。	5	市の行政手続の電子化である。	3	国のIT戦略目標が行政手続のオンライン化を促進しており、国策的な側面がある。	3	施設予約システムは、広島県・市町共同利用で運用しているシステムであるため、システム更新時期が事業廃止の判断時期と異なる。申請の受付だけに主眼を置く場合、電子メールが十分代用品になる。県内で公開されている電子申請についてもほとんど電子メールで代用可能である。ただし、職員採用試験等の需要を見込める手続は、急激な利用増加が見込まれる。	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	縮小	電子申請システムの新規業務への展開は困難な状況にあるため、平成26年度の更新時期までは継続するが、他市の広島県内類似の動向を見ながら縮小の方向で検討する。	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)				
185	第6都市	3 都市の魅力づくり	(1) 都市のにぎわい・魅力づくり	24	地域振興課	三次市ががんばる地域産業施設整備支援事業	・市民が意欲・行動力・覚悟をもって、全庁的協働の取組となることを目標に、歴史・産業・自然・文化・歴史・景観等のすぐれた地域資源を活かし、交流人口の拡大や交流等を通じた地域活力の創出を目指した公益的事業等の創出や展開をする上で必要となる施設整備を支援する。 ・どのような事業を対象とするか明確にする。	新たにに取り組む事業であって、事業実施内容が地域活性化や地域づくりに寄与する公益的事業であること。	市民によって組織された任意の団体や法人等	地域活力の創出	補助認定を申請する事業を評価する会議の開催回数	200,000	(1) 評価委員会 回	4			計画達成率 %	100	年度毎の事業計画達成率	4	市民との協働、新しい公共の観点から、市民により組織された団体等により地域活力の創出をめざした事業を支援する。	3	地域活性化につながるが、公的助成による事業の創出は、民間で行われるべきところであるが、地域活力の創出につながる事業に対して市が積極的に補助を生み出す。	3	本来民間で行われるべきところであるが、地域活力の創出につながる事業に対して市が積極的に補助を生み出す。	3	少子・高齢化社会にあって、地域の抱える課題は多い。	3	地域課題の解決に取り組み、全体的な地域活力の創出に取組む団体の活動が重要である。	20C	拡大	4 内容の改善(行政サービスの見直し)	継続	平成24年度から26年度までの3か年の事業である。平成25年度と26年度は予算額が2億円となっており、事業の拡大が必要である。	有	4 内容の改善(行政サービスの見直し)									

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (No., Division, Category, Start Year, Title, Summary, Objectives, Methods, etc.), quantitative analysis (H22-H24 performance), qualitative analysis (appropriateness, cost reduction, etc.), and overall evaluation (Ranking, Continuation/Expansion/Contraction, etc.).

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					合計点	H2 2年度 評価	H2 3年度 評価	H2 4年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の必要性				
														活動指標		成果指標		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市関与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ		判断理由	内容	有無	改善区分											判断理由	内容	有無	改善区分
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地																		
190	第6都市	3都市の魅力づくり	(2)川の都づくり	21	都市整備課	三川合流部周辺河川環境整備事業	三川合流部は平成9年5月に策定した。三次市三川合流部周辺河川環境整備構想に基づき整備を進めてきましたが、計画策定後10年を経て社会状況等にも変化が生じているため、利用状況や課題、市民の意見等を再整理し、既定構想について見直しが必要になりました。そこで、河川を最大限に引き出し、自然と触れ合う交流の拠点となるような賑わいのある水辺環境を創出するため、河川管理者である国や県の協力のもと、地域住民、関係団体と連携して、検討協議会やワークショップを開催し、計画の策定を行いました。全体で、68項目挙げられており、その中でも、今後5年を目標に事業実施を測るものについては、重点プロジェクトとして、①みよしまちづくりセンター付近の階段護岸の整備、②巴橋周辺の河川環境整備の整備	重点プロジェクトの1つである。八次グラウンド周辺の親水空間の整備については、水辺の楽校プロジェクト事業として行う。そのため、八次子どもの水辺協議会を設立が必要。地元ワークショップを開催し、整備計画を策定する必要がある。その後策定した計画を、国土交通省の整備事業として行うが、国の事業として出来ない部分は、市の事業として整備するかどうか、協議・調整が必要である。	市民	事業実施にあたっては、ワークショップや十分な住民説明等を行い、住民の意見を取り入れた整備を行う。	河川管理者である国、県、市、地域住民がそれぞれ役割分担し、協働して三川合流部の重点プロジェクトの整備及びそれを生かしたまちづくりを行う。	かわまちづくり懇話会を設立した。	133	(1)協議会WS、説明会等の住民意見聴取・意見交換回数	回	8	2	15	国、県、市、地域住民が協働して事業を実施していくためには、ワークショップ、説明会等の住民との意見交換の場を設ける。	14,190,625	(4)重点プロジェクト整備箇所	1	1	整備工事の進捗率がよい	三川合流部周辺河川環境整備計画にそって実施している。	市民が主体となった積極的な取り組みが求められる。ハード整備にあわせてソフト面の取り組みが必要である。	地域住民関係者との協議の上で、アダプティブラバー制度等を活用することを検討していく。	河川区域は、公共性が強く、国又は県、そして市町村をとりわけ整備できない。	従前の計画策定後、10年が経過し、社会状況等も変化していることから、この度見直しを行ったものである。社会的ニーズも高いとされる。	計画策定にあたり、市民アンケートやワークショップを実施し、ニーズを把握し整備箇所として決定したものを三川合流部周辺河川環境整備検討協議会で重点プロジェクト5箇所を選定していることから、	25	B	継続	継続	今後、継続してかわまちづくりを行って行く上では、市民が主体となった積極的な取り組みが求められる。ハード整備だけでなく、ソフト面の実現を図るためには、ハード整備だけでなく、ソフト面の必要となることから、市民の理解と協力が重要である。	有	2	市民と行政の協働と連携	有	2	市民と行政の協働と連携						
191	第6都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	23	地域振興課	三次町活性化事業	平成26年度に全線開通予定の中国横断自動車道尾道松江線の完成を見据え、多くの観光資源を抱える三次町の賑わいと活力を創出することによって、本市への集客力を高めるとともに、地域産業の活性化を図る。このために、行政がすべてを主導していくのではなく、三次町の住民がこれまでのまちづくりや観光事業を見つめ直し、住民同士が議論を重ねていくことで、三次町にとって一番理想的な観光のまちづくりを目指していく。行政は議論の機会を設定し、必要であれば予算的な援助も検討していくことにより、全体的な交流人口の拡大を目指す。	これまでのワークショップは三次地区自治連合会に所属する各種団体から推薦された比較的高齢の代表者によるものだったが、今後は若い世代も巻き込んだ活動にしていける必要がある。また、住民の目指すまちづくりに対し、どのような行政サイドの援助が可能であるかを検討していく必要がある。	地域住民	ワークショップを開催し、住民が本当に求めるまちづくりの計画を策定していく。住民は、その計画に向かって、自主的にまちづくりを行う。	三次町のかつての賑わいを取り戻し、地域資源を活かしたまちづくりを進めること、本市の交流人口の拡大につなげる。	これまで議論を重ねてきたまちづくりの目標と方向性を、三次町の全住民で共有し、同じ目標に向かってまちづくりを進める。	12,015	(1)ワークショップ実施回数	回	7	3	住民によるワークショップを行った回数	1,716,429	(5)対象戸数	2,215	2,215	ワークショップの内容を郵送した三次地区の戸数	中国横断自動車道の全線開通により三次市が通過点になるという危機意識と、三次町の賑わいの再生という目標の両方が、三次町の観光資源に着目し、三次町を活性化させることで、本市の観光産業の発展につなげるという相乗効果を狙う。	これまでの行政依存型のまちづくりを住民主体のまちづくりへと転換させる機会となる。	ハードの施設整備を先行させるのではなく、全住民が同じ目標に向かって進むことができるかを考えることにより、無駄な予算を省くことができる。	過去何度か行政主導で観光化を図ってきたが、完成形を見ることができず、終わってしまっている。可能な限り住民で考え、アイデアを出し、結果が住民に届くという環境をつくること重要となる。	自動車道の開通により山陰と四国が高速道路でつながるため、その中間点として本市が観光人口を取り残される危険性があり、早い段階で集客できる状況を整える必要がある。	人口の空洞化が目立つ三次町のかつての賑わいを取り戻し、若者の定住や、産業を活性化させるという住民のニーズは高い。	この事業で進めたいまちづくりは、住民が主体となっており、三次町の将来像を描き、それに沿って町全体が進んでいくものである。よって、行政も必要を取り組みを行いながら、魅力あるまちづくりを進めていく。	20	C	拡大	継続	この事業で進めたいまちづくりは、住民が主体となっており、三次町の将来像を描き、それに沿って町全体が進んでいくものである。よって、行政も必要を取り組みを行いながら、魅力あるまちづくりを進めていく。	有	3	効率的な組織体制の確立	有	2	市民と行政の協働と連携						
192	第6都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	16	都市整備課	三次町歴史的地区環境整備事業	歴史的なまちづくりとして、平成8年度より官民共同で取り組んでいる。民は歴史的協議会の設立と街なみ協定の締結(約220件)と家屋の修景。官は基礎整備について巴橋～三次町本通り～荒瀬病院～太才神社までの延長約1,400mの電線地中化・下水道・上水道移設・石畳舗装・水路改良・街灯を設置する。ソフト事業として家屋の修景に補助金を出す。事業完了後は、住民が歴史を認識しながら持続可能な街とし、また、市内外の来訪者も三次市の歴史を歩いて楽しむことを目標とする。	地域住民による積極的な歴史的街なみ創り(家屋修景補助)を利用した改修	地域住民	電線地中化・下水道・上水道・石畳舗装・家屋修景補助	中心市街地としての活力を取り戻す。	特になし	5,615	(1)工事費	千円	871	120	12,450	工事費	13,179	(4)事業進捗率	90	91	整備率	平成17・18・19年度で主となる事業(電線地中化・石畳舗装・下水道・上水道)は完了した。	主となる事業は完了したが、現時点ではまだ地域の活性化に至っていないため、地元住民等との協議を行い、ニーズあった整備を行う必要がある。景観的な整備は小さい。	民間ではない。	他都市でも歴史的な街並みを積極的に進めている。	地元とその他地域で整備の二重に大きな差がある。	主たる整備は完了したが、歴史的風情が連続して感じられる箇所がまだ少ないため、小公園・ストリートファニチャーの整備や家屋の修景整備の推進を図る必要がある。	24	B	縮小	継続	主たる整備は完了したが、歴史的風情が連続して感じられる箇所がまだ少ないため、小公園・ストリートファニチャーの整備や家屋の修景整備の推進を図る必要がある。	有	3	市民と行政の役割分担の見直し	有	10	効果の検証(行政評価)						
193	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	管財課	地籍調査事業	昭和40年以降、旧市町村単位で開始年度は異なるが、継続して(途中休止時期あり)実施している。三長坂町は予定を完了している。毎年の土地について、土地所有者等の立会を求め、所在・地番・地目・境界を調査し、境界の位置並びに地積に関する正確な測量を行い、その成果を取りまとめた簿冊(地籍簿)と図面(地籍図)を作成し、所有者等の確認を経て、県の認証後、その成果を法務局に送付することにより、登記簿が書き換えられ、公図に替わる図面として地籍図が備え付けられる。成果は、土地に関する行政の基礎資料として活用されるほか、不動産登記及び課税に反映される。	高齢化・過疎化(不在地主)により急速に山林部の境界が失われているため、山林部を優先して調査を進める。地籍調査担当の後継者育成並びに事業量と人員予算・外部委託等の再検討。主要事業・施策、まちづくり計画、補助金等との整合性。土地情報の共有化に係る関係職員の意識改革と統合型GISの構築と土地空間情報を行政情報として共有できる組織づくり	国土調査並びにはこれに地域準じた調査を行う者等	対象地区内の土地、一筆毎の所在・地番・地目・境界を所有権者等の立会を求め調査し、位置と面積を正確な測量を行い、所有者等の確認を経て、簿冊と図面を作成し、成果を法務局に送付する。	地籍の明確化により、境界紛争の防止、土地取引の効率化、まちづくりや公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、国土の保全並びにその利用の高度化に資する。	更なる外部委託を推進した。各支所配置職員の職務分担を兼ねた。より効率的な事業執行体制を構築している。	248,829	(1)地籍調査対象面積	km2	33	34	33	年度ごとの地籍調査実施面積	7,226,078	(4)地籍調査進捗率	44	47	49	要調査面積に対する認証(完了)面積率	国土調査法や第6次十箇年計画等に基づき実施している。	作業規程準則や同運用基準により細かく規制があり、実施方法の改善には限界がある。また、県の負担金があり、市の要望どおりに縮小することになり、さらに調査期間が長期化する。	外部委託を推進すれば必然的にコストが増加する。コストが上昇すれば、調査面積を縮小することになり、さらに調査期間が長期化する。	国土調査法に基づき事業で、公共性が非常に高い。国・県の負担金は、職員人件費を補助対象にしているため、市以外が実施主体になる可能性は低い。	国土調査の成果は、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくりや公共事業の公平化、課税の公平化、災害復旧の迅速化などに役立つ。	山林部の地籍調査は急務であり、市全体の早期完了を目指するために、山林部を中心に境界情報を早期に調査する必要がある。地域からの要望(陳情・要請)がある。	29	A	拡大	継続	山林部の地籍調査は急務であり、市全体の早期完了を目指するために、山林部を中心に境界情報を早期に調査する必要がある。地域からの要望(陳情・要請)がある。	有	1	外部委託・民営化の推進	有	1	外部委託・民営化の推進					



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性						
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明											目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ
198	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	水道課	16	飲用水供給施設補助金	●飲用水施設補助金 水道事業の計画区域外又は区域内外でも1年以内給水が開始されない区域で、新たにボーリング及び掘井戸方式により生活用水を確保する際の、ボーリング又は掘井戸の費用のほか揚水ポンプ、水質及び水量検査費用の一部を補助する事業。 ●飲料水高硬度対応設備補助金 市が運営する水道又は簡易水道等給水区域内で給水高硬度が高硬度の地域で、軟水器等を設置する費用の一部を補助する事業。 ●三次地区小規模水道施設更新補助金(平成23年12月8日～平成26年3月31日) 地域で管理している小規模水道施設を整備されている地区で、施設の老朽化に伴い更新に要する費用の一部を補助する事業。	今後の水道・簡易水道の整備状況により、制度等の見直しが必要である。飲用水高硬度対応設備補助金については、仁賀浄水場給水系地域の対象事業であったが、24年7月からは灰塚浄水場からの送水開始により高硬度が解消されたため、25年度から事業廃止予定。	市民	対象経費の1/2(半額)を補助。各補助金事業で次の対象経費上限を設定 ●飲用水施設 1～2軒は軒数×80万円、3～8軒は160万円+(軒数-2)×40万円、9軒以上は一律400万円まで ●飲料水高硬度対応設備 軟水器40万円、高硬度対応型給湯器20万円まで ●三次地区小規模水道施設更新100万円まで	生活環境基盤の改善及び定住化の促進	2次評価では、「安全な水の確保のため、事業の継続は必要であるが、内容の改善が必要」との評価となっている。今後は、水道の整備計画を踏まえながら、ニーズに応じた制度等の見直しを実施していく。	11,068	(1) 補助件数 件 34 37 27 補助件数	H22 432,000	(4)	補助により飲用水水源が確保できた世帯数	戸	37 38 27	水源を確保した世帯数	5	5	4	5	3	3	25	B	継続	継続	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)						
199	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	水道課	18	水道営業業務委託	平成18年4月から、上下水道に係るコンストップサービス体制を構築するため、営業業務(窓口業務、検針業務、閉開栓業務、料金徴収業務、量水器管理業務、電算処理業務)の民間委託を実施。さらに、平成18年8月から休日窓口の開設。平成22年度から市内の業者(株式会社暮らしサポートみよし)へ業務委託を開始した。平成22年度から給水装置工事の竣工検査業務、平成23年度から量水器の取替等業務を委託した。 〔新しい公共(市民との協働)〕 地元雇用の創出と地域経済活性化を目的として三次市が100%出資して設立した暮らしサポートみよしに、平成22年度から本業務を委託している。さらに、本業務とは別に、上記のとおり委託範囲を拡大してきたこと	・民間委託が進むにつれて、職員の知識・技術の喪失が進み、委託業務の管理監督能力が低下することが深刻な課題である。このため、職員研修の強化等が必要である。	上下水道を利用している市民	・土日祝日の窓口開設 ・民間のノウハウを活用した滞納者対策等	・土日祝日の窓口を開設することにより、市民サービスの向上を図る。 ・未納・滞納者の対策実施	【前年度結果】引き続き外部委託に取り組むこととし、委託内容を検証し、業務内容の見直しを図る。【その対応】毎月の定例会や受託者からの業務改善提案等を通じて、滞納整理・検針・閉開栓等の業務改善は随時行っている。今後も業務改善は引き続いて行っていく。	46,725	(1) 調定件数 件 314,493 322,049 323,000	H22 155	(4)	土日祝日の受付件数	件	941 914 1,000	土日祝日の開設(平成18年8月～)	5	2	3	2	5	5	22	B	継続	継続	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	有	4	内容の改善(行政サービスの見直し)						
200	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	水道課	16	漏水調査・管路診断(上水道)	昭和39年度に水道事業年度の認可を受け、昭和40年度から水道管敷設工事によって、昭和43年度から三次市・十日市町の一部供用開始を行い、随時管路延長を伸ばしてきた。 また、老朽管の布設替えを行いながら現在に至っている状況であるが、長年の経年劣化により、管の腐食が進行し、漏水を引き起こすことがある。 漏水は、経済的な損失だけでなく、水圧の低下・土壌の流出による道路陥没等の原因となるため、漏水調査を行い、安全で安定した水を確保する必要がある。 また、管路診断により、水道管路に必要な各種情報(水圧・流量方向・漏水情報等)を調査し、水道台帳として情報・機能の確保を行う。 〔新しい公共(市民との協働)〕 特になし	定住環境の整備に伴い、水道事業普及範囲は年々拡大する。	上水道区域の市民	水道管を調査・診断し、漏水事故及び被害を最小限度に抑える。	定住環境の整備(安全で安定した利用ができる水道水の確保)	前年度は「継続」であり、漏水調査や老朽管更新を計画的に行ってきた。今後も計画的に調査を進める。	10,969	(1) 漏水調査・管路診断 業務 2 2 2	H22 5,072,000	(4)	漏水箇所による修繕結果、有収率	%	88 87 88	漏水箇所での修繕結果、有収率	5	4	4	5	3	3	24	B	継続	継続	9	事業の迅速化(行政サービスの見直し)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)						
201	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	水道課	21	簡易水道施設管理業務	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの削減及び支所職員の業務軽減を図るため、平成18年度4月から簡易水道施設の運転管理業務を民間委託している。 また、平成21年4月から、上水道と簡易水道を一本化して運転管理業務を委託している。 水道施設の運転管理及び危機管理に精通した業者へ委託することにより、簡易水道利用者の方へ安全で安定した水を供給できるようになった。 〔新しい公共(市民との協働)〕 特になし	さらに簡易水道利用者の方へ安心して安定した水を供給できるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの削減・残留塩素濃度の管理を行い、警報通報装置の整備や運転管理から情報提供により、機器の更新を的確に行う。	簡易水道利用者の市民	各簡易水道事業の計画により、新しく計画している浄水場・配水池・ポンプ場と、これまでの委託施設と併せ業務内容の適正化を図る。	三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般的な管理業務の他、災害時や事故の未然防止に迅速な対応ができるようになった。	平成18年度から平成20年度までは、南部と北部に分けて委託していたが、平成21年度からはコスト削減のため、南部・北部を一本化し、5年間の委託期間とした。	32,189	(1) 委託件数 件 1 1 1	H22 32,138,000	(4)	有収率	%	85 84 85	ポンプ所・配水池の流量と有収水量の差	4	3	3	3	4	4	21	C	継続	継続	1	2	事務事業の統合(投資的経費の重点化)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)					



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員 人件費含 む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H2 3年度 評価 ランク	H2 3年度 評価 結果	1次 総合 評価	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性									
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	目的適合性										実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	民間の 施設管理の ノウハウを 最大限に活 かすための 市との関与 を少なくし たほうが 良いが、監 視する体制 作り及び技 術力の継承 が課題とな る。	社会的 ニーズ	市民 ニーズ				
																																										4) 委託件数	件	1	1
202	第6	都市	(4) 安全で快適な生活環境づくり	14	水道課	上水道施設管理業務委託	昭和39年度に水道事業運営の許可を受け、浅井戸を水源とする寺戸浄水場が昭和43年度から一部供用開始。平成5年度に向江田浄水場の完成し、水源を灰塚ダム、のり川表流しに求めた。平成18年度には、クリプトスポリジウム対策として、寺戸浄水場へ膜ろ過施設の整備を行ってきた。平成14年度の水道法改正に伴い、第三者委託が可能となり、安全で安定した水道水の供給及びコスト削減のため、民間委託を実施してきた。今後水質に対する利用者の要求度は高まり、高度な技術を取得した技術者が監視することで、水道水の信頼度を高めることができる。 〔新しい公共(市民との協働)〕 特になし	水道給水区域が拡大されるに伴い、管理施設(ポンプ所・配水池)が増加し広範囲となっている。現在給水区域の浄水場の負担割合が寺戸浄水場8、向江田浄水場が2となっている。安全性の確保から6対4となるよう、向江田浄水場の2系列目の着手及び運転時間の延長など浄水量を確保する。	水道利用者の市民	供用開始区域の拡大に伴い、ポンプ所・配水池等が増加したため、今後委託管理施設を追加契約を行ない、水道水の安定供給に努める。	高度な水道施設の運転管理技術を一括発注により、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、向上と生活環境の改善を図る。	平成21年度から簡易水道施設と一体化して、水道施設の運転管理の委託契約を行ない、コスト削減及び上水道・簡易水道施設の運転管理を高水準に引き上げ、さらに安全で安定した水道水を供給するよう五カ年間の契約とした。	38,355	1) 委託件数	件	1	1	1	業務委託件数であり、施設増加・簡易水道施設との一括発注によりコスト変動がある。	4) 有収率	%	88	87	88	区域拡張により、末端部分でのドレン排水	4	3	3	民間の施設管理のノウハウを最大限に活かすための市との関与を少なくしたほうが良いが、監視する体制作り及び技術力の継承が課題となる。	4	社会的ニーズ	市民ニーズ	21	C	継続	継続	水道事業者が、使用料金を受益者から徴収して事業運営しているため、最終的な責任は水道事業者にある。しかし、水道事業者が困難になりつつある現状を踏まえ、水道水を低廉で高品質・安定供給を継続するために、本業務は必要である。				7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)
203	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	15	水道課	公共工事に伴う工事負担金	配水管の新設・増径・更新などの事業(道路改良・下水道事業)と一体化施工を行うことにより、事業費を安価に抑えること及び工事が施工箇所と競合することなくスムーズに進捗することができる。 〔新しい公共(市民との協働)〕 特になし	他の公共工事と一括発注によるものであり、整備に時間がかかると懸念がもたれる。また、水道施設の整備(配水管布設工事)を実施することにより、ライフラインの整備・増径及び生活基盤の改善を図る。	市民	水道施設の整備(配水管布設工事)	他事業と一体化施工を行い、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、向上と生活環境の改善を図る。	継続	103,237	1) 公共工事に伴う工事負担金	件	2	1	1	1件当たり投資した事業費	4) 管路延長	m	2,385	2,725	4,000	負担金により更新した配管延長	5	5	3	水道事業は、市が経営しているため。	5	5	4	27	A	継続	継続	道路改良・下水道事業等他事業と併せ、一体的に上水道管の新設・増径・更新を行うことにより、経費の削減及び施工の効率化を図る。				8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)	有	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)
204	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	16	水道課	上水道整備事業	本市の上水道事業は、昭和39年に創設した。創設後、現在第4期拡張計画を行い、順次給水区域の拡張を行っている。また、給水区域内においても必要に応じて配水管の布設・増径・老朽管更新を行っている。平成23年度は、区域拡張地区として、田幸地区(糸井町・海邊町)・青河地区(栗屋町・河内地区(小文町)・秋田地区)について設計及び配水管布設工事・加圧ポンプ所等の工事を実施した。また、老朽管の更新で、鳥取町の整備を行った。新規に上水道更新事業として、緊急時の対応を考慮し、緊急遮断弁の設置工事を行った。 〔新しい公共(市民との協働)〕	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・老朽管更新)を進めることにより、更なるライフラインの整備・増径及び生活基盤の安定を図ること。	市民	水道施設の整備(区域拡張・配水管布設工事・老朽管の更新)	給水区域の拡大・配水管の整備・施設更新による安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。併せて水道管の維持管理の軽減を図る。	平成22年度末の水道普及率は、91.9%であったが、平成23年度末の普及率は、93.9%であり、2.0ポイント上昇しました。	532,044	1) 事業数	式	1	1	1	本事業に投資した事業数	4) 給水戸数	戸	13,561	13,788	13,900	本事業により給水可能となる戸数	5	3	3	水道事業は、原則として市が経営する。	5	5	4	25	B	継続	継続	水道未普及及び地域の水道施設等の早期整備を行うことにより、ライフラインの整備・増径及び生活基盤の向上を図る。				6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)
205	第6	都市	(4) 安全で快適な生活環境づくり	16	水道課	簡易水道整備事業	簡易水道事業は、水道未普及及び地域の解消及び安全で安定した水の供給ができるよう、君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町において、それぞれ事業推進するものです。 〔新しい公共(市民との協働)〕 特になし	この事業の効果指標には、水道普及率の向上が求められるが、各家庭の接続率が事業進捗率に比べ低い。普及促進の啓発が課題である。また、現在未普及地域は点在しているため家庭が多い。普及促進の啓発を図るかが課題となる。	簡易水道区域内の市民	良質な水質・水量の供給を行う。	平成28年度の上水道と統合や水道未復旧地域解消のため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、地区住民の健康と生活文化の向上を目指すものである。併せて水道管の維持管理の軽減を図る。	平成22年度末の水道普及率は、57.9%であったが、平成23年度末の普及率は、59.4%であり、1.5ポイント上昇しました。	591,632	1) 事業数	式	1	1	1	本事業に投資した事業数	4) 給水戸数	戸	4,546	4,572	4,600	本事業により給水可能となる戸数	5	3	3	水道事業は、原則として市が経営する。	5	5	4	25	B	継続	継続	水道未普及及び地域の水道施設等の早期整備を行うことにより、ライフラインの整備・増径及び生活基盤の向上を図る。また、給水区域の事業面を精査し、事業の見直しを図る。				6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27~30 B:22~26 C:17~21 D:12~16 E:6~11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					合計点	H22年度 評価	H23年度 評価	H24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案					拡大・縮小	改善の必要性
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由								判断理由	判断理由	判断理由				
																																												改善区分	改善区分		
206	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	11	下水道課	下水道接続普及促進事業	公共下水道や農業集落排水施設の管理運営費は、使用料で賄うのが基本である。そのためにも、下水道が供用開始となった区域にお住いの方に対する下水道への接続を早期にしてお知らせが必要である。 具体的には、下水道等事業説明会や供用開始説明会での下水道への接続に向けて住民理解をして頂く活動の継続とともに、昨年度から取り組んでいる、『下水道接続強化キャンペーン月間』といった下水道等供用開始区域にお住いの方、未接続のご家庭を職員が訪問して下水道への接続促進に向けての活動も重要である。 〔新しい公共(市民との協働)〕 激変する財政状況への対応として、受益と負担の適正化が求められている。	下水道への接続は、下水道法では接続義務が課せられているものの、施設を改造して接続工事の経費が必要であるため、社会の経済的な状況などに左右されやすい。昨年度は、1月を下水道接続強化キャンペーン月間として、旧3市内の十日市中・東地域及び三良坂町・吉舎町・甲奴町を対象に下水道への未接続家庭を職員が訪問し、下水道必要性の説明と下水道接続について理解を求めた。自主財源確保がされていない住民・企業に対する加入促進については、粘り強く取り組む必要がある。	下水道事業の目的(汚水を適正に処理することにより環境衛生の向上を図られる)について理解を深め、下水道への接続を促進する。	下水道が利用できる家庭・事業所等がすべて下水道へ接続する。	改善点は特になし。	7,741	(1) 下水道に 関し説明 戸数	戸	367	439	500	下水道の普及促進として、最も有効な啓発手段である。	H22 2,583	(4)	下水道普及率	%	63	67	70	普及率	4	下水道の目的を達成するためには、不可欠なものである。	説明会や戸別訪問は、とても有効な手段である。	普及促進のマンニアル化や活動は成熟しており、コスト削減することは難しい。	民間委託は可能である。	生活環境の向上、保全のため、社会的ニーズが高く必要不可欠な事業である。	学校・地域コミュニティ等で下水道講座を実施するなど市民からの関心度は高い。しかし接続状況は、供用開始から時間や地域による温度差もあり、まちまちである。	21	C	拡大	継続	年暮らしているという金銭的な要因や高齢者のみ世帯者が帰ってこない等の理由で、下水道への接続をされたいご家庭が多く存在している。しかしながら、下水道への接続は、下水道法により規定されており、『下水道接続強化キャンペーン月間』の様な、未接続家庭を職員が訪問して、下水道接続に向けた普及促進の活動を粘り強く進めていく必要がある。	拡大	1-1 外部委託・民営化の推進	下水道接続率の向上は、下水道整備の目的の達成と下水道事業の安定経営及び運営を図るために不可欠であり、強く求められている。このため、引き続き、接続率向上に向けて積極的な普及活動を進める必要がある。	事業規模	6 成果の向上(行政サービスの見直し)				
207	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	下水道課	小型浄化槽設置整備補助金	この事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の健全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、公共下水道、農業集落排水、市町村設置浄化槽対象地域を除く市内全域のうち、住宅に小型合併浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付するものである。 補助限度額 5人槽 469,000円、7人槽 645,000円、10人槽 864,000円となっている。 平成23年度実績 112基、総事業費 65,110千円 〔新しい公共(市民との協働)〕 受益と負担の適正化	県の財政事情の悪化による、県からの補助金は減額傾向にある。 住民に対する補助金は、従来どおりとしているため、財源の確保は必要である。	申請に基づき補助金を交付する。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図る。	平成23年度の評価では、継続と評価を受けている。近年は、年間120基程度の実績であるが、生活環境改善のため積極的に事業を推進していく。	66,557	(1) 浄化槽設置数	基	125	112	150	浄化槽1基あたり事業費	H22 595,432	(4)	浄化槽処理人口(増加分)	人	440	370	500	本事業により浄化槽処理可能となる人口	4	家庭排水を浄化することで、河川等の水質改善をすることにより一定の成果を得た。公共下水道の整備範囲の縮小による代替手段としての、効果は大きい。	市民の快適環境の創造のためには不可欠で、改善の余地はない。	市設置浄化槽設置事業により整備した汚水処理経費と同様の水準になるよう平成22年度より補助金の増額も実施してきており、コスト削減の余地は少ない。	国・県からの交付金・補助金・助成金等も、市の関与は不可欠である。	河川等の水質悪化の進行により、環境意識に変化が現れ、水質汚濁の防止等生活環境の保全の社会的ニーズは高い。	公共下水道等の処理施設のない地域住民の生活環境の改善などで、市民ニーズが高い。	28	A	継続	継続	公共下水道等の整備区域は限定されるが、その区域を除いた地域における水質汚濁防止対策としての浄化槽の設置は、有効な施策である。	継続	無	公共下水道等の計画区域外での生活環境改善のため、計画的に事業を行っていくことが必要であり、その負担(制度)については、他事業とのバランスを考慮して常に検証する。	有	1 6 受益と負担の適正化				
208	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	22	下水道課	公共下水道事業	三次処理区においては、平成2年に事業着手した。平成7年に処理区については平成7年に事業着手した。 三良坂処理区 全体処理区面積 1,010.0ha 80.0ha 現在の認可面積 674.0ha 80.0ha H23年度末整備面積 327.7ha 62.0ha	下水道事業はその整備に多くの財源と工事期間を要することから、各年度の整備施工量を標準化することにより財政負担を軽減する必要がある。	下水道管路網の整備及び汚水処理場の整備	汚水を集合し処理して浄化する公共用水域の汚濁軽減を図り、各家庭および事業所の洋式トイレによるバリアフリー化に伴い市民生活の質的改善を図る。	平成23年度の評価は継続事業となっており、引き続き市民生活の改善及び公共用水域汚濁の改善を図っていく。	1,070,614	(1) 処理区域面積	ha	359	390	423	計画的な面積整備が行われている。	H22 2,723,713	(4)	計画区域内人口	人	21,621	21,657	21,400	区域内人口	5	下排水路化した水路への汚濁水量が緩和され、北満川等の公共用水域において水質改善が図られている。また、洋式トイレの普及により市内におけるバリアフリー化なども進み生活環境が改善している。	市民の快適環境の創造には不可欠で、改善の余地は少ない。	下水道整備コストの軽減を図るため、小口径マンホールの積極的採用のほか傾斜地内の下水道管路急勾配の採用を取り入れるなど改善の余地がある。	下水道法第3条により、市が設置することと規定してある。	住民ニーズも高く早期の管路網整備(面整備)を行い、快適な都市環境及び公共用水域の改善を行う必要がある。	下水道整備を主目的とした都市計画税の導入もあり、早期の整備が必要である。また、快適な都市環境と公共用水域の改善を図るうえでも、本事業は必要である。	28	A	継続	拡大	下水道整備を主目的とした都市計画税の導入もあり、早期の整備が必要である。また、快適な都市環境と公共用水域の改善を図るうえでも、本事業は必要である。	予算額	有	7 コストの削減(行政サービスの見直し)	7 コストの削減(行政サービスの見直し)					
209	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	22	下水道課	浄化槽市町村整備推進事業(和知地区)	本事業は、和知地区農業集落排水事業の補完事業として取り組まれたものである。本制度は、和知地区において農業集落事業の整備効率によりやむを得ず除外された家屋の救済措置として運用されたもので、農業集落排水と同様に生活様式の改善及び農業用水路の水質浄化並びに公共用水域の水質汚濁を防止するものである。	和知地区の浄化槽市町村設置事業は平成24年度までの救済措置であったため、平成25年度以降は個人設置補助事業に移行する。	小型合併浄化槽設置	区域内農業用水路の水質改善及び生活様式の都市化を行う。	個人設置補助事業への移行であったが、集落排水事業の補完としてのものであり平成24年度で廃止とする。	8,135	(1) 設置基数		12	4	13	設置人槽の変化による誤差	H22 1,059,333	(4)	浄化槽処理人口	人	22	8	25	水質汚濁防止となった人口	4	生活環境の都市化や農業用水路の水質浄化及び農業用水路の浄化を図るものであり、改善の余地はない。	和知地区の生活様式の都市化及び農業用水路の浄化を図るものであり、改善の余地はない。	コンパクト型浄化槽の導入を行いコスト削減に取り組みしており、削減の余地は少ない。	和知地区農業集落排水事業の救済措置であり、集落排水と同様の関与が必要である。	公共用水域の水質汚濁の防止効果として期待されている。	公共用水域の水質汚濁の防止効果として期待されている。	23	B	縮小	終了	平成24年度に和知地区の事業完了となることから、救済措置としての本事業は終了する。	無	終了	事業完了により終了	無					

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性						
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明							目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ
210	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	22	下水道課	特定環境保全下水道	布野処理区は、平成12年度に事業着手した。 全体処理区面積 30.0ha 現在の認可面積 30.0ha H23年度末整備面積 20.9ha → 整備割合 69.7%	下水道事業管路網整備に多くの財源と工事期間を要することから、各年度の整備施工量を平準化することにより財政負担を軽減する必要がある。	下水道区域内に居住する市民および事業所	下水道管路網の整備及び汚水処理場の整備	汚水を集合処理で浄化することで公共水域の汚濁軽減を図り、各家庭および事業所の洋式トイレによるバリアフリー化に伴い市民生活の質的改善を図る。	平成23年度の評価は継続事業となっており引き続き市民生活の改善及び公共水域汚濁の改善を図っていく。	37,993	(1) 処理区域面積 ha 21 21 21	(2) 計画区域人口 6,072,946	(3) 計画区域人口 1,150 1,150 1,150	(4) 区域内人口 5	(5) 下水道利用可能人口 1,820,460	(6) 処理区内の整備人口の割合 1,546,143	4	4	5	5	4	27	A	縮小	継続	下水道整備は、快適な都市環境と公共水域の改善を促すことにより市内のバリアフリー化や公共水域の改善が求められる。半面、接続率向上の課題がある。	7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有	7	コストの削減(行政サービスの見直し)	有		
211	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	19	下水道課	農業集落排水水資源統合補助事業(和知地区)	和知地区の農業用排水路は、近年の生活様式の変化により農業用排水路の水質汚濁により、農業生産に影響を与えており水質の浄化が課題となっている。また、農村部においても都市と同様の洋式トイレによる水酸化等により生活環境の改善並びに定住環境の促進を図る必要がある。 また、集合処理による汚水処理は組織された地区事業推進組織により、短期間に地区の水酸化及び用水路等公共水域における水質改善を図ることを目標としている。	限度工期であった。平成24年を達成する見込みから特に課題はない。	地区内の住民	各戸までの下水管路網整備及び汚水処理施設の整備	本地区の地区住民の生活環境の改善及び農業生産の為に汚水処理の水質改善	継続事業となっており、計画通り平成24年度完了を行う。	472,171	(1) 管路延長 m 2,960 5,740 5,755	(2) 事業の計画的進捗度 104,067	(3) 早期の供用開始による目標成果の達成 273	(4) 水酸化人口 82,260	(5) 水酸化割合 32	(6) 目標の達成率 85,428	5	5	4	5	28	A	継続	終了	事業の限度工期は平成24年度となり、本年度で事業終了となる。	無	無	無	無	無				
212	第6都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	22	観光交流課	みよし田舎ツーリズム協議会補助事業	三次(地域)の宝(自然、祭、町並み、人材)を掘り起こし、みよし(地域)の人々が楽しみながら、みよし(地域)の経済的活性化や地域活性化を図り、来られた人々にみよし(地域)や、三次産品のファンになっていただき、定住や新規就農を図ることを目的として、平成22年度に設立するための準備会を立ち上げ準備を続けている。平成24年度には協議会への移行を目指している。 〔新しい公共(市民との協働)〕 中山間地域の田舎ならではの魅力を都市住民にアピールし、これを観光資源として活かす取組は市民との協働活動である。またこの活動を自立させることができれば新しい公共となると思われる。	協議会へのスムーズ移行と自立運営。 ・この協議会を長期的に維持し、本協議会が経済・行政・波立準備会(協働)を支援・補助する。	協議会が実施する田舎ツーリズム活動を支援・補助する。	実施主体である協議会を中心に地域の経済的活性化や社会的活性化を図る。また、来られた人々をみよしや三次産品のファンにし、定住や新規就農を図ることで地域の活性化につなげる。	準備会には11団体の加入となった。自立した活動になるための検討を行っている。	6,723	(1) 旅館業の認可件数 件 3 20	(2) 参加者数 200	(3) 農家民泊などの田舎体験参加者 4	(4) 参加者数 2,241,000	(5) 参加者数 463,400	(6) 参加者数 4	3	2	3	3	18	C	継続	継続	行政のかかわり度合いを下げ、将来の自立した運営に向け必要と考える。	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)	有	8	設立した協議会が自立した運営、活動を行えるよう、サポートする必要がある。	有	3	市民と行政の役割分担の見直し	有	
213	第6都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	観光交流課	宅地購入・新築奨励金事業	市外住民が三次市に居住するための支援の一つとして行う補助事業で、三次市移住者に対し固定資産税納税額を向こう5年間補助するもの。 ○宅地購入奨励金は、市などの所有する対象分譲地を購入された場合の土地に係る固定資産税の納税額 ○新築奨励金は、新築または購入された場合、家屋にかかる固定資産税の納税額 いずれも市外からの移住者で、移住した日から1年以内の人 〔新しい公共(市民との協働)〕なし	効果の検証を行いながら制度内容の見直しと、将来に向けて継続していかどうかの検討を始める時期が来ている。	全国の本市移住希望者のうち制度の対象者	所定の要件を満たすものに宅地奨励金、新築奨励金として補助金を支払う。	多くの人に三次市を選び定住していただく。	利用者の意向調査や他市の定住施策の研究は実施していない。	6,126	(1) 補助金申請数 件 60 76 100	(2) 新規該当件数 5	(3) 新規該当件数 16 19 24	(4) 申請者には家族がいるものがほとんどであり、定住人数では左記数字の2倍以上の人数になる。 65,567	(5) 申請者には家族がいるものがほとんどであり、定住人数では左記数字の2倍以上の人数になる。 80,605	(6) 申請者には家族がいるものがほとんどであり、定住人数では左記数字の2倍以上の人数になる。 91,972	3	3	3	3	20	C	継続	継続	財政規模の縮小が予想されること、移住者への将来的な支援方法を検討する必要がある。	4	内容の改善(行政サービスの見直し)	有	4	他市の定住対策との比較や、この制度を活用した転入者から聞き取りして事業の検証を行い、より三次市を選んでもらって研究を続けていく必要がある。	有	10	効果の検証(行政評価)	有

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事務事業費(千円)(職員人件費含む)																2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性												
													定量分析						手段の適切さ				市の役割			必要性																	
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地				市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	H22年度評価	H23年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性
214	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	22	観光交流課	地域おこし協力隊事業	3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住居を概ね1～3年間本市に居住させ、農村水産業、水源保全・監視活動、環境保全活動及び住民の生活支援並びに地域おこしの支援を行い、最終的に協力隊員が本市に定着することを目的とする。 現在、神杉・青河・和田の3住民自治組織に2名が、川西自治連合会に1名の計3名が4地域で活動している。 〔新しい公共(市民との協働)〕 協力隊の地域おこし活動が、今後の各地域の新たな公共の取組のきっかけづくりを行うことになれば良いが、今は余力がないためこまごまで手を広げられない。	地域おこし協力隊員が地域住民の要望に応えられるか、新たな視点でまちづくり活動ができるのか、地域の期待が大きい。隊員に対する地域住民のニーズと隊員の長所や特性をうまく融合させながら、任期後の定着につなげられるよう支援していく。	受入地域(住民自治組織等)のまちづくりビジョンを進めていく担い手としての具体的な活動を推進し、地域の活性化を促進する。	隊員が地域へ溶け込み、地域住民の期待に応えられ、将来的に地域に定着できるように受入団体や隊員とともにフォローを行っている。	1) 協力隊員人数 人 3 4 4	4,718,333	4	受入団体数	4	5	4	受入団体数	3	4	4	4	5	2	20	C	継続	継続	地域に相違した活動を進めるには隊員との信頼関係が築く必要があるがこれには時間がかかる場合もある。また本事業は短期間で成果ではないので長期的な検証が必要であると考えている。	有	2	市民と行政の協働と連携	有	継続	10	効果の検証(行政評価)							
							2) 24,224	6,056,000	5																																		
							3) 5,498,700	6																																			
215	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	観光交流課	定住相談会	他会の田舎暮らしを見てみたい方々に三次市の魅力を伝え、三次市に定住してもらおう活動を行っている。 都市で開催される定住フェア(相談会)に参加し、三次市の各種施策、豊富な自然、企業情報などの魅力を紹介する。 〔新しい公共(市民との協働)〕なし	他の多くの市町も同じ目的を取り組んでいる。他とは違う三次市独自の魅力を紹介しなければならない。	市外の移住希望者(特に都市部)に直接来て、三次市が住みやすい魅力ある場所だと伝える。	都市住民との交流や定住による地域の賑わいを創出する。 今年度は関東地方(東京)で開催される定住フェアに参加し、三次市の魅力ある定住施策の説明と併せ、災害の少ない地域であることもアピールする予定にしている。	1) 相談会の参加回数 回 3 3 2	94,667	4	相談者数	人	10	15	20	相談者数	4	3	3	2	19	C	継続	継続	都市住民に三次市の魅力を直接会って伝えることは重要であるとして人口増加は地域の活力につながるから市民ニーズは高いと思われる。	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)	有	継続	8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)									
						2) 190	63,333	5																																			
						3) 212,860	6																																				
216	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	観光交流課	空き家バンク登録・紹介事業	市内の空き家を市外などからの移住者に提供するため、バンクへの登録と移住希望者への紹介を行っている。 定住される方の住居としての有効利用を行い、市民と都市住民の交流の拡大と定住促進、地域の活性化を図る。事務作業は、バンク登録を希望される所有者から申請を受け、バンク登録しデータベース化する。また、空き家の利用希望者が相談に来たらデータベースの中から条件に合致するものを紹介する。 金銭的な支援として、空き家バンクに登録された物件を市外の方が移住目的で購入し、リフォームする場合には150万円(補助率2/3但し、小学以下の子同伴の場合は補助率10/10)を上限に補助する。	空き家の利用希望者と比較して登録物件数は少ない。空き家所有者にこの制度を知らせることが課題である。 所有者に直接知らせるのは難しいので地域の人口の口コミが頼りである。利用希望者の増加とともに補助金の申請も増えている。多額の金に支援するため上限額を下げることを検討してゆく。	空き家をバンク登録し、それを空き家利用希望者に提供する。利用を促進するため空き家購入者にリフォーム代の一部を補助する。	三次市に存する空き家の有効利用をとおして、市民と都市住民の交流の拡大と定住促進、地域の活性化を図ることを目的とする。	1) 空き家バンク登録物件数 件 14 26 35	501,214	4	空き家利用人数	人	25	30	空き家バンク物件に居住した人数	3	3	3	4	5	5	19	C	継続	継続	高度な技術が必要としないことから部分的には民間への委託が可能と思われる。空き家バンク利用が増えることから、補助制度について上限額や補助率の低減などより多くの利用者に行き渡るよう検討する余地がある。	有	1	外部委託・民営化の推進	有	継続	3	市民と行政の役割分担の見直し								
						2) 9,671	371,962	5																																			
						3) 補助金交付件数 件 4 5 5	421,943	6																																			
217	第6	都市	(5) 魅力ある地域づくり	24	企画調整課	地域大学等連携事業補助金	三次市の住民自治組織、NPO法人等の団体10人以上で構成される地域資源の掘り起こしや魅力向上のために取り組まれているが、地域が抱える課題の解決に向けた中長期的な計画・体制づくりが必要である。一部の地域では、大学・学生との連携が継続した取組に発展しつつあり、本事業を契機として、今後はより広がりがある取組となるように、側面的な支援を継続していく必要がある。	(住民自治組織、NPO、市民等)を核に10人以上の市民	総事業費の2/3以内(上限20万円)の補助金を交付する。職員は、必要に応じて、コーディネーター的役割を担い、進捗状況等の確認を行う。	包括連携協力協定を締結している大学等と位置づけ、大学等との連携を通じて、魅力ある地域づくりを促進し、住民満足度の向上を図る。	1) 補助金交付件数 件 5 5 5	262,000	4	参加人数	人	737	1,364	1,000	実績報告書記載の事業参加人数	4	3	1	18	C	縮小	終了	補助金交付から、コーディネーター的役割の担い手方転換すること、市民自身がより主体的に地域づくりに取り組むことは、社会的ニーズに合致している。	有	5	終期の設定(行政サービスの見直し)	有	終了	5	終期の設定(行政サービスの見直し)									
							2) 1,268	253,600	5																																		
							3) 272,680	6																																			

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H23年度 評価	H22年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案	拡大・縮小	改善の必要性															
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明											目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ									
														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											14	15	16	17	18	19	20								
218	第6都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	企画調整課	公共事業評価	公共事業評価とは、公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に①事業採択後5年が経過してなお未着工の事業、②事業採択後5年が経過してなお継続中の事業、③国のために事前評価が必要な事業等の何れかに該当する事業を対象に公共事業の再評価を行うものである。評価は、学識経験者・市民代表等5人の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において行う。そこでは、主に「事業進捗状況」「事業をめぐる社会経済情勢等の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の視点からの再評価を行う。 〔新しい公共(市民との協働)〕 公共事業評価監視委員会の委員に市民代表者を追加する。	費用対効果を検証するにあたって、費用対効果算出マニュアルだけでなく、実勢価格や近隣の市町の見積金額など現状と比較検討もしていく必要がある。	市民	学識経験者2人、市民3人からなる公共事業評価監視委員会を構成し、市民代表等5人の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会を構成する。	公共事業の無駄をなくし、市民のニーズにあった公共事業を行うことにより、住民満足度を向上させる。	引き続き、市民への周知のためホームページに掲載した。掲載にあたっては極力平易な言い回しになるように努めた。	186	(1) 委員会開催回数	1	1	1	平成24年については対象事業がないため、委員会は開催しない。	187,000	(4) 評価事業のうち、事業継続を受けた事業の割合	100	100	100	平成24年度については対象事業なし	4	3	4	費用対効果を検証するにあたって、実勢価格や見積金額等を参考資料として、事業の妥当性を判断する材料をより分かりやすくしていく必要がある。	3	4	再評価を行う事業が国補事業に限定されていることから、さらなる範囲を広げることによって住民満足度を向上させる余地がある。	4	現在の三次市の条例では、市が第三者委員会を設置することと定められているが、将来的には評価NP0等が担っている領域であると考える。	5	3	23	B	継続	継続	現在の社会情勢を鑑みると、公共事業評価に対する社会的ニーズは高いものと思われるので、継続して事業を行う必要がある。評価そのものについては専門性が高く、わかりやすい情報開示に努めていく必要がある。				1 積極的な情報公開と市民との情報共有							
219	第6都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上		企画調整課	主要事業提案	県選出国会議員・国の関係省庁・県知事及び関係部局に対して、次年度の本市に係る国・県及び市の主要事業(国・県道改良、駅前周辺整備事業等)や制度(農業体質強化基盤整備事業)の平成26年度以降の継続の提案活動を行い、早期の事業実施、完了、制度化を実現し、市民サービスの更なる向上を図る。 〔新しい公共(市民との協働)〕	提案項目については、施策項目に基づき、重点項目を絞り込み提案することにより、確実かつ手ごたえのある提案活動をする。より有益な活動となるため、提案を受ける側との連携や提案内容の共通した課題認識が必要である。県への提案について、湯崎英彦 広島県知事は単なる要望でなく、三次市からの提案を求めており、来年度は、市関係部局内でしっかり協議し、県知事を納得させるような内容を構築する必要がある。	市民	市の関係部局が事業推進や制度等についての提案書を作成し、県選出国会議員や国の関係省庁、関係部局に対して、市長、副市長、議会議長、関係部局長が提案活動を行う。	国・県に対して主要事業の提案を行い、早期の事業実施等を推進することにより、市民サービスの向上し、市民の満足度を上げる。	844	(1) 主要事業提案箇所	7	7	8	県選出国会議員、関係省庁、中国地方整備局、三次河川国道事務所、広島県庁、北部農林水産事務所、北部建設事務所	125,571	(4) 提案件数	24	27	36	施策に基づいた効果的な提案活動を実施	5	4	4	国・県に対して積極的に提案を行うことで主要事業の推進の成果があるが、手段の改善余地は小さい。	4	5	現在のコストは、提案活動に関する旅費であるためコスト削減の余地が小さい。	5	5	市のトップセールスの場であるため、市(市長等)が実施し、効果が大きい。	5	5	28	A	継続	継続	具体的に要望が採択されたりした事例もあり、また国や県の機関との意思疎通も図られ、事業がスムーズに推進することができているため、今後も継続する事業である。				8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)							
220	第6都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	19	市民生活課	土・日曜日窓口業務	平日の来庁が困難な住民への利便性の向上を図るため、全ての土曜日・日曜日の午前8時30分から午後5時15分までを開所時間として、各種証明の交付や住民異動届の受付、パスポートの申請、交付など9項目の業務を行っている。平成23年度の実績は、来庁者数3,794人、処理件数4,717件で、1日平均約36人、45件の処理件数で、前年度と比較すると若干ではあるが増加している。土・日曜日窓口業務を行っていることが市民に定着してきており、平日の来庁が困難な住民には大変好評である。	住民の要望は増加傾向にあり、実施している9業務以外の業務についても検討する必要がある。また、今後の1 現在の9業務以外の業務を実施していくのか 2 窓口業務は市民窓口で行っているが、サービス窓口を拡大していくのか 3 支所を含めた全庁的なサービスへと拡大していくのか	特に勤務等で平日来庁が困難な方を対象	戸籍謄本・抄本、住民票等の各種証明書の交付や住民異動届の受付、パスポートの申請受付・交付等の9業務の窓口サービスを実施	住民の必要性に対応した行政サービスの提供	引き続き実施	2,216	(1) 対応件数	4,378	4,717	4,720	土・日曜日業務対応件数	504	(4) 来庁者数	3,659	3,794	3,800	土・日曜日来庁者数	4	4	5	平日の来庁が困難な住民の利便性の向上においては、的確な方策である	4	5	全庁的な見地からの実施方法の検討の余地はあるが、サービス要望が多い業務を実施している	5	4	職員2名は振替休暇で大半を対応しているが、3月・4月の転入・転出手続きが集中する期間のみ1名の増員、時間外対応としている。他に1名の臨時的任用職員を雇用するなど、最小限の人数・経費で対応している。	4	4	特に、3月・4月の転入・転入手続きが集中する期間においては要望が多くなる	4	4	26	B	継続	継続	市民に定着している。特に転入・転出手続きが集中する時間帯は、利用者が大幅に増加する。				4 内容の改善(行政サービスの見直し)			
221	第6都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	市民生活課	総合窓口(ワンストップサービス)	より質の高い市民サービスの提供を目指し、市民ニーズにワンストップでサービスを提供することにより、住民負担の軽減と満足度のアップを図る。	各部署に関する知識を要するため深い知識の習得が必須となる。そのためには研修等による職員の資質の向上を図ることが重要となる。また、部署間の連携や総合窓口で対応する業務の再整理を行うことも必要である。 窓口の基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図ることも大切である。	各種手続き・届出・証明書交付申請書等のために来	総合窓口において市民が要望する業務が完結できるよう、広範囲なニーズに対応できるようにする	複数の部署に関連する手続きを完結して総合窓口において完結できるようにする	引き続き実施	76,922	(1) 年間処理件数	59,494	56,872	59,494	手数料を徴収した処理件数	1,279	(4) 証明手数料等	23,890	23,148	23,890	徴収した発行手数料	3	3	4	総合窓口において、住民要望の大半は対応できるが、詳細な内容と担当部署の対応が必要となり、内容に関する部署へ移動していただくケースもある。	3	4	住民ニーズは高度化・多様化する傾向にあり、時代に即した体制の整備と民間のサービス提供感覚を取り入れることも必要と考えられる。	4	5	サービス提供者は職員であり、経費の大半は人件費である。更なるサービス向上を図っていくためには職員の確保や資質の向上は必須項目である。現在の職員配置がほぼ限界と見られる。	4	4	全ての業務は、法に基づくものであり、特に個人情報に関する業務であり、市が実施している。	4	4	一つの窓口において住民要望を完結することは、重要な市民要望の一つである。	4	4	23	B	継続	継続	住民要望は多様化する傾向にあり、他部署との連携を含めた体制の整備と民間のサービス提供感覚を取り入れることが求められる。				8 事務事業の効率化(行政サービスの見直し)



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A27～30 B22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with 20 columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対称等, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位数, H22年度, H23年度, H24年度, 説明), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性), 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, H22年度評価, H23年度評価, H24年度評価, 1次総合評価 (判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (有無), 2次評価事務局案 (判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (有無).

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11 ※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H2 2年度 評価	H2 3年度 評価	1次 総合評価		2次 評価結果		拡大・縮小	改善の必要性										
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度				H24 年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容		
226	第6都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	24	企画調整課	総合計画策定事業	現行の三次市総合計画を見直し、平成26年度からの新三次市総合計画を策定する。策定期間は、平成24年度～25年度とする。 〔新しい公共(市民との協働)〕 新総合計画では、まちづくりの担い手が行政のみでないことを、より明確にすることを想定しており、計画策定段階からの市民参加により、市民目線のみならず、主体としての市民の考えを盛り込んでいく。	より多くの市民意見の聴取を図るため、多様な対象、手法を検討する。	市民、地域、行政の三者を主体として策定する。行政内部では策定委員会(委員会、幹事会、ワーキンググループ)を設置する。	策定段階から参加することで、現在・未来の三次市のまちづくりへの関心を喚起し、主体的な行政参加を図る。	前年度評価なし				1 策定業務 式	4	4	100	計画策定業務であるため、活動指標として一式とした。	17,260,000	4	5	6	5	5	3	3	5	5	5	26	B	継続	策定は継続して行う必要がある。改善としては、より多くの市民意見の聴取を図るため、多様な対象、手法を検討する。	2 市民と行政の協働と連携	2 市民と行政の協働と連携							
227	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	23	総務課	新庁舎整備事業	新市庁舎は、昭和60年築の東館と併せて、多様化・高度化する行政需要に対応してきた。しかし、建物の面積が狭小なことから、福祉・子育て部門を福祉保健センターへ配置するなど本庁舎外に分散配置せざるを得ない状況が続いており、効率的な行政運営及び多様な市民ニーズへの対応が十分に果たせない状況になっている。さらに、特に建築後約57年を経過する本館は、施設の老朽化による耐震性への不安から、市の行政運営並びに防災・災害復興拠点として、果たすべき役割が十分に担えない状況となっている。新市まちづくり計画の計画期間の終了が迫る中、合併特別債を活用して平成26年度末までに現在の本館に代わる新庁舎の建設を行う。H23～H24、基本設計及び実施設計を行う。	新庁舎建設事業の最大の目的は、来庁者の利便性の向上である。このため、今後も継続使用する東館との一体的利用に配慮するほか、1階・2階の部署の配置については、今後の組織・機構の見直しを見込むほか、民間委託の導入、フリーアドレス制などの業務改善についても検討を行う必要がある。	来庁者の利便性の向上を図るため、分散している部署の集約を行う。	来庁者にとって利用しやすく、行政サービスが効率的に提供される役割をめざす。	1				1 市民懇話会開催回数	4	4	1	新庁舎建設基本計画に市民等の意見を集約するための設置した市民懇話会の開催回数	10,994	2 広報および記事掲載	4	6	200	延べ人数	5	4	5	5	5	29	A	継続	三次市新庁舎建設基本計画の基本理念である「市民ニーズに対応した行政サービスの提供」、「市民生活のセーフティネットとしての役割」、「市民協働の推進」等を実現するため、新庁舎建設を進めていく必要がある。	2 市民と行政の協働と連携	2 市民と行政の協働と連携							
228	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	24	総務課	職員研修	研修を実施したからといってすべての職員が活性化するのは限らない。実際に意識が変わり、行動が変化した職員をフォローしていくことが、いっききと働くことが、持てる力を最大限に発揮できる組織の構築と常に市民と共に歩み、自ら考え行動する職員の育成をめざす。 特に平成24年度は、組織の要である課長級職員に焦点を絞り研修を集中的に実施していく。 〔新しい公共(市民との協働)〕 市民と共に「新しい公共」を担う職員の育成	研修を実施したからといってすべての職員が活性化するのは限らない。実際に意識が変わり、行動が変化した職員をフォローしていくことが、いっききと働くことが、持てる力を最大限に発揮できる組織の構築と常に市民と共に歩み、自ら考え行動する職員の育成をめざす。そのため、年間3回課長級職員研修を実施し、都度チェックポイントを設け、浸透度と実践度を確認していく。	課長級特別研修・部長級対話会・課長級マネジメント一般研修・専門研修・新規採用職員特別研修	一人ひとりの職員が、いっききと働くことが、持てる力を最大限に発揮できる組織の構築と常に市民と共に歩み、自ら考え行動する職員の育成	【前年度の結果】 職員研修は継続する必要があるが、その前段として職員の意識付けが必要である。研修を実施し、研修成果を明確にし、研修成果を明確にする体制づくりが重要である。	1 研修出張回数	382	238	159	専門研修などへの出席回数	52,521	4	4	382	238	159	専門研修などへの出席回数	19,940	2 研修回数	7	7	7	5	4	5	28	A	継続	今年度の独自研修は、課長級職員にフォーカスして絞り一点集中で行っている。効果を見定めるためにも、持続して行う必要がある。	10 効果の検証(行政評価)	10 効果の検証(行政評価)						
229	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	メンタルヘルス対策事業	職員のメンタル部分の健康管理を行い、心身ともに健康で働きやすい職場を作る。メンタルヘルスに対する知識と対応策についての理解を深め、長期病休者対策を妨ぐべく、平成23年度は、全職員を対象にこころの健康診断を実施した。その結果に基づき、特に課長級職員の対応力の充実を図るため、平成24年度は、課長級職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施する。また、毎月1回の臨床心理士による相談事業を実施し、個別相談に応じる。 〔新しい公共(市民との協働)〕 市民と共に「新しい公共」を担う職員の育成	メンタルヘルスへの理解を深め対応策を習得する研修は引き続き実施していく。対応の中心となるべき課長級職員研修の充実を図るべく、すでに一定の理解は深まっており、研修による対象は限界があると考えられる。病休者の原因や状況は様々であり、一律な対策が必要がある。	メンタルヘルス研修会の開催・メンタルヘルス相談事業の実施・病休中職員への相談対応	職員の心の健康管理を推進し、メンタルヘルスが、研修や啓発を進めることとされ、引き続き研修を深める。また、現在病休中の職員の早期職場復帰をサポートする。	引き続きより良い方策を構築し、研修や啓発を進めることとされ、引き続き研修を深める。また、現在病休中の職員の早期職場復帰をサポートする。	1 研修実施回数	5	7	1	全体研修の回数	242,200	4	4	12	18	14	病休者数、日数とも増加傾向にある。H24年度も引き続き長期病休者を減らす取組を実施する。	2,974	2 相談事業実施回数	11	12	10	メンタルヘルス個別相談事業の回数	424,857	5	5	5	3	3	5	4	24	B	継続	メンタルヘルス問題への対応策としては、一律かつ確実な方策はなく、変化を促す環境・実態に即した試行錯誤を繰り返していかざるを得ない。しかし、喫緊の課題であり、常により良い方策を研究し、実行していく必要がある。	14 職員の人材活用と育成	14 職員の人材活用と育成

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	定量分析										手段の適切さ			市の役割			必要性			合計点	H22年度評価	H23年度評価	H24年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業			拡大・縮小	改善の必要性					
													活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ								判断理由	内容	その他内容			改善区分	判断理由	内容	その他内容	改善区分
230	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員意識	改革	総務課	育成型評価制度	現在、過去において運用していた人事評価制度の運用を停止し、新たな評価制度を構築しているところである。構築の経緯については、納得度の高い人事評価制度にしたいという観点から、コンサルタントから良いパッケージの商品を購入して導入していくという観点から、制度の内容についても自分たちで対話をしながら素材を出し合い、そうした素材を元にコンサルタントと協力しながら制度を設計しようとするもの。 〔新しい公共(市民との協働)〕 「新しい公共」を推進する職員意識の向上を図る。	制度導入の際には、導入することが目的とならないように、「ありがたい姿」を持ちながらそこに近づけるための対策が重要である。そのための方法の一つが、課長級職員に対する研修である。また、研修効果を持続性のあるものにするために「実践計画書」を作成することを義務づけたり、総務課としてどのような支援が良いか検討していく必要がある。	職員	・育成型評価制度構築に係る業務委託 ・課長級特別研修 ・部長級対話会	一人ひとりの職員が、いきいきと働くことができ、持てる力を最大限に発揮できる組織の構築。常に市民と共に歩み、自ら考え行動する職員の育成			(1) 課長級職員数 人 46 (2) 111,609.4 (3) 5 (4) 6	特別研修により評価を試行する課長級職員数	特別研修により評価を試行する課長級職員数	5	4	4	5	4	4	4	5	4	4	26	B	継続	今年度から新たに評価制度を設計するため、継続的に実施し、来年度からの運用を目指す。				14職員の人材活用と育成	有	14職員の人材活用と育成												
231	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	文書管理システム	文書管理システムにより、行政文書の供覧、決裁文書のペーパーレス化、スピードアップを図る。 決裁のスピード化を図ることを図る。 行政文書を電子保存することにより、将来的に市民からの情報公開請求への迅速な対応など効率的な市役所づくりを目指す。	文書管理システムの安定運用を行うためにサーバー機器更新が必要である。(11月に実施予定。)	市民(職員)	文書管理システムの安定運用及びバージョンアップ。書庫管理システムによる行政文書保管。	行政文書の供覧、決裁、保存の電子化を行い、決裁のスピード化を図ることにより効率的な行政運営を図る。	文書取扱主任連絡会議を開催し、システム操作の向上、書庫管理運用についての研修を行った。また、文書管理システムのスピード化を図るため、システム表示を変更し運用を行っている。		(1) 職員操作研修 回 3 3 (2) 文書取扱主任連絡会議 回 2 2 (3) システムバージョンアップ % 90 95 95	初任者を対象に基本的な操作を中心に行ってきた	文書取扱案件数の電子化を図るため、年間取扱案件数の統計化を図った。	文書取扱案件数の電子化を図るため、年間取扱案件数の統計化を図った。	3	3	3	5	4	4	4	22	B	継続	平成19年度運用開始から6年目を迎え、職員がシステム操作が定着し、安定的な運用が図られている。一方でシステム利用によるデータの蓄積や、サーバーへの負荷等がシステム動作が遅くなる傾向が見受けられ、ハード面の改善が必要となる。今後行政文書の適正管理を中心に、バージョンアップ、サーバー機器更新を行い、引き続き目的を達成する。				8事務事業の効率化(行政サービスの見直し)	有	8事務事業の効率化(行政サービスの見直し)														
232	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	11	行革推進特別対策本部	行財政改革の推進	未来の三次市民に夢の持たせたい。限られた資源を有効に使い、創意工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、「組織や事務の簡素効率化による財政基盤の強化」と「市を構成するみんなの役割分担による「新しい公共」の構築」を目標に行政改革に取り組む。 市役所全体が計画的に行財政改革に取り組むため、平成23年度に三次市行財政改革大綱を策定し、また、その大綱に基づき具体的な取組項目をまとめた三次市行財政改革推進計画を策定し、平成26年度までの間、計画的に行財政改革を推進している。	市を構成する市民、住民自治組織等の役割分担による「新しい公共」の構築を目標に、三次市行財政改革推進計画を着実に実施する。	市民	三次市行財政改革推進計画に定める51項目の取組を推進する。	持続可能な行財政基盤の確立と、市を構成するみんなが公共サービスを担う「新しい公共」の視点による取組を進め、市民満足度を高めていく。 「新しい公共」に関するグループ討議を行った。	平成23年度評価は「拡大」で、市民と行政の協働に関し改善の必要性が指摘事項として示された。行財政改革推進のための職員研修会を開催し、「新しい公共」に関するグループ討議を行った。		(1) 取組項目数 項目 62 51 51 (2) 39,839.4 (3) 76,059.5 (4) 294,706.6	行財政改革による削減効果額	行財政改革による削減効果額	4	3	4	3	4	3	5	24	B	拡大	限られた資源を有効に活用し、将来の市民に誇れるまちづくりを推進するため、行財政改革の着実な実施による改革の必要性は高い。				2市民と行政の協働と連携	有	3市民と行政の役割分担の見直し															
233	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政状況の公表	「収入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金」の現在高、その他財政に関する事項を公表するよう定められており、毎年度、前年度決算と当該年度上半期の状況を11月までに、当該年度下半期の状況を翌年度5月末日までに公表している。 そのほか、ホームページ、広報誌に予算編成や決算状況等、財政状況等をわかりやすく掲載する。	市民が市の財政状況を理解しやすくなるため、用語や視覚に留意するなどわかりやすく、また、地方債の負担状況や基金の残高状況を含め各指標データ等興味を持っていただけるような広報内容を研究する。	全市民	予算の執行状況や決算状況及び財政見直しなどを、ホームページや広報誌に掲載し、市民に公表、周知をする。	市民が市の財政状況を理解するため、わかりやすく興味を持っていただけるような広報を行う。	ホームページに類似団体との財政比較分析や歳出比較分析等を掲載した。		(1) 181,750.4 (2) 181,000.5 (3) 181,700.6	ホームページ(予算と決算)へのアクセス数	自治体の財政状況に対する関心の高さが	自治体の財政状況に対する関心の高さが	4	3	5	5	5	5	27	A	継続	わかりやすく内容に心がけ、用語解説やカットなどによる図示または財政見直しや類似団体との比較等も含め財政状況を公表するよう取り組んでいく。さらに内容や手法を研究し、市民が興味を持ち理解するためにわかりやすく広報を行う必要がある。				1積極的な情報公開と市民との情報共有	有	4内容の改善(行政サービスの見直し)															

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価 ※ ランク:A.27～30 B.22～26 C.17～21 D.12～16 E.6～11 ※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with 31 columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事業名, 事業概要, 今後の課題(ミッションの達成との関連), 事務事対象者等, 手段, 目的, 前年度の対応, H23年度事業費(千円)(職員人件費含む), 活動指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 活動指標(1)単位あたりコスト, 成果指標, H22年度, H23年度, H24年度, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コスト削減の余地, 市役との妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, H22年度評価, H23年度評価, H24年度評価, 1次総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次評価事務事業, 拡大・縮小, 改善の必要性. The table contains 3 rows of detailed evaluation data for various municipal projects.

平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	前年度の対応	H23年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H2 23年度 評価	H2 24年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局案		拡大・縮小	改善の必要性															
														活動指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度							説明	目的適合性			実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分	判断理由	内容	その他 内容	有 無	改善 区分
238	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	21	収納課	公売・ネット公売	インターネットを活用するネット公売は、従来型の公売手法と比べ周知(宣伝効果)において飛躍的に進歩した手法である。より多くの入札参加の機会を提供することとなり、高値での換価処分が可能となる。	公売、ネット公売は、税等の債権を確保するための国税徴収法に基づく行政手続きである。不動産の差押から換価までの手続きについても債権差押と同様に公権力の行使である。よって徴収職員の法令の理解、習得や折衝能力等のスキルアップが基本的に必要とされる。	入札希望者	差押物件をより高値で換価し市税に充当する。	市民が自らの責任において納税することの理解。		724	(1) 公売件数 件	3	1	2	H23年度: 不動産1件	H22 2 242,333	(4) 売却価格 円	2,000,000	793,000	3,000,000		5	5	5	5	5	5	29	A	継続						8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)										
239	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	債権確保対策事業	①市財政の確立②法律優先債権管理の確立③公平性の堅持④自らの責任と義務で納付する「自主納付」の確立の、4つの基本理念を根拠に、三次市行政改革推進計画に則り、効率的で市民から信頼を得られる行政運営に資する。実施に当たっては、三次市債権確保対策本部会議において、具体的取組みを審議決定し、全庁職員をもってこの事業を実施する。	私的債権の回収に伴う知識と技術的スキルの向上。少額滞納債権に対する回収意識の向上。	市民	三次市債権確保対策本部で決定される具体的方針に基づき、市職員が一丸となって公的負担の履行と債権回収を実施する。	自主納付の確立	債権繰越額は対前年比△3.45%(38,740,993円)の効果となっている。	24,895	(1) 行動延人数	2,747	2,674	2,500	各債権部単独での実施増により、支所職員の行動数が減少。	H22 2 24 6,826	(4) 回収金額 円	27,059,956	26,976,751	30,000,000		5	4	5	5	5	29	A	継続						1	4	内容の改善(行政サービスの見直し)										
240	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	企画調整課	実施計画策定業務	三次市総合計画(みよし百年物語)、新市まちづくり計画(合併市町村建設計画)を基本に、本市の主要政策を体系的、効率的に実現するための、向こう3年間(平成24年度～平成26年度)に実施する主要事業を調整し、適切な進行管理を行うことを目的に策定し、毎年ローリング方式により見直しを行っている。	今後の財政構造の中で、実施計画の本質的役割を、どのように位置付けていくのかが課題であり、総合計画以下、トータルシステムとしての行政運営システムの中で位置付けることが最優先である。	市民	各部署の要望調査によりヒアリング等を行い、みよし百年物語、新市まちづくり計画、財政計画及び財政推計との調整を図りながら、3年間の実施計画を策定する。	主要施策(事業)を計画的、効率的に推進するため。	副次的効果を持つ事業について、グルーピングによる再掲によって、より体系的な計画の見せ方を工夫した。	2,171	(1) 実施計画策定業務 式	1	1	1	計画業務の調整に係る各部署との協議等は随時行っており、その活動量を測ることは困難であるため、実施計画策定業務の成果指標として、	H22 2 24 2,180,000	(4) 計画の策定 式	1	1	1		4	3	3	5	4	23	B	継続						8	事務事業の効率化(行政サービスの見直し)											
241	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	22	会計課	基金の運用計画	「三次市公金管理及び運用基準」第4条及び「三次市債券運用指針」に基づいて安全・有利に管理・運用する。	①基金の管理は、国債などの債券で運用する方がメリットが大きい。しかし、リスクを最小限に抑えるため、取得価格については、額面以下とし、購入する債券は、残存期間が概ね20年を超えない債権とするなどの対策を講じることが必要である。②また、時機を見据えての定期預金の預入れについては確実な利息収入が見込めるため、綿密な計画を立てて基金の運用にあたる必要がある。	市民	①「三次市公金管理及び運用基準」及び「三次市債券運用指針」に基づいて管理・運用する。②各金融機関口座を整理し、一括運用を進める。③ペイオフ対策として、より安全で有利な債券での運用比率を高める。④定期預金を預入する場合は、各金融機関の財務状況をチェックするとともに、原則として各金融機関に対する地方債残高の範囲内での運用とし、見積書の提出を求め有利な運用先を選定する。	適正で効果的な基金の管理・運用	基金を安全で確実に運用することを市民から求められているところである。	724	(1) 入札件数 件	6	8	10		H22 2 24 168,095	(4) 年度末運用益 円	600,894,488	140,021,770	120,000,000		5	5	5	5	5	28	A	継続						6	成果の向上(行政サービスの見直し)											



平成24年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価結果)

※ 各評価項目は、1～5の5段階で評価

※ ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

※ 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	前年度の対応	H23年度事業費(千円)(職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割			必要性		合計点	H22年度評価	H23年度評価	1次総合評価		拡大・縮小		改善の必要性		2次評価事務事業案		拡大・縮小		改善の必要性					
														活動指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	1次総合評価理由	2次評価理由	内容	その他の内容	有無	改善区分	内容	その他の内容	有無	改善区分
242	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	22	会計課	資金の運用計画	適正な資金運用を行うため、毎月各課から提出された収入収支計画に基づき、毎月資金運用収支計画を立て、資金に不足が生じる場合には、支払い時期の調整または基金からの借入(繰替)、金融機関からの一時借入で対応する。資金に余裕がある場合は、定期預金等で運用(保管換)することにより運用益を確保する。	「自主財源の確立」に寄与するため、資金の運用益の増加と最小限度の借入を目指す。そのためには、早い段階での詳細な収支予定を把握する必要があるが、収入予定を把握することは困難である。従って、不測の事態でも対応できる決裁の仕組み(一時借入金が必要な場合の借入額・借入期間の設定)各金融機関への借入利率の照会(預入先決定)を定着させることが課題である。	市民	①各課の収支計画に基づく資金運用収支計画の作成 ②収入収支計画に基づく資金運用・支払い時期の調整、基金からの借入・返却(繰替・繰戻)、金融機関からの借入・返却、定期預金等への預金(保管換)	市民への新たな負担を生じさせない資金運用(金融機関から一時借入をしない)を、計画報告が正確なものではないので、財政課との連携により、報告の正確性を強化していく必要がある。	1,447	1,060,763	1,431,359	1,500,000	60,583	運用益	円	資金を有効に運用するため、保管換することにより運用益を確保できる。	運用については、一年以内の運用に限定されるので、安全性・確実性を考慮し、指定金融機関等の定期預金等による運用が適切である。借入については、基金からの繰替運用が適切であるが、場合によっては、民間金融機関からの一時借入による資金繰りも必要となる。	5	5	5	5	5	5	5	4	4	28	A	継続	継続	典型的な業務であるが、資金の管理運用は必要である。	今後も支出予定の早期把握に努めながら、四半期ごとの資金運用計画を立て、効率的な資金管理を行う。	有	6	成果の向上(行政サービスの見直し)							